# 平成28年第4回

# 甲佐町議会12月定例会会議録

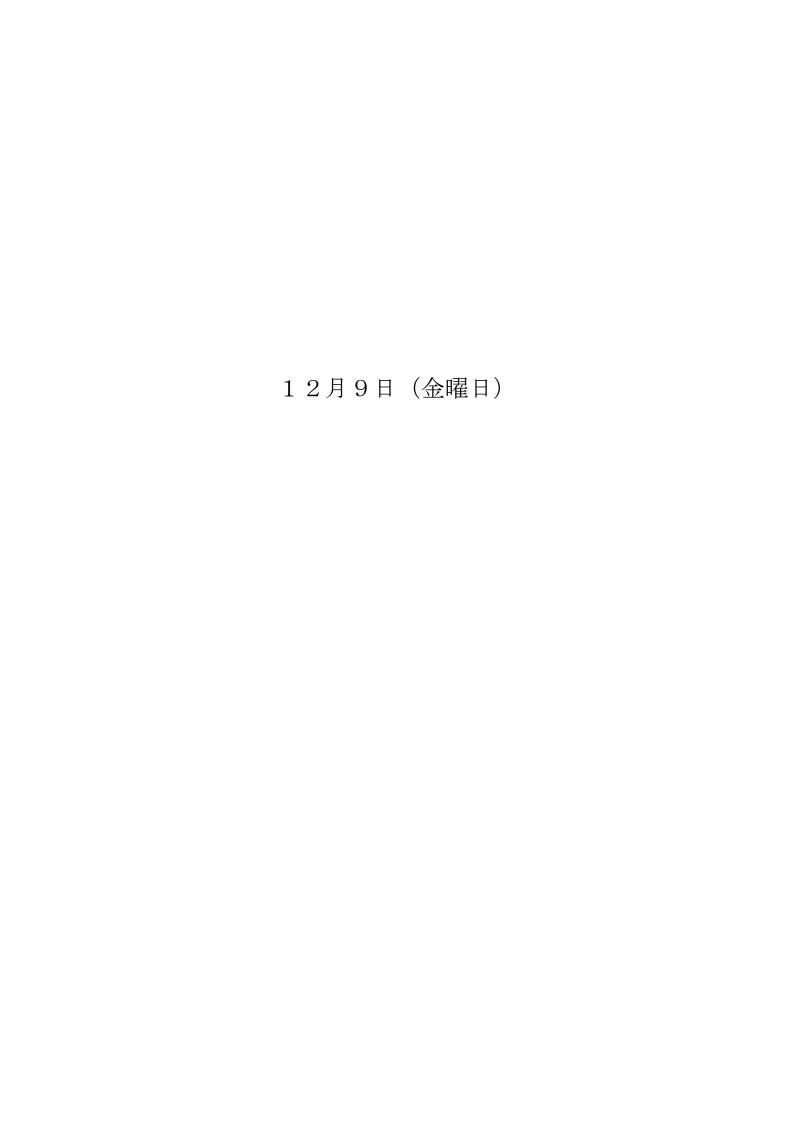
平成28年12月9日~平成28年12月13日

熊本県甲佐町議会

# 平成28年第4回甲佐町議会(定例会)目次

〇12月9日	(第1号)		
応招議員			1
不応招議」	員		1
出席議員			1
欠席議員			1
本会議に	職務のため	か出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
地方自治	法第121条	の規定により説明のために出席した者の職氏名 ・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
開会・開	議		2
日程第1	会議録署	署名議員の指名について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
日程第2	会期の決	央定について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
日程第3	議長の諸	者般の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
日程第4	町長の携	是案理由の説明について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
〇12月12日	(第2号)		
応招議員			8
不応招議」	員		8
出席議員			8
欠席議員			8
本会議に	職務のため	め出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
地方自治	法第121条	の規定により説明のために出席した者の職氏名 ・・・・・・・・・・・・・・・・	8
開議 …			9
日程第1	一般質問	引(4人) · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9
	2番	佐野安春議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	9
	4番	宮本修治議員 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	23
	6番	西坂和洋議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	28
	9番	本郷昭宣議員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
散会 …			• 43
〇12月13日	(第3号)		
応招議員			44
不応招議」	員		44
出席議員			44
欠席議員			44
本会議に	職務のため	か出席した者の職氏名・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	44
地方自治	法第121条	の規定により説明のために出席した者の職氏名 ・・・・・・・・・・・・・・・・	44

開議			46
日程第1	諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	46
日程第2	同意第5号	甲佐町教育委員会の任命につき同意を求めることについて	47
日程第3	承認第14号	専決処分の報告及び承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	48
日程第4	議案第51号	工事請負契約の締結について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	51
日程第5	議案第52号	甲佐町税条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	54
日程第6	議案第53号	甲佐町国民健康保険税条例の一部改正について	56
日程第7	議案第54号	甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する	
		条例の一部改正について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	57
日程第8	議案第55号	指定管理者の指定について	61
日程第9	議案第56号	平成28年度甲佐町一般会計補正予算(第7号)	63
日程第10	議案第57号	平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号) · · · ·	83
日程第11	議案第58号	平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)	85
日程第12	議案第59号	平成28年度甲佐町水道事業会計補正予算(第1号) · · · · · · · · · · ·	88
日程第13	要望第5号	「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」に	
		ついて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	90
追加日程第	第1 発議第2	2号 「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」	
		について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	92
日程第14	議会運営委員	会行政視察研修の報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
日程第15	議員行政視察	その報告について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	94
日程第16	総務文教常信	E委員会からの閉会中の継続審査の申し出について ·····	95
日程第17	産業厚生常住	E委員会からの閉会中の継続審査の申し出について ·····	95
日程第18		会からの閉会中の継続審査の申し出について	95
閉会 · · · · ·			96



# 平成28年第4回甲佐町議会(定例会)議事日程

# (第1号)

1. 招集年月日 平成28年12月9日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会12月9日午前10時00分議長宣告1. 散会12月9日午前10時33分議長宣告

# 1. 応招議員

1番	Щ	内	亮	_	2番	佐	野	安	春	3番	荒	田		博
4番	宮	本	修	治	5番	福	田	謙	$\equiv$	6番	西	坂	和	洋
7番	宮	Ш	安	明	8番	緒	方	哲	哉	9番	本	郷	昭	宣
10番	渡	邊	俊	_	11番	本	田		新	12番	中	村	幸	男

# 1. 不応招議員

なし

# 1. 出席議員

1番	Щ	内	亮	_	2番	佐	野	安	春	3番	荒	田		博
4番	宮	本	修	治	5番	福	田	謙	$\equiv$	6番	西	坂	和	洋
7番	宮	Ш	安	明	8番	緒	方	哲	哉	9番	本	郷	昭	宣
10番	渡	濞	俊	_	11番	本	Ħ		新	12番	中	村	坴	男

# 1. 欠席議員

なし

# 1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島明広 議会事務局事務長 山本洋子

# 1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町	長	奥	名	克	美	副	町	ſ	長	師	富	省	三
会 計 管 理	者	本	田	克	典	総	務	課	長	内	Щ		洋
企 画 課	長	西	坂		直	くら	し安全	推進室	逐長	清	水		明
税 務 課	長 :	北	畑	公	孝	住月	民生:	活 課	長	古	閑		敦
総合保健福祉センター	·所長	井	上	美	穂	福	祉	課	長	北	野		太
産業振興課	長	岡	本	幹	春	建	設	課	長	志戸	岡		弘
環境衛生課	長	橋	本	良	_	会	計	課	長	本	田	克	典

町民センター所長 中 林 健 次 教 育 長 蔵 田 勇 治 学 校 教 育 課 長 荒 田 慎 一 社 会 教 育 課 長 吉 岡 英 二 農業委員会事務局長 岡 本 幹 春 選挙管理委員会書記長 内 山 洋 代 表 監 査 委 員 本 田 進

- 1. 開会 12月9日 午前10時33分
- 会議録署名議員の指名について 議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。
   10番 渡 邊 俊 一
   11番 本 田 新
- 1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

- 1. 会議に付した事件
  - 日程第1 会議録署名議員の指名について
  - 日程第2 会期の決定について
  - 日程第3 議長の諸般の報告について
  - 日程第4 町長の提案理由の説明について
- 1. 議事の経過

開会・開議 午前10時00分

**〇議長(緒方哲哉君)** おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより平成28年第4回甲佐町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程を報告します。本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので朗読を省略いたします。

### 日程第1 会議録署名議員について

〇議長(緒方哲哉君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。今定例会の会議録 指名議員は、会議規則第117条の規定により10番渡邊俊一議員、11番本田新議員を指名いた します。

# 日程第2 会期の決定について

- **○議長(緒方哲哉君)** 日程第2、会期の決定についてを議題とします。本件は議会運営 委員会に付託しておりますので委員長の報告を求めます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 7番、宮川議会運営委員長

**〇7番(宮川安明君)** おはようございます。それではご報告申し上げます。先の定例会におきまして、付託を付託受けておりました平成28年第4回の定例会の会期ならびに日程について議会運営委員会よりご報告を申し上げます。さる11月28日に議会運営委員会を開催し、執行部から町長、総務課長、総務係長、財政係長の出席を求め、正副議長を交え執行部からの提出案件および一般質問、その他の案件を勘案し、お手元に配布のとおり、本日11月9日から13日までの5日間と決定をいたしました。本日は会期の決定、議長の諸般の報告、町長の提案理由の説明、10日および11日は、議案調査のため休会、12日は一般質問、13日は人事案件、専決処分案件、工事請負契約の締結案件、条例案件、指定管理者の指定案件、平成28年度一般会計補正予算および各特別会計補正予算、要望案件、その他議会提出案件についての審議、以上のとおり議会運営員会では決定をいたしましたので賢明なる議員各位におかれましては、よろしく御審議のうえご決定いただきますようお願い申し上げ報告といたします。よろしくお願いいたします。

**〇議長(緒方哲哉君)** はい、会期の日程につきましでは、ただ今の宮川委員長の報告の とおり決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 異議なしと認めます。よって今期定例会の会期は、ただ今の宮川 委員長の報告のとおり、本日12月9日から13日までの5日間と決定いたしました。

#### 日程第3 議長の諸般の報告について

○議長(緒方哲哉君) 日程第3議長の諸般の報告を行います。議長の諸般の報告については、議席に配布のとおりですので、説明を省略いたします。以上で議長の諸般の報告を終わります。しばらく休憩します。

休憩 午前10時35分 再開 午前10時36分

\_\_\_\_\_

〇議長(緒方哲哉君) 引き続き会議を開きます。先ほど委員長から報告がございまして、会期を本日の12月9日から13日までの5日間と決定いたしました。続きまして諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦ついて、同意第5号甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて、承認第14号専決処分の報告及び承認について、議案第51号工事請負契約の締結について、議案第52号甲佐町税条例の一部改正について、議案第53号甲佐町国民健康保険税条例の一部改正について、議案第54号甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第55号指定管理者の指定について、議案第56号平成28年度甲佐町一般会計補正予算第7号、議案第57号平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算第3号、議案第58号平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算第2号、議案第59号平成28年度甲佐町水道事業会計補正予算第1号、その他議会提出案件を一括上程いたします。

日程第3、議長の諸般の報告を行います。議長の諸般の報告については、議席に配布のと おりですので朗読を省略いたします。以上で議長の諸般の報告を終わります。

#### 日程第4 町長の提案理由の説明について

○議長(緒方哲哉君) 日程第4、町長の提案理由の説明を求めます。 奥名町長。

**〇町長(奥名克美君)** 皆さんおはようごさいます。本日は、平成28年第4回甲佐町議会 定例会を召集いたしましたところ議員各位におかれましては、大変ご多忙の中、ご参集をいただきましてまことにありがとうございました。それでは、早速でありますけれども今期定 例会に提出いたしております各議案について提案理由の説明を申し上げます。

今期定例会に提案いたしております案件は、人事案件が2件、承認案件1件、工事請負契約の締結案件1件、条例の一部改正案件3件、指定管理者の指定案件1件、平成28年度甲佐町一般会計及び特別会計補正予算案件が4件、合計12件でございます。以下各議案について順次ご説明を申し上げます。

まず諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてご説明申し上げます。本件は、人権 擁護委員の沼田峰子氏が平成29年3月31日で任期満了となるため、同氏を再任いただけるよ う人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により 議会の意見を求めるものであります。

同意第5号甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについてご説明申し上げます。本件は、現委員の西坂登氏が平成28年11月30日で辞職をされたことに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により新委員の任命について議会の同意を求めるものでございます。

次に承認第14号、専決処分の報告及び承認についてご説明申し上げます。この専決処分は 平成28年度甲佐町一般会計補正予算第6号であります。この補正予算は、熊本地震及び豪雨 災害による復旧費について既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億300万円を追 加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ135億6,129万6,000円といたしております。 今回の補正は、歳出では、農業用施設災害復旧費に8,300万円、林業施設災害復旧費に2,000 万円を追加し、財源は県支出金、繰入金、町債に求めております。

次に議案第51号、工事請負契約の締結についてご説明申し上げます。本件は、熊本地震による乙女小学校復旧工事について、議会の議決にすべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定によりご議決をお願いするものであります。

次に議案第52号、甲佐町税条例の一部改正についてご説明申し上げます。本件は、所得税 法等の一部を改正する法律及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所 得税等の非課税に関する法律、施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、本条例の一部 改正をお願いするものであります。

次に議案第53号、甲佐町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明申し上げます。本件も所得税法等の一部を改正する法律及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主

義による所得税等の非課税に関する法律、施行令等の一部を改正する政令の公布に伴い、本 条例の一部改正をお願いするものであります。

次に議案第54号、甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。本件は、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、農地利用最適化交付金事業が創設されたことに伴い、本条例の一部改正をお願いするものであります。

次に議案第55号、指定管理者の指定についてご説明申し上げます。本件は、甲佐町総合保 健福祉センター施設の一部について指定管理者による管理運営を行いたいので地方自治法第 244条2第6項の規定によりご議決をお願いするものであります。

次に議案第56号、平成28年度甲佐町一般会計補正予算第7号についてご説明申し上げます。 この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ42億807万3,000円を追加し、 歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177億6,936万9,000円といたしております。補正の 主な内容について、まずは歳出からご説明を申し上げます。総務費では、総務管理費に個人 情報保護等安全管理体制整備委託料1,155万6,000円、地域間幹線系統確保維持費補助金488 万5,000円、ふるさと甲佐応援基金積立金501万8,000円、電算システム改修委託料1,761万 3,000円、災害公営住宅整備事業委託料9億9,049万円、災害公営住宅造成工事4,800万円、 用地買収費7,459万円、ビニースハウス移転補償費1,480万円などを追加し、空き家等調査業 務委託料220万円、空き家再生改修事業費補助金400万円、防犯灯設置工事費498万円、町営 バス運休対策補助金300万円などを減額をしております。民生費におきましては、社会福祉 費で介護保険特別会計繰出金625万9,000円、平成27年度後期高齢者医療市町村療養給付費追 加負担金858万8,000円を追加し、後期高齢者医療療養給付費負担金184万4,000円などを減額 し、障害者福祉費の財源内訳変更を行っております。また災害救助費で災害弔慰金1,000万 円を追加し、時間外勤務手当5,576万3,000円、需用費491万8,000円、災害援護資金貸付金 3,200万円などを減額しております。衛生費では、保健衛生費で浄化槽設置整備補助金1,260 万6,000円などを追加し、国民健康保険特別会計繰出金426万4,000円、多世代・多機能型健 康増進事業委託料785万1,000円、妊婦健診委託料283万3,000円などを減額しております。ま た清掃費で手数料919万4,000円、解体撤去処理業務委託料2,492万4,000円、災害廃棄物収集 運搬処理業務委託料17億6,577万3,000円、災害廃棄物集積所管理業務委託料2,031万3,000円 などを追加し、報酬198万1,000円などを減額しております。農林水産業費では、震災復旧緊 急対策経営体育成支援事業補助金7億8300万円、臨時崩壊防止工事3,158万4,000円などを追 加し、機構集積協力金481万2,000円、鳥獣被害対策担い手育成加速化(対策強化)事業補助 金230万円を減額しております。商工費では、甲佐町観光案内看板等設置工事1,000万円、観 光協会補助金300万円などを減額しております。土木費では、道路橋りょう費で道路維持費 の測量設計委託料310万円を追加し、道路新設改良費の町道改良舗装工事2億4,301万円、用 地買収費2,750万円、立木等補償費4,680万円などを減額し、住宅費で災害関連地域防災がけ 崩れ対策事業委託料1,500万円、仮設住宅物置リース料2,831万8,000円、災害関連地域防災 がけ崩れ対策工事1億3,880万円など追加し、町営住宅長寿命化修繕工事2,100万円、定住促

進住宅改修工事4,300万円などを減額しております。消防費では、費用弁償333万円、特定空き家解体補助金240万円などを減額しております。教育費では、学びの森活動推進事業施設環境整備工事80万円などを追加し、甲佐町通学用シャトルバス運行委託料340万7,000円、国際交流事業補助金120万円などを減額しております。災害復旧費では、農林水産施設災害復旧費の農業用施設災害復旧費に工事請負費1億6,000万円、林業施設災害復旧費に工事請負費2億円を追加し、応急災害復旧費の財源内訳変更を公共土木施設災害復帰費に工事請負費3億6,120万3,000円などを応急災害復旧費に、工事請負費300万円を追加し、町営住宅等施設災害復旧費の財源内訳変更を行い、厚生労働施設災害復旧費の民生施設災害復旧費においても財源内訳変更を行っております。また、文教施設災害復旧費の乙女小学校校舎及び体育館外構復旧工事1,400万円、中早川集会所災害復旧工事400万円などを追加しております。公債費では、長期債元金償還金5万9,000円を追加し、長期債利子償還金362万7,000円を減額しております。

次に歳入では、町税では町民税3,570万円、固定資産税1,830万円を減額しております。地 方交付税では、2億5,980万円を追加しております。国庫支出金では、国庫負担金に災害復 旧費国庫負担金3億6,824万9,000円を追加し、国保保険機構安定負担金64万3,000円を減額 し、国庫補助金に災害公営住宅整備事業費補助金7億4,286万7,000円、災害等廃棄物処理事 業費補助金9億1,098万7,000円、公共土木施設災害復旧事業査定設計委託費補助金7,100万 円などを追加し、道路橋梁費補助金の社会資本整備総合交付金2億3,324万6,000円、住宅費 補助金の社会資本整備総合交付金4,360万3,000円などを減額しております。県支出金では、 県負担金に災害救助費負担金4,831万7,000円、災害弔慰金負担金750万円を追加し、国保保 険基盤安定負担金255万6,000円を減額し、県補助金に農地農用施設災害復旧費補助金1億 5,400万円、震災復旧緊急対策経営体育成支援事業補助金6億900万円、農地農業用施設災害 復旧事業査定設計委託費等補助金3,400万円、林道災害復旧費補助金1億2,000万円、林地崩 壊防止事業補助金2,368万8000円、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業補助金1億1,535万円 などを追加し、機構集積協力金481万2,000円などを減額しております。寄付金では、指定寄 付金1,351万円を追加しております。繰入金では、教育施設整備基金繰入金2,500円を追加し、 財政調整基金繰入金3億4,221万7,000円、定住促進住宅施設整備基金繰入金2,450万円を減 額しております。諸収入では、熊本県町村会災害支援金915万9,000円などを追加し、町債で は災害公営住宅建設事業債3億8,980万円、災害関連事業債4,050万円、現年発生災害復旧費、 1億1,850万円、災害対策債9億1,020万円、歳入欠かん債5,600万円などを追加し、過疎対 策事業の道路橋りょう整備事業債1億1,980万円、災害援護資金貸付金3,200万円などを減額 しております。

次に、議案第57号、平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算第3号についてご説明申し上げます。この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ341万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億5,949万円といたしております。歳入では、財政調整交付金39万2,000円、前期高齢者交付金45万6,000円を追加し、一般会計繰入金426万5,000円を減額しております。歳出では、保険給付費の退職被保険者等高額

療養費400万円などを追加し、後期高齢者支援費等の後期高齢者支援金53万1,000円などを減額し、予備費で減額調整をしております。

次に議案第58号、平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算第2号についてご説明申し上げます。この補正予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,052万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億1,965万円といたしております。

歳入では、支払基金交付金で保険給付費交付金1,355万3,000円、国庫支出金で保険給付費 国庫負担金939万3,000円、財政調整交付金435万6,000円などを追加し、地域支援事業交付金、 介護予防事業71万2,000円を減額し、県支出金で保険給付費県負担金633万5,000円などを追加し、地域支援事業交付金、介護予防事業ですけれども、35万6,000円を減額しております。 繰入金では、介護給付費繰入金604万9,000円などを追加し、介護予防事業繰入金35万6,000 円などを減額しております。

歳出では、保険給付費で地域密着型介護サービス等給付費4,242万6,000円、特定入所者介護サービス等給付費563万4,000円などを追加し、介護予防サービス等給付費230万円などを減額し、地域支援事業費では、通所型介護予防事務事業委託料269万7,000円などを減額し、サテライト事業委託料173万5,000円、訪問介護相当サービス・通所介護相当サービス給付費230万円などを追加しており、予備費で減額調整いたしております。

次に議案第59号平成28年度甲佐町水道事業会計補正予算第1号についてご説明申し上げます。

この補正予算は、収益的収入を642万円、収益的支出を1,361万7,000円追加するもので収益的収入の総額を1億5,642万5,000円、収益的支出の総額を1億6,362万2,000円といたしております。収入では、営業収益として給水収益を320万円減額し、営業外収益として災害復旧事業国庫補助金910万円などを追加しております。

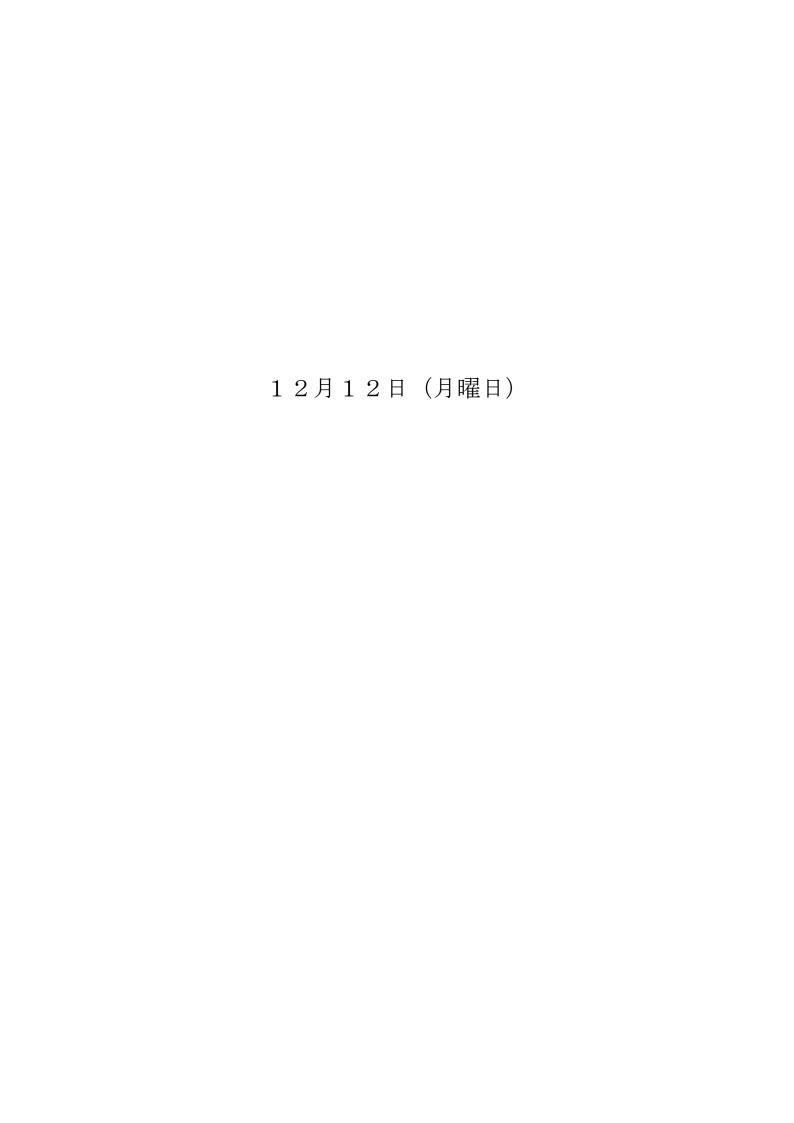
支出では、営業費用の配水及び給水費と総係費を追加、営業外費用の支払利息を減額しております。

以上ご提案をいたしました各議案について提案理由の説明を申し上げましたが、ご審議の 節は、各担当課長に説明をいたさせますので、適切なご議決をいただきますようお願いを申 し上げて提案理由の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

**〇議長(緒方哲哉君)** 以上で町長の提案理由の説明を終わります。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。明日10日と明後日11日は、議案調査のため休会。12日は、午前10時から本議場において会議を開きます。本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でございました。

散会 午前10時33分



# 平成28年第4回甲佐町議会(定例会)議事日程

(第2号)

1. 招集年月日 平成28年12月9日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会
 12月12日
 午前10時00分
 議長宣告
 1. 散会
 12月12日
 午後1時50分
 議長宣告

# 1. 応招議員

1番	Щ	内	亮	_	2番	佐	野	安	春	3番	荒	田		博
4番	宮	本	修	治	5番	福	田	謙	$\equiv$	6番	西	坂	和	洋
7番	宮	Ш	安	明	8番	緒	方	哲	哉	9番	本	郷	昭	宣
10番	渡	邊	俊	_	11番	本	田		新	12番	中	村	幸	男

# 1. 不応招議員

なし

# 1. 出席議員

1番	Щ	内	亮	_	2番	佐	野	安	春	3番	荒	田		博
4番	宮	本	修	治	5番	福	田	謙	$\equiv$	6番	西	坂	和	洋
7番	宮	Ш	安	明	8番	緒	方	哲	哉	9番	本	郷	昭	宣
10番	渡	濞	俊	_	11番	本	Ħ		新	12番	中	村	坴	男

# 1. 欠席議員

なし

# 1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島明広 議会事務局事務長 山本洋子

# 1. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	奥	名 克	美	副	町		長	師	富	省	三
会 計 管 理 者	本	田 克	典	総	務	課	長	内	Щ		洋
企 画 課 長	西	坂	直	くら	し安全	惟進室	長	清	水		明
税務課長	北	畑 公	孝	住月	民生活	舌 課	長	古	閑		敦
総合保健福祉センター所長	井	上 美	穂	福	祉	課	長	北	野		太
産業振興課長	岡	本 幹	春	建	設	課	長	志戸	一岡		弘
環境衛生課長	橋	本 良	_	会	計	課	長	本	Ħ	克	血

町民センター所長 中 林 健 次 教 育 長 蔵 田 勇 治 学 校 教 育 課 長 荒 田 慎 一 社 会 教 育 課 長 吉 岡 英 二 農業委員会事務局長 岡 本 幹 春 選挙管理委員会書記長 内 山 洋 代 表 監 査 委 員 本 田 進

- 1. 開会 12月12日 午前10時00分
- 会議録署名議員の指名について 議長は会議録署名議員に次の2名を指名した。

10番 渡 邊 俊 一

11番 本 田 新

1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

- 会議に付した事件 日程第1 一般質問
- 1. 議事の経過

開議 午前10時00分

**〇議長(緒方哲哉君)** おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。本日の議事日程は、議席に配付のとおりですので朗読を省略いたします。

#### 日程第1 一般質問

**〇議長(緒方哲哉君)** 日程第1、一般質問を行います。

今定例会の文書による一般質問の通告は4名です。順次、質問を許します。なお、議事の進行上、かねてからの申し合わせのとおり、一議員あたり質問時間を概ね一時間として議事運営をさせていただきますので、質問者ならびに答弁者の的確な対応をお願いいたします。 最初に2番、佐野安春議員の質問を許します。2番、佐野議員。

**○2番(佐野安春君)** 早速ではございますが、一般質問通告書に従いまして質問をおこないます。甲佐町における熊本地震の被害は、家屋の被害だけでも住家1,977棟、住家以外1,954棟、合わせて3,931棟の過去に例を見ない甚大なものでした。全壊等で住家を失くされた世帯数で200を超える町民の皆さんが今、町内5カ所の仮設住宅で暮らされています。見なし住宅・仮設住宅で生活を余儀なくされている町民の皆さんも少なからずいらっしゃいます。町予算においても27年度決算歳出総額58億843万円に対し、今年度歳入歳出予算、今議

会に提出されているものも含みますが177億6,936万円。実に2.8倍の規模になっています。 災害の大きさが財政の規模から見ても分かります。多くの町民の皆さんが今、苦難の中で生活をされています。そういう中で私は一町会議員として、町民の皆さんのために何ができるか考え被害の大きかった地区を訪ね被災者を見舞い、皆さんの要望を聞いたりしました。来るのが遅いと怒られたこともあります。避難所や仮設住宅にお住いの皆さんに支援物資を何度か届けたりもしました。議員に当選した時に議員必携をいただきました。その中に議員の職責について書かれております。議員がただ単に住民の声と心を代弁し、代弁するだけの役割に終始するだけではなく、一歩踏み出して常に住民の中に飛び込み、住民との対話を重ね、住民の悩みと声を汲み取りながら議論を重ねて調査研究を進め、住民全体の福祉向上と地域社会の活力のある発展を目指して、その実現に積極的に努力することが大事であるとあります。理想的であるかもしれませんが、私が目指す議員はそういう姿であると考えます。

さて、町が甲佐町震災復興計画を、アンケートに寄せられた435名の町民意識調査及び町 民と職員併せて36名の方々の甲佐町復興計画策定委員会による真剣な検討を踏まえて立案さ れたものに対して、私は町民生活の再生と復興が第一であると考え問題点・課題と思われる ことに対し自分なりに検討し町当局に対して問いたいと考え質問をいたします。

まず第一に、一部損壊家屋への支援について質問いたします。この問題については9月議会において質問をいたしましたが、この間、一部損壊被災者への支援について熊本県が支援することを決定し、新聞報道によれば一部損壊の判定を受けた世帯に対し住宅修理に100万円以上かかった世帯に一律10万円を支給する案を固めたとあります。一部損壊被災者への支援は基本目標2の中で復興基金等で補修するための補助制度の創設等を国・県に要望するとあります。この県の決定は、町が考える補助制度の創設として達成されたものと考えているのでしょうか、答弁をお願いします。

#### **〇議長(緒方哲哉君)** 住民生活課長。

○住民生活課長(古閑教君) はい、一部損壊家屋への支援ということで、今議員がおっしゃいましたように、一部損壊世帯への支援につきましては、国・県からの義援金につきましては、先月11月29日に開催されました県の義援金配分委員会の方で、一部損壊世帯に対する配分が決定されたところでございます。配分基準また基準額につきましては、住家につきまして一部損壊の判定を受けて、議員が言われましたように修理費用に100万円以上支出した世帯について10万円を配分するということになっております。ただ、修理費用の対象範囲がありまして日常生活に欠くことができない部分の修理でして、内装や外構、外壁等のブロック塀、そういった所の工事につきまして、また家電製品につきましては除くということになっております。対象となる世帯につきましては現在のところ、一部損壊の罹災証明の発行が約860棟位なっておりますけれども、その内、修理費用に100万円かかったっていうところが今のところ予想がつかないような状況になっております。で、町に寄せられております義援金についてですけれども、そういったものを何等か使って何等かの支援ができないかということでございますけれども、一応町の配分委員会でも一部損壊家屋に対する支援そういった部分についても意見は出ているところでございます。ただ、被害調査、また、罹災証明の

発行が継続中でございまして、まだ、被害の状況がある程度固まった段階で再度委員会を開催いたしまして、また他町の動向も考慮しながら決定するということで、現在町の方に寄せられております義援金については保留をしているというような状況でございます。以上です。

# **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。

○2番(佐野安春君) 被災後ですね、ちょうど8ヶ月になろうとしています。私は、町に送られた義援金というのは、一部損壊被災者まで含めて支援する方向で考えていただきたいというふうに思います。復興計画、28年11月4日現在の家屋被災状況によれば全壊から一部損壊までの被災棟数は1,977というふうになってます。同じ郡内でですね、益城町は12月1日に全壊から一部損壊まで義援金を全壊10万から一部損壊5万円まで独自に支給することを明らかにしています。また、12月9日付け熊日新聞には八代市が、一部損壊に独自見舞金として修理費30万以上100万円未満へのケースに一律3万円を支給する考えとあり、財源は市に寄せられた寄付金4,060万とふるさと納税を元に創設した基金を充てるとあります。この様な支援の在り方は、ここ甲佐町においても可能であるというふうに考えます。町に送られている義援金2,200万と不足する場合にはですね、八代市と同じようにふるさと納税基金も活用するとか、そういった方法もあるかというふうに思います。具体的にどのように支援するか、私としては本年度中の早期に案を決めて良いのではないかと思いますが、いかがでしょうか。

#### **〇議長(緒方哲哉君)** 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) 町の方に義援金を寄せていただいている金額については、ただ今、 佐野議員がおしゃったとおり正確な数字で申し上げますと2,283万7,487円が寄せられており ます。で、郡内の状況、特に被災の酷かった益城町辺りについては9億円余りの金額が寄せ ておられますし、非常に本町と比べますと相当な開きがあるということはご理解いただきた いというふうに思います。それと、一部損壊それから全壊まで含めたところの被害を受けら れた戸数についてもやっぱり2,500戸以上に上るということですね、仮に配分するにあたっ ての非常に期待されるような支援ていうか、できるかどうか、そういった疑問もあるってい うのは現実にあります。最終的には義援金の配分委員会の中で議論して頂こうとは思ってお りますけれども、一般財源から充当するとか、それから支援金等からという話もありますけ れども、今後の復興・復旧にかかる経費、それと国辺りの補助事業をいただきながら色んな 事業を進めて参りますけども、町の負担金も相当な額に上ります。こういったところもやは り勘案しなくちゃならないっていうものが現実であります。そこで、復興計画の中にも盛り 込んでありますけれども、今現在、プレミアム商品券の件もですね、ちょっと色々研究して みたいなっていう思いがありますし、そういった事業を行う中で工夫ができないか、その辺 について考えてみたいという思いは今持っているところであります。以上です。

#### **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。

**〇2番(佐野安春君)** 私は今回の熊本地震、やっぱりこう町民全員が今回の地震の被災者であるというふうに思います。やはり、住家や農地に被害が無かった方もですね、車中に避難したりですね、避難所で寝泊りしたり、まあ一時的には食事にも困ったというようなこ

とがありました。あの大きな音ですね、最初の地震、2回目・3回目の地震であの音と振動には誰もが恐怖を感じ、まあ繰り返される余震にもですね、耐えきらない程のですね、怖さをですね、やっぱり町民が感じているというふうに思います。で、この計画の中にもあありますが、被災された方々の痛みを最小化するということは、できる可能性があることは実践しよう、挑戦しようということになると思います。私としてはできる可能性の一つが一部損壊被災者への支援であるというふうに考えます。これまで甲佐町の地震対応は、やはり罹災証明書の発行だとか、やはり仮設住宅の建設、色んな面で、今回の復興住宅の建設もそうです。そういったところで、やっぱりこう県内外から高く評価されているというように思います。そういうことは私は素晴らしいことだと思いますが、やはりもう一つこれから地震対応の早さと内容の充実ということを含めて町民に喜んでもらえるよう力を尽くす必要があるというふうに考えます。

次の質問に移っていきます。2番目に復興住宅整備についてお尋ねをいたします。10月に行われた町議会議員研修におきまして、新潟県旧山古志村を視察し、復興住宅などについて研修を行いました。そこでは入居者に対していくつかの配慮がありました。住戸周囲に入居者の生きがいとなる菜園を作り、家の中のどこにいても家族の気配を感じられる住まい構造や、コミュニティーの維持に配慮しているとありました。これからのことではありますが、今の時点において居住者が住み良い環境などについて考えていることはありますでしょうか。お願いします。

#### **〇議長(緒方哲哉君)** 企画課長。

**○企画課長(西坂直君)** はい、今回の災害公営住宅の建設にあたりまして、一応基本方針というものを作っておりますが、その中の一つにゆとりのある街路空間の創出ということを掲げております。宅地内の低木植樹・植栽でありますとか、玄関周りのスペースにゆとりのある街路空間の形成を図るということで考えております。で、現段階では2戸を一つの棟といたしまして平屋建てで建設を計画をしております。まだイメージということで配置図等についてはお示しをしているところでございますが、これから建設にあたりましては熊本県の方に一応、建設委託をするようにしております。その県とレイアウトや間取りなどについて協議をする上で、そういうゆとり空間でありますとかそういうことについて協議をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

#### **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。

**○2番(佐野安春君)** 町ですね、震災復興計画による町民意識調査の中にもですね、新たな生活スタイルの転換に重要・必要な取組みとしてですね、被災による電力に対する不安などを背景に省資源化や再生エネルギーの導入に期待が高まっているとあります。また、家庭菜園や郷土料理の推進にも19.8%の人が必要と思っています。こうした町民の意識からも復興住宅に、例えば太陽光発電の設備とか家庭菜園のスペース等ですね、そういったものを確保する配慮があっても良いかと思いますが、いかがでしょうか。

# **〇議長(緒方哲哉君)** 企画課長。

**〇企画課長(西坂直君)** はい、建設の上で太陽光発電とか、家庭菜園がどうかというよ

うなことでございますが、これにつきましても先程、答弁いたしましたように、これから熊本県の方とレイアウトや間取りについて協議をいたします。その中で、できるものについては検討したいというふうに思いますし、建設の用地についても、その家庭菜園が確保できるような用地が確保できるかというようなこともございますので、そういう双方とも合わせたところで、これから検討したいというふうに考えております。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- **〇2番(佐野安春君)** 是非、検討いただいて県に対しても町からの色んな提案をしていただきたいというふうに思います。

次の質問に移ります。宅地液状化対策についてお尋ねをいたします。宅地液状化地盤対策 となっている地域及び地区について答弁をお願いします。

- 〇議長(緒方哲哉君) 建設課長。
- ○建設課長(志戸岡弘君) はい、それではお答えいたします。甲佐町におきまして宅地 液状化現象が出ている地域につきましては、芝原地区の方で液状化被害が出ております。被 害の状況等申しますと、宅地・道路に亀裂や噴砂が確認され、液状化による地盤の変状がみ られております。家屋の傾きなどの被害が出ておるということです。これまでに町が行った 調査といたしましては、液状化発生後から国ですとか国関係の機構、それと民間会社の専門 チームにですね、現地に赴いていただいて、そのような液状化が起こり得る調査をお願いし ていて色んな情報収集を計ったところでございます。以上でございます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- **○2番(佐野安春君)** 資料の中にも出されておりますが、芝原団地っていうのは、この中に赤い点がいくつもありますが、町が定住促進のために斡旋した甲佐町開発行為等指導要綱により承認された団地です。団地に土地を購入してマイホームを建てられた方は、町のお墨付きがあるというようなことでしっかり信用して土地を買っていらっしゃるというふうに思います。町としても最大限、被害を受けられた居住者に負担の生じない対策が必要であるというふうに思いますが、町としてそういった面でどのように考えていらっしゃるのか、答弁をお願いします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡弘君)** はい、今後町の対応といたしましては、これまでにそういった現地での調査結果をですね、被害を受けられたその団地の方に住民説明会を行っております。その後に、町で管理をする道路ですとか水道の方も被害を受けておりますので、専門的な調査が必要だということで、今現在、調査をやっているところでございます。その結果についても、結果が分かり次第、地域の被害を受けられた方に説明をいたしまして、今後の家屋などの復旧に役立てていただきたいと考えております。以上でございます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- **〇2番(佐野安春君)** 調査の段階で、どれだけ例えば復旧に費用がかかるかとかいうたことについては、まだ見通しがつかない状況でしょうか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。

**○建設課長(志戸岡弘君)** はい、液状化の復旧についてでございますけれども、液状化する対策といたしましては、今後、液状化をしないような地盤作りの対策をやっていこうと思っております。対策の工法の中には二つ程、一般的な工法がございまして、地下水低下工法といいまして、地下水の方を下げるやり方。それともう一つは地中壁方式といいまして、仕切りを作りまして地盤を液状化しないような工法がございますけれども、一般的には地下水低下工法の方が安価で、民地と民地の境界も影響を受けないということで、一般的に取り上げられているのが地下水低下工法で、甲佐町がどちらの工法でやるかというとは今現在、調査の結果を待って、どういった効果が出るかっていうことで、検討を今後していきたいと思っております。以上でございます。

#### **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。

**〇2番(佐野安春君)** ちょっと課長の方から、まだ肝心なところに触れられてないところがあるんですけども、いわゆるその費用の在り方ですよ。どうなのかということが、やはり住んでいる方に一つ大きな心配の一つだと思うんですよ。それがいつできるのか、また、その費用はどの位かかるのかというようなことが、やっぱりお住いの方は心配なところだというふうに思いますので、その点、今の見通しはどうですか。

#### **〇議長(緒方哲哉君**) 建設課長。

**○建設課長(志戸岡弘君)** それではお答えいたします。宅地液状化防止の対策といたしまして、費用ということですけれども、地下水低下工法で行った場合には公共施設の方も被害を受けておりますので、国の補助事業あたりを活用いたしまして、普通の面積換算をして概算ではございますけれども約1億円程かかるんではないかという見通しでございます。それらの事業費につきましては、国の補助、後は交付税措置などの負担を受けられますので、町の持ち出しとしても1割も満たない程度の金額で済むんではないかというふうに考えております。また個人負担につきましては、そのような維持管理もありますけれども、そういったことは今後の検討課題というふうに思っております。なるべく個人負担がかからないような検討を今後していく必要があると思います。以上でございます。

#### **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。

**〇2番(佐野安春君)** ちょっと回数が限られておりますので、今回はここで終わりますが、是非ですね、やはりこの居住者にできるだけ負担が生じない対策を是非こう検討いただいてですね、やっていただきたいというように思います。

#### **〇議長(緒方哲哉君**) 奥名町長。

**〇町長(奥名克美君)** 確か東日本、中越の時もそうだったかもしれませんけれども、確かその地区の方々の同意がないと、そういった建設課長が説明したような事業についても取り組むことができないというようなお話を聞いております。その工法によっては確か、あの、負担金発生したとあってですね、だからそれだけの負担がやっぱりできないからということで事業ができなかったというような例も多々あったように記憶しております。まずは、どういった工法をやるのかがはっきりしないと、それから先のおっしゃるような支援とかがどこまでできるのか、あるいは厳しいのか、そういった判断も下さなくちゃなりませんけれども、

まだその段階までまだ行っておりませんので、まずは今委託しております調査会社の方の結果を待って内部で協議をすべきじゃないかというような考えを持っているところです。以上です。

# **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。

**○2番(佐野安春君)** やはりですね、これから色んな工程があってですね、時間がかかる問題であるというようなこともあるかと思いますが、やはりここにお住いの方はですね、やっぱ傾いた家にそのまま住んでおられないということで、独自にそういうこう液状化対策といいますか、対策をされている方もいらっしゃいます。やはりあの、そこで住んで生活をされておりますので、この地域においてはやっぱり色んな課題をやっぱりこう早期に解決をいただいて是非対策を実現していただくようにお願いしたいというふうに思います。

すみません、次の問題に移って宜しゅうございますか。内水対策について質問いたします。 内水対策についてはですね、10月に行われました県選出与党国会議員への熊本及び豪雨対策 に関する要望の中で一級河川、緑川の改修促進と併せた強制排水施設の整備及び町管理河川 の改修にかかわる助成制度の拡充について要望をしております。一つは強制排水施設の整備 についての要望でありますが、緑川の改修促進と竜野川との合流点の築堤を含む内水に対し て、直接的な対策となる強制排水施設の整備があります。9月16日に渡邊議員と共に、国土 交通省九州地方整備局の案内により、嘉島町の強制排水施設を視察しました。長い間、嘉島 町中心部は梅雨時や台風シーズンの時には内水が溢れ、水に浸かる常習地帯でしたけども、 強制排水施設の建設で水に浸かることが無くなり、住宅地ができ商業施設ができて、町、中 心部としても発展の方向に向かっております。この排水施設は三カ所設けられているそうで す。町が考える内水対策全体像がこの要望の中で二つ挙げられておりますが、強制排水施設 や調整池などの具体的にはどのような構想を持っているのか、答弁をいただきたいと思いま す。

#### 〇議長(緒方哲哉君) 建設課長。

**〇建設課長(志戸岡弘君)** 具体的な施設としましては、各緑川の支川がございます、湯田川・南谷川ですか、内田川・大井手川ですね、それと竜野川、そういった各支川おにおいて調整池を作ること、または河川改修をすることとかですね、橋桁が断面を阻害しておりますので、そういった対策ができるかどうかの検討を行っているところと、あと、強制排水施設につきましては、緑川との合流地点に作るということを書いておりますけれども、どこに作ったが一番効果があるのか、そういったことも含めて今後、国と協議を進めながら検討していきたいと考えております。以上でございます。

# 〇議長(緒方哲哉君) 佐野議員。

**○2番(佐野安春君)** この要望書の中に具体的なこととしては、竜野川との合流点のところに強制排水施設の整備をというようなことがあったと思うんですよ。もう一つは調整池の補助率のかさ上げですか、その二点が要望書の中にあったと思うんですよ。それで、私としてはそれだけで内水対策が解決するのかなという思いがありまして、やっぱこう強制排水施設についても、竜野川の所に必要だということはわかりますが、それ以外でも数カ所設け

ないと実際こう内水対策が解決できないというふうに思いますが、そういったところで、どういうふうな全体図を考えていらっしゃるのかっていうのが見えなかったものですから質問したところなんですけども、どうですか。

#### **〇議長(緒方哲哉君)** 奥名町長。

〇町長(奥名克美君) これまでも内水対策等につきましては、専門の所に委託をいたし まして、これまで調査した結果がございます。確か議員さんにも配布してあるかと思います けれども、その中で先ほどから課長が答弁しましたような、強制排水を初めとして湯田川そ れから南谷川とかですね、色んな問題点もあろうかと思います。具体的な内容については、 やっぱりこれ専門に、例えば強制排水にしても規模とかどれぐらいの施設が必要なのかとか、 そういったものは調査をかけなくちゃなりませんけども、それを間違えるというのは、これ なかなか厳しところがありますので、現在まで定期的に県それから国の方にも要望活動の方 進めております。その一環として先だって議員もおっしゃいましたとおり、国会議員の先生 方にお願いしましたし、それと先だって12月の6日の日に熊本河川国土事務所の方にも出向 きまして、この内水対策についての要望を実施して来たところです。要望始めてから一気に 解決できるものもありましょうし、ただ根気良く継続的に活動を展開しなくちゃ道が開けな い、そういう案件もあろうかと思います。特に事業規模が大きければ大きい程、通常多くの 時間と労力を要するわけでありますけど、ただ何もせずに動かなければ事は成就しないわけ でありますんで、我々としても引き続きこの内水対策を初めといたしまして、色んな問題に ついては、県それから国の方に積極的に今後も引き続き要望を進めて参りたいというふうに 思います。以上です。

# **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。

**○2番(佐野安春君)** やっぱ町長がおっしゃったようにですね、これは本当に粘り強く、また根気良く、やっぱりこう、また実現できれば早いことに越したことはございませんので、まあ実現されるようにですね、是非、町もまた議会も頑張っていかなければならないところだと思います。隣町の嘉島町では、そういうような施設ができて内水対策を一つ解決しているところもありますので、是非この甲佐町においても実現できるように宜しくお願いしたいというふうに思い、はい。

#### **〇議長(緒方哲哉君)** 奥名町長。

**〇町長(奥名克美君)** 一つ言いそびれましたけれども、国会議員の先生方に要望を行った後に、国土交通省の九州地方整備局の方から竜野川・内田川の被害の状況の資料提供が依頼されておりますので、そういったことで少しずつではありますけれども、こういった甲佐町の状況について注目していただきつつあるというようなことじゃないかなと思いますので、合わせてご報告申し上げます。以上です。

# **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。

**〇2番(佐野安春君)** 町長の方から答弁がありましたが、そのこともちょっと私も尋ねようかというようなところに思っとったところですので、まあこの件については終わりまして次の質問に移らせていただきます。

自主防災組織について質問致します。基本目標に町民生活の再生と復興の自主防災組織の 設立・教育・訓練・災害対策作りについて質問いたします。基本方向の中で地域防災力の強 化を検討するとあり、具体的取り組の中で自主防災組織の設立や育成に努めるとあります。 先の9月議会、中村議員の地震での自主防災組織の役割はという質問の答弁において、アン ケート実施の範囲ではあるが自主防災組織は全て活動して、活動の機能はあったと思うと述 べられております。私の経験から言えば確かに消防団は機能していたと思います。仕事を休 んで見回りや防災対策にあたっていました。また、隣近所の助け合いもあっていました。し かしながら、行政区の防災組織がきちんと機能を果たしていたかというと、私としてはそこ のところが見えなかったというふうに思います。自主防災組織は50行政区の内37が設立され て、設置率は行政区で74%、組織・世帯率で83.25%となっております。問題になるのは、 組織の訓練等の実施状況ではないかというふうに思います。平成25年からの3年間で、訓練 が25年度6、26年度3、27年度4、研修会が25年度4、26年度2、27年度3と、全体からす れば組織数からすれば少ない実績ではないかと思います。また、訓練や研修は毎年のように 繰り返し行わなければ、いざという時の対応ができない・できにくいと思います。資料から すれば、下豊内が毎年訓練をされているということは、今回のような災害時には対応可能な 状態ではなかったかというふうに考えます。今年度、来年度と地震後ですので、訓練や研修 の回数は増えていくものと思いますが、自主防災組織がいざという時に自らが動ける組織に 成長できるように町からの指導と援助が不可欠であるというふうに思います。町の指導と援 助の実践についてはいかがでしょうか。

# 〇議長(緒方哲哉君) くらし安全推進室長。

○くらし安全推進室長(清水 明君) 自主防の活性化実動についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり、自主防の防災訓練等の実施状況につきましては、お手元の資料のとおりでございまして、訓練等の実施状況はやや低調な現状にあるというふうに思っております。自主防のですね、そういう実動ある自主防というのは、やっぱり防災の発災時には大変重要なものと、今回の震災で改めて認識したところでございます。そういうことで先月の11月25日には町主催による自主防を中心とした防災研修会及び防災訓練を実施しております。27の行政区からですね、自主防の会長さんが主でございますけども39人の方がご出席いただいております。これは県の危機管理防災課の講師をお招きしまして、災害対応の図上訓練を行ったところでございます。参加された方々のご意見を聞きますと大変意義のある研修会・訓練であったというふうにお聞きしております。担当課としましてもですね、議員ご指摘のとおり今後ともこの様な研修会・訓練等を計画的・継続的に開催しまして、防災意識の啓発を図るとともに、また自主防災の活動の活性化と地域の防災意識の向上に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

#### **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。

**〇2番(佐野安春君)** 町地域防災計画書にはですね、避難行動、要支援者に対する避難 支援がうたわれていますが、自主防災組織の役割との関係もありますので、避難行動、要支 援者に対する避難支援は今回の地震や豪雨で行われたのでしょうか。

- 〇議長(緒方哲哉君) くらし安全推進室長。
- **Oくらし安全推進室長(清水 明君)** はい、お答えします。先般の自主防に対するアンケートでは、そういう避難困難者の方々の避難誘導等ですね、行ったという箇所が数カ所ございます。以上でございます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- **〇2番(佐野安春君)** 計画の中の基本目標2の中の、福祉の充実の項に高齢者・障害者に対応した避難体制づくりで実態調査の実施等、名簿作りと自主防災組織への提供というのがあります。段階はありますが、この計画も5年間という期間があります。やはり早期に避難誘導や安否確認等の行動まで進むようにと考えますけど、いかがでしょうか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 福祉課長。
- ○福祉課長(北野太君) それでは高齢者とか障害者とか災害弱者、いわゆる避難行動要支援者対策につきましては福祉課の方でデータを取りまとめまして、それからくらし安全推進室を通して、自主防災組織や消防団等に提供して参りたいと思います。その前に一応、本人同意と個人情報の取り扱いがございますので、本人同意をいただくということで、毎年、民生員さん等を通じて調整されて同意を取った上で、データを提供して避難訓練それからいざとなった時の、その救助活動に役立てていただきたいと考えております。以上でございます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- ○2番(佐野安春君) 時間も残り少なくなりましたので、続いて質問に移っていきます。仮設・みなし仮設入居者対策について質問いたします。基本目標2の町民生活の再生と復興に仮設入居者の公共交通利便性向上や生活環境のサポートとあります。運休期間の町営バス利用者に対しタクシー補助を行いますとあります。公共交通利便性向上として、臨時バスへの設置の情報提供、そういったことは大変良いことだというふうに思いますが、もう一方、利便性を向上させる点として、白旗仮設住宅近くの臨時バス停は、仮設住宅から数百メートル離れております。臨時バス停を仮設住宅の中に設置するとか、もう少し仮設住宅の近くに設置できないかと思いますが、いかがでしょうか。
- 〇議長(緒方哲哉君) 企画課長。
- **○企画課長(西坂直君)** 熊本バスが現在運行して、要望いたしまして国道443号沿いに臨時バス停を設けております。で、白旗仮設団地の設置個所から臨時バス停まで若干あるというようなことでございますが、一応あのバスにつきましても大型バスでございまして、基本的にワンマンバスになっておりまして、Uターンではなくてずっと前進で回転ができるロータリー式の場所が必要なるというようなところもございます。現在、そういう所が駐車場が下の方にありましたけれども、そこにも仮設団地を設けておりますし、若干難しいところがあるのかなというところと、全体的に路線バスとしてその区間自体が赤字路線でもありますし、そこの赤字補填等の部分について、隣接の市町村等の絡みもございまして、現在のところは臨時バス停で運行を行ってもらっているというようなところでございます。基本的にUターンができないという所が、大きな問題かなというふうには考えております。

- 〇議長(緒方哲哉君) 佐野議員。
- **○2番(佐野安春君)** スペース的にそこに入り込んでまでは難しいという状況だということですね。はい、続いていきます。この間ですね、運休期間の町営バス利用者、えーと、すみません。タクシー補助の問題でありますが、運休期間の町営バス利用者のみでなく、町営バスや熊本バスの路線に遠く、町営バスや熊本バスを利用できない地域の町民に、タクシー補助などの支援を行うということは検討されたらいかがかなと思いますが、どうでしょうか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 企画課長。
- **○企画課長(西坂直君)** 町営バスそれと熊本バスの運行路線以外の所の方にも、タクシー補助はどうかというようなことでございますが、基本的に現在運行を行っている方々が、運休したことによって、そういう交通手段がなくなるということで、タクシー補助を出しているというようなことでございますので、今現在、路線として確保できていない所については、そういうタクシー補助等は考えてはいないというようなところでございます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- **○2番(佐野安春君)** すぐに実現するのは難しいかと思いますが、やっぱりこういずれですね、やっぱりこういうような交通機関の確保というのがですね、やはりその熊本バス・町営バスだけでは賄いきれないところがあるというふうに思います。そういったところもですね、やっぱりこれからの在り方として、是非こう考えていただきたいというふうに思います。続けていきます。

仮設住宅のことでありますが、仮設住宅の自治会やコミュニティー作りが課題として挙げられています。12月7日、熊日新聞には益城町が町内全18カ所の仮設団地で自治会が相次いで発足し、連合会を作る機運が高まっているというような報道もあります。甲佐町における仮設住宅自治会結成の状況についてはどうでしょうか。

**〇議長(緒方哲哉君)** はい、しばらく休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時46分

○業長(独土抵撃事) - 仏領治は引き焼き入港をいたしまた - 短知

**〇議長(緒方哲哉君)** 休憩前に引き続き会議をいたします。福祉課長。

○福祉課長(北野太君) それでは仮設住宅の自治会の設置状況ということでご質問でございますけども、甲佐町についてはまず白旗の仮設団地がまず初めにできております。そこで当時は建設課の方でその推進についてはいたしておりましたけども、仮設住宅に常時いらっしゃるというような方も少なくて、まあ昼間は自宅に帰られると、で夜は泊りというかですね、そこに仮設住宅に帰って来られるということで、自治会の設立については、もうその入居者の方々からのそういう要望っていうか、そういうようなことではおっしゃられなくて、まず管理組合を作ろうということに変わっております。管理組合については、今、作る予定ですけど、まだ皆さんがなかなか揃って同意を得られていないというような状況で、管理組

合自体の組織自体もまだできていないということでございます。で、今、福祉課の方で甲佐町地域支え合いセンターというのを設置しておりまして、町から甲佐町社会福祉協議会の委託業務により、老人憩いの家の前のユニットハウスに支え合いセンター事務所を活動拠点として、現在、主任支援員1名・支援相談員9名・事務員1名の11名体制によって仮設住宅及び見なし仮設住宅など訪問して、支援対策ということで行っておりますけども、この中において、そういった責任者と申しますか、その住宅の団地の中でのお世話役というのを、今お願いしている状況でございます。で、ほぼそこの中にみんなの家というのがございますけども、そのみんなの家を管理してもらう方を、まずはお願いするというような状況でやっております。以上でございます。

#### **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。

**○2番(佐野安春君)** この復興計画の中の2の7にですね、仮設住宅での自治会をコミュニティー作りということで、自治会の早期結成を促しコミュニティーの調整を図りますというふうに計画をされてあるわけですよね。そういう中では色んな事情があるとはしても、町も自治会の必要性は思っていらっしゃるわけでしょ。であれば、やはりあの自治会はそこの地域の安心安全を確保することとかですね、色んな清掃・防犯・防災なんかにも関係するものだというような位置付けがあるというふうに思うんですよ。私としてもやはり、自治会は必要ではないかというふうに思いましたのでご質問したんですけど、計画についてはこういうふうに書いてありますが、現状とちょっとねえ、少し離れているところがあるような気がしますが、自治会作りについてはどうされる方向なんですか。

#### **〇議長(緒方哲哉君)** 福祉課長。

○福祉課長(北野太君) それでは、自治会といいますか、それぞれの仮設住宅の入居者の中でコミュニティーを、まずはお隣同士とか支え合いとかいう活動を推進するという形で今、地域支え合いセンターの方で訪問活動を行っているところでございます。11月までの数字としましては延べ訪問回数で1,775回訪問を行っているところでございます。これによって生活再建にかかる情報提供などの支援の他、さまざまな生活課題等に対し、行政や医療、福祉機関などとの連携の元にそれぞれの入居者の方の課題解決を図りながら支援を行っていくと共にですね、まあ今後、議員おっしゃる通り更に地域、その団地の中で支え合える体制づくりを作っていく必要があると感じております。自治会といいますか行政区につきましても、町としましては行政区を作っていただいた方が、色んな情報伝達とかですね、いうような体制作りもできますけども、まだそういった自治会を作り上げるというようなことで町は考えておりますけど、まだ入居者の方々の中で、まとまりをまずコミュニティーを作っていくことが大事と思いますので、そういったお隣同士とか近所付き合いとかコミュニティー作りをその支え合いセンターの中で、活動の中で築き上げていきたいというふうに考えております。以上でございます。

# **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。

**〇2番(佐野安春君)** ちょっと時間も少ないんですが、ここの中ではっきり自治会の早期結成をということで謳ってある訳ですよ。だからコミュニティー作りも勿論そうですよ、

大事だということは分かりますが、やはりその今お話からするとですよ、自治会は後回しというふうな感じも聞こえるんですよね。だから今の答弁では、ちょっと問題じゃないかというふうに思うんですよ。だからちょっと私の他のことも質問したいので、ちょっとこれで進めないんですけど、良く考えていただきたいと思いますよ。ここに書いてあるやつと、今、答弁とは。ちょっと矛盾すると思いますので。いいですか。ちょっともう時間がありませんので、次の質問に移らせていただきます。

学校施設整備について質問いたします。今回の熊本地震による児童生徒への影響は、学校施設等、ハード面での被災以上に精神的ストレスが大きく、メンタルヘルスのサポート等による心身両面でのケアが喫緊の課題とあります。復旧対策の第一に子どもの心のケアが掲げられています。具体的にはどのようにサポート体制の整備を進めていこうとされているのでしょうか。

- 〇議長(緒方哲哉君) 学校教育課長。
- **○学校教育課長(荒田慎一君)** 今、佐野議員のお答えをしたいと思います。子どもの心のケアということで、アンケートを各学校でですね、地震発生後にアンケートを取られております。その中で、やっぱ不安材料で夜寝れないとかいう結果が出ておりますので、それについてはスクールカウンセラーによるサポート体制ということで、心のケアに図っておりますし、また各学校の養護部会につきましても、子ども達の心のケアということで部会の研修をされまして、どういうふうに対応していくのか、また保護者等にもですね、どのように対応していくのかということで、検討されながら対応に当っていただいております。以上になります。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- **〇2番(佐野安春君)** はい分かりました。基本目標3の中で学校施設の整備について取り上げてますが、各学校の被害状況と復旧の見通しについてはどうでしょうか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 学校教育課長。
- ○学校教育課長(荒田慎一君) はい、お答えいたします。各学校の被害・復旧状況でございますけども、今回の議会で挙げております乙女小学校の建築が今、一番大きな問題ということで皆さんご存知だと思いますけども、そういう形で今回、乙女小学校の工事の契約を挙げていただいております。後の学校につきましては査定が終わりました所、また、早急に復旧する所については、事前着工ということで殆どの学校で、事前着工されて復旧にあたっております。後、残っておりますのが、龍野小学校が今、増築しておりますので、龍野小学校の一部の補修、また中学校の補修、あと今先程言いました乙女小学校の校舎及び体育館の補修が残っているところでございます。白旗と甲佐につきましては、もう補修は全て完了しているところでございます。以上になります。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- **〇2番(佐野安春君)** 今、お話があった乙女小学校はですね、見通しとして、いつまで に修復の予定なんでしょうか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 学校教育課長。

- ○学校教育課長(荒田慎一君) はい、乙女小学校の見通しにつきまして、ご説明をさせていただきたいと思います。今回、明日、工事の請負締結の承認をいただくことになっておりますが、その後に詳細な工程を決定業者と打合せまして、今後その予定で学校側と協議をしながら、再開に向けては検討していけたら良いということで、すみません、詳細な日程につきましては、今この場ではお答えはできないという形になります。で、学校再開につきましても、校舎をまず最初に補修を行いますが、補修ができたからといってすぐ学校が再開できるのかという部分は学校と協議をしながら、また、児童の安全確保が確認ができましてから再開をさせていただきたいと思っておりますので、はっきりしたいつというのはですね、すみませんが、この場ではちょっとお答えができません。以上になります。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- **○2番(佐野安春君)** まあ時間がありませんので、次の質問に移らせていただきます。 甲佐小学校においてですね、次年度新入生の教室が不足する状態であるというふうに聞いていますが、状況を説明して下さい。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 学校教育課長。
- ○学校教育課長(荒田慎一君) はい、来年度の甲佐小学校の教室不足ということについてお答えしたいと思います。最初に、学校の学級編制の基準についてお答えさせていただければと思います。公立義務教育所学校の学級編制及び教職員係数の標準に関する法律で、小学校の学級編制の標準は40人となっております。ただし小学校一年生の学級編制は35人となっておりますので、新入学生が35名を超えた場合は2クラスという形になります。で、来年度、平成29年度に入学される児童は今年39名ということで、今、現段階なっております。本来でしたら、昨年27年度に29年度の入学者を調べましたところ、基準である35人を超えてなかったので、一応1クラスでということで今の状況でですね、十分教室が足りるような状況で考えておりました。しかし、今、先程言いましたように39人ということで、2クラスの予定がされておりますので、その教室については何らかの対応が必要ということになっております。以上です。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- **〇2番(佐野安春君)** 今の説明の中にはありませんでしたが、教室が足りないからです ね次年度、特別教室音楽室を利用してですね、教室をするというふうに聞いております。先 日、甲佐小学校を訪問してですね、教室と学校内を見て回りましたが、校長先生から丁寧な 説明を受けました。音楽室の代わりとなる教室をどうするのか苦慮されておりました。その 時の代用音楽室は、体育館内のスペースで体育館で運動している状態では振動と運動する音 で音楽の授業は難しいというお話でした。もしも増築等で新たな教室が作れない場合、代用 のスペースが利用せざるを得ない場合、音楽室としての授業ができる補強工事などをして万 全を期する必要があると思いますが、いかがですか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(荒田慎一君)** はい、今、佐野議員がおっしゃる通りでございます。一 応ですね、今、学校側と音楽室を来年度につきましては、一時、普通教室に変更して利用し

たいというふうに考えておりますし、音楽教室につきましては、今、言われましたとおり体育館にありますミーティングルームを今、学校側としては考えられているところでございますが、以前協議をしましたところ、家庭科室というのも一つの案であるということで、それについては防音対策を行って音楽の授業ができるように今、検討している状況でございますので、その候補等についてミーティングルームが良いのか、家庭科教室が良いのかっということで、今後、学校側と協議をしながら決めていきたいというふうに考えております。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- **○2番(佐野安春君)** 次年度はそういうふうに代用して使わざるを得ないところがあるかもしれませんが、やはりこれからのことを考えれば、やっぱり教室として特別教室に代用を使わないで、教室としての増築なりをしてですねする必要があるというふうに思います。で、震災復興計画のですね、大きな目標の一つ基本目標の3の中にはですね、定住促進と教育子育ての推進が掲げてあり、復興課題として子育て世代に優しい・子ども達が住み続けたいと思う住環境設備や子育て世代の子育てし易い環境の実現、そういったものが学校設備の整備とですね共通するものがあるというふうに思います。定住促進のためには、学校教育の充実は欠かせない課題だというふうに思います。教室不足の状況をいち早く改善をして、児童・生徒・保護者・学校関係者等が安心して学べる環境を作っていただくよう強く要請をしまして質問を終わらせていただきます。以上で質問を終わります。
- **〇議長(緒方哲哉君)** これで2番、佐野議員の質問は終わりました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時01分 再開 午前11時10分

**〇議長(緒方哲哉君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に4番、宮本修治議員の質問を許します。4番、宮本議員。

- **○4番(宮本修治君)** どうも、改めましてこんにちは。 4番、宮本です。質問事項に沿って質問いたしますので宜しくお願い致します。前回、質問をいたしました I C T 導入についてということで、その後、アンケートをされるということで、その調査結果をお願いしたいと思います。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 学校教育課長。
- **○学校教育課長(荒田慎一君)** はい、宮本議員のアンケートの結果についてということでご質問にお答えしたいと思っております。 9月定例会の宮本議員の一般質問にありました小中学校の保護者へのアンケートにつきましては10月5日に小学校5年生、6年生の保護者及び中学生の保護者に学校を通じましてアンケートを実施しております。保護者393名に対して235名から回答があり、回収率につきましては59.8%となっております。アンケートの質問項目につきましては3項目でおこなっております。まず最初に、子どもがスマートフォンやタブレットやパソコン等を利用することでの不安についてということで、保護者に回答

を聞いております。その中で不安がないという回答につきましては全体の14%程度で、不親切な情報に触れる機会ができる。心身への影響といった不安を感じられている保護者が多くみられております。次に家庭内での子どものICT機器や、携帯電話の使用状況についてという項目で質問させていただいております。携帯電話・タブレット等の所持率は小学校5年生・6年生でおよそ45%、中学生では63%となっており、学年が上がるにつれて所持率も増加しております。3点目のですけども、家庭内でのIC機器等の使用目的ということ項目でアンケートを実施しております。ゲームやインターネット検索でっていうことで45%の子どもが使用しており、学習での使用につきましては11%というふうになっております。以上がアンケートの結果となっております。以上になります。

#### **〇議長(緒方哲哉君)** 宮本議員。

**○4番(宮本修治君)** 前回質問しました、導入についてということでアンケート調査の結果ですね、393名に対して235名の回答があったと、まあちょっと率的には59.8%ということで親御さんも関心が有るのか無いのか、ちょっと分かりませんけども、不安がある、ちょっと機械導入にあたってはですね、色んな違う方向のネット等あたりを含めての不安じゃなかろうかと思いますけども、今後はですね導入にあたっては、色んな学校と連携して、色んなあのより良い方向にいっていただきたいと思います。

2番の、特色ある甲佐高校の方向性についてということで質問したいと思いますけども、 1点目の甲佐高校の存続に向けての取組み、また2番目の特色ある授業内容については、似 ていますのでひっくるめて質問したいと思いますけども、何せあの、質問内容はいっぱいあ るけども、3回までということで1番から4番まで質問しますけども宜しいですか。はい。 1点目はですね、県立学校の学生の通学区域の拡大はいつから始まったのか。それと2点目、 甲佐高校の通学区域拡大前と拡大後の3年間の生徒の推移。3点目、3年間の生徒数の人数。 4点目、減少の原因はどのようなことが考えられるかということで、まあ4点目は教育長で も構いませんけども、4つ程お願いして宜しいですか。

#### **〇議長(緒方哲哉君)** 学校教育課長。

〇学校教育課長(荒田慎一君) はい。今、甲佐高校の存続へ向けての取組みということで4点ほど質問がありました。それについて順次説明をさせていただきます。まず最初の県立学校の学区制の通学区域の拡大はいつからかということで、お答えさせていただきたいと思います。これにつきましては熊本県教育委員会で平成19年度に作成されました、県立高等学校再編成整備等基本計画の中で通学区域路見直しが行われ、平成22年度からそれまであった8学区から中央区・県央学部・県北学部・県南学部の3学区に拡大がなされております。甲佐町の学校につきましては県央学部ということで、ここにつきましては熊本市・合志市・宇土市・宇城市・上益城郡・下益城郡・菊池郡の菊陽町という形で中央区が編成されております。続きまして、甲佐高校の通学区域の拡大前と拡大後の3年間の生徒の推移について、お答えさせていただきます。拡大前の3年間ということで平成19年度の入学者が102名、平成20年度の入学者が114名、平成21年度の入学者が109名で、拡大前の3年間で325名の入学者となっております。拡大後ということで、22年度の入学者が108名、平成23年度の入学者

が84名、平成24年度の入学者が57名ということで、拡大後の3年間で249名の入学者となり、 3年間での差を計算してみますと、76名の減少という形になっております。3番目の甲佐高 校の3年間の生徒数はということで甲佐高校の3年間の生徒についてお答えさせていただき ます。近々の3年間でお答えさせていただきたいと思います。甲佐高校の全校生徒数は平成 26年度は150名、平成27年度は136名、本年度平成28年度は131名となっております。また、 通学区域拡大前の平成21年度につきましては268名ということで、現在の生徒数は21年度の 約半分が今現在が半分になっているという状況にあります。最後の減少の原因についてどの ようなことが考えられるかということで、お尋ねがあったと思いますが、自分の方から答え ができる分だけお答えをさせていただければというふうに思っております。減少につきまし ては、先程説明させていただきましたとおり、通学区域の拡大が平成22年度から行われたこ とにより、甲佐高校の入学者が平成23年度から、1年後ですけども減少していることが分か ります。このことからも、一番の原因につきましては通学区域の拡大にあると思っておりま す。このことは通学区域の見直しをされる際にも懸念された、熊本市内の県立高校への集中 にあるとも考えられます。また、通学区域の拡大が熊本市内在住の高校への集中を助長しな いように中高一貫教育等の新しいタイプの学校作りの推進や、国・県の研究指定校制度の活 用等により地域の学校の一層の特色を検討されておりましたけども、その効果についてはま だ現れてないというふうに思っております。以上になります。

#### 〇議長(緒方哲哉君) 教育長。

〇教育長(蔵田勇治君) 4番目のご質問に私の方から、私の考えも交えながらお答えさ せていただきたいと思います。甲佐高校の生徒数の減少につきましては、今、荒田課長の方 からありましたように、県立高校の通学区域の再編が平成22年度より行われ、その時期から 急激に減少しておりますことからですね、その時期を境に急速に生徒それから保護者もそう だと思いますが、熊本市への志向が強まったというふうに思われ、それが最大の原因だと思 われますが、私は学校の改編以外にもその要因はあるのではないかなというふうに考えてお ります。まずあの、甲佐高校では非常に特色のある教育活動がいくつか実施されておりまし て、例えば全国的にも珍しい新聞記事を教材にしたNIEという教科、学校設定の教科科目 になります、この様なものがあります。また、エンカレッジコースと言いまして、学び直し 等ができる非常に一人一人に応じて、その生徒の力をその生徒なりに伸ばしていくというよ うなコースもあります。また国語・数学・英語につきましては、全ての3教科で習熟度別の 授業をするという、他校では例を見ないような手厚い指導も実施されております。そのよう な取組みにも関わらず減少の一途を辿っているということは、やはりあの、その甲佐高校に 行きたい・入学したいという魅力づくりに繋がってないということだと思っております。非 常にこのことについては残念でございます。甲佐町といたしましては、甲佐高校に入りた い・甲佐高校で学ばせたいというような学校の魅力、これを作っていくことが必要だと、単 なる入学生への経済的支援だけではなくて、そのようなことが必要だというふうに考えてお ります。そのようなことから学校の魅力づくりというものをリサーチをして、現在、学校と 協議しながら進めているところでございますが、その内容については、今後固まりましてか らご報告を申し上げたいというふうに思っております。以上です。

**〇議長(緒方哲哉君)** 宮本議員。

拡大、平成24年度からということで通学区域のですね、始まって 〇 4 番(宮本修治君) 以来、まあその減少傾向にあるということで、3年間で76名の減少。で、平成21年度268名 を今現在は生徒数は半分ということで、かなりの減少じゃなかろうかと思いますけども。こ れは以前から甲佐高校の存続の話は、以前から大変議論をなされて来たわけでありますけど も、1番の減少の原因は通学区域の拡大ということですけども、果たしてそれが、今、教育 長がおっしゃられたようにそれだけじゃなかろうと思います。以前には甲佐高校は活気付い て部活動でもですね、色んなあの大声を出してそれ勢いもあったと思いますけども、これ私 個人の案ですけども、授業内容を変更するのは難しいと思いますけども、例えば1年生の時 から計画的に学校での、まあ公務員志望という方がおられると思います、それに対して充実 した課外授業で授業が始まる前とか放課後に、生徒が将来に対する目的意識を持つような魅 力ある取組み、また大人と接する機会を作るといったことも考える必要があるんじゃなかろ うかと思います。これは何故かといいますと、以前から甲佐高校の存続はですね色んな議論 をされる中で、もう来年またすぐ受験が始まります、甲佐高校のですね。その時果たして存 続に向けてまた議論がなされるのかといった場合に、恐らく甲佐高校、今度は危ないと思い ます、もう。そのためには我々大人が、未来に向けて子どもたちを潰すわけにはいきません ので、大人が積極的に色んな知恵を絞ってですね、甲佐高校存続に向けて色んな議論をする 必要があるんじゃなかろうかと考えます。そこであの、今じゃなくてもう、この前ですね、 甲佐高校から一名、公務員志望の生徒さんが職場体験ということで、教育委員会の方に来て おられると思いますけども、その時のあの感想とか何か取っとられますか、あればお願いし たいと思いますけども。

〇議長(緒方哲哉君) 学校教育課長。

○学校教育課長(荒田慎一君) はい、宮本議員の。今、甲佐高校生のインターンシップに関することということで本年度、甲佐高校から企業等体験学習ということで、インターンシップですけども、甲佐町の教育委員会の社会教育課に11月15日から17日の3日間、職場体験に高校2年生の生徒を一名受け入れを行っております。その時の高校生の業務につきましては、高校生がまず何故役場だったのかっていうのが、先程議員が言われましたとおり、高校生は役場の仕事に興味があり、将来、公務員を目指しているということで、役場の状況等で役場を希望されたそうです。で、その中で教育委員会ということで受け入れを行っております。その時の業務ですけども、3日間ということで社会教育課では、ちょうど10マイル前の大会の準備等で多忙な時期でしたので、10マイル大会の準備でお手伝いをしていただいたと。でその時の生徒の態度等につきましては、実習態度も真面目で多様な仕事を丁寧に取り組んでいただいたということで、教育委員会としても大変助かったし、良い刺激になったっていうことで伺っております。また、高校生にとってはこの体験が今後の進路に生かしていただければっていうことで公務員志望を頑張っていただければと思っております。高校生の感想にも、この貴重な体験を今後に生かし、進路目標の達成に向けて努力していきたいと思

いますということでありました。進路につきましては、公務員志望ってことであれば本町役場を採用試験でも受けていただければということで考えているところでございます。以上になります。

# **〇議長(緒方哲哉君)** 宮本議員。

**〇4番(宮本修治君)** そういう生徒さんもおられるということで、今後はですね、一人 でも多くの方に早目にですね、将来に向けての自分の目標を持ってですね、行政の方に職場 体験をしていただきたいと思いますけども、恐らくここにおられる方は甲佐高校の出身者も おられると思いますけども、以前には多かったと思います。でも今の現在はですね、ちょっ と遡っても甲佐高校からの甲佐町役場は、おられんとじゃなかろうかと。これはとっており ませんけども、まああのそういう話の中で甲佐高校があるのと無いのは甲佐町には相当違う と思います。年配の方には悪いかもしれませんけども、年配の方にもやっぱりお金は必要と なります。しかし今から先の夢を持った子どもさんにも町長の思いを少しでもですね、色ん な政策の元お金をかけておられますけども、県の方にも申請を出して色んなプロジェクトチ ームを作ってですね、されてると思いますけども、そのために甲佐高校の、ちょっと今傍聴 席を見たら中学生か高校生かちょっと分かりませんけども、後ろにおられますけども、早め にですね今、選挙制度、公職の選挙制度も変わりまして18歳からということで今、中学校は 子ども議会ということでありますけども、高校の方はですね、そういう何もないと思います。 ですので良ければですね、早めに議会の在り方・執行部の在り方、早めに勉強して頂いて、 一人でも多くの方が役場の方へでも、行政の方へでも試験を目標を持って受けていただける ような取組みができないかということで何分にも子どもさんだけじゃなくて、やっぱ先生達 の意識改革も必要と思います。それに対してあの教育長、校長先生ら辺りとちょっとお話を されてできるのかできないのか分かりませんけども、その点はいかがでしょうか。

#### 〇議長(緒方哲哉君) 教育長。

○教育長(蔵田勇治君) 甲佐高校の存続ということにつきましては、日常的に校長先生・教頭先生・事務長先生らとお話をしているところでございます。先日も教頭先生がみえられましたので、学校との連携ということで話題がなりました。その中で町が支援をしていこうということで大変ありがたく思っていると、そのことについてできる限りの協力をしていきたいというようなお話でございました。またあの、本日は甲佐高校の生徒さんが傍聴しておられますけども、先程ありました傍聴というようなことについても選挙権が18歳に引き下げられましたことから、これまで以上に高校生の主権者教育というものは重要だというふうに思っております。そのような教育内容にも町の方でも協力できたら良いのかなというふうに思っております。甲佐高校のあらゆる教育活動に協力を町がしていく。また、町の支援策に学校が一緒になって取組んでいく。またあの、町の支援策については県教育委員会の方もも非常に期待をされているというふうに私は認識をしております。県教育委員会の設置者であります県教委の協力も得ながら支援を続けていきたいというふうに思っております。以上です。

#### **〇議長(緒方哲哉君)** 4番、宮本議員。

**○4番(宮本修治君)** 甲佐高校の生徒さんが傍聴に来ておられるということで、将来に向けてですね一人でも多くの方が意識を変えていただいて、甲佐高校出の方が一人でも甲佐出身の方が一人でも多く残っていただくように、取組み的にもしていただきたいと思います。そこで町長に最後に質問ですけども、今まで質問した中で全部ひっくるめてですね、将来に向けての急務な甲佐高校存続に向けての取組みがあると思います。是非、最後にお願いしたいと思います。

**〇議長(緒方哲哉君)** 奥名町長。

○町長(奥名克美君) たった今、傍聴者帰られましたんで、答弁するのに残念かなと思っておりますけども、最初に話があった子ども議会の高校生版については先程から教育長もお話されておりますとおり、非常に良いことだなというふうに思っておりますので、その点については教育長の方から学校側とも相談していただいて、もし取り組めるんであればやっていただきたいというふうな思いを強く持ったところであります。何分にも甲佐高校、これあの町内唯一の高校でありますし、また、県立高校ということでもございます。この甲佐高校の存続といった問題については町の活力を維持していく上で非常に大きな影響がある問題だというふうにも認識をしているところでございます。そういうことから先程から話にもありますとおり、甲佐高校の魅力化プロジェクト事業の方立ち上げていただいて、今、様々な論議が交わされ研究がなされているというふうに思います。今後もですね、学校側、それからOBの方もおられますし、それから町の関係者、そういった色んな関係者がやっぱり気持ちを一つにしていくことが大事な問題だろうと思いますんで、私の政策目標の大きな一つの問題でもありますし、今後も甲佐高校の発展に向けて力を注いでいくという覚悟に変わりはございません。以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 宮本議員。
- **〇4番(宮本修治君)** 早急にですね、残すような工面をしていただくようお願いしまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
- **〇議長(緒方哲哉君)** これで、4番、宮本議員の質問は終わりました。 しばらく休憩します。

休憩 午前11時35分 再開 午前11時39分

**〇議長(緒方哲哉君)** 会議を開きます。

次に6番、西坂議和洋議員の質問を許します。6番、西坂和洋議員。

**〇6番(西坂和洋君)** 私も今、宮本議員と同様、短い時間で済ませたいと思います。も う皆さん、12時近くなりますので。それでは通告書に従い質問していきます。よろしく答弁 の程をお願いします。

第1番目に各税、使用料等と。ここに、お手元にあると思いますが、使用料は割愛させていただきます。よろしいですか、議長。

- ○議長(緒方哲哉君) いいですよ。
- ○6番(西坂和洋君) それでは早速ですけど、各税の徴収状況についてということで、 どういった方法を取られているか。国民健康保険を除く各税の徴収率、これは98.7%以上の 高い水準を推移しているようであるが、各税の過去10年間の徴収率の推移はどのようになっ ていますか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 税務課長。
- ○税務課長(北畑公孝君) はい。各税の過去10年間の推移はという御質問ですが、各税の徴収率につきましては、議員皆様にお配りしております資料の通りとなっておりますので、各税を合計した、まず町税の全体について御説明させていただきます。過去10年間の町税では、平成18年度で現年分98%の徴収率でした。平成20年のリーマンショックによる経済不況を境に徴収率の低下傾向が続き、平成22年、現年分で97.2%となっております。平成23年度からは、現年分で徴収率が上昇傾向に転じ、平成27年度では現年分98.7%と平成18年度を上回る状況となっております。ちなみに国民健康保険につきましても、平成18年度で現年分94.2%の徴収率でしたが、町税と同じく徴収率が低下傾向にありましたが、近年は上昇傾向に転じ、平成27年度は現年分で94.9%と平成18年度を上回る状況となっております。以上でございます。
- 〇6番(西坂和洋君) 議長。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 西坂議員。
- ○6番(西坂和洋君) これで見ますと、徴収率は結構、もうやがて、あと少しで100%というような数字でありますが、まず100%にはならないと思います。職員の皆様の努力でこうやった推移をしておりますが、今後ともこれは住民の皆様の意識によって、また高齢者とか生活困窮者とかがおられますので、100%徴収するということは不可能と思います。しかし、できるだけ徴収率アップに努めていただきたい。それから町民税、各税の滞納繰越金のことでお尋ねいたします。滞納繰越の徴収率が町税で12.2%、国保で9.7%となっているが、どのような徴収方法を取っておられるのか説明をお願いします。
- **〇税務課長(北畑公孝君)** はい、議長。
- 〇議長(緒方哲哉君) 税務課長。
- ○税務課長(北畑公孝君) はい。滞納繰越分の徴収について、どのように対策を行っているかという御質問です。滞納繰越分につきましては電話や文書による催告等による自主納付を促しております。また、長期及び高額滞納者に対しましては財産調査を行い、債権・不動産の差押え、捜索などの強制徴収により滞納の解消を図っております。まず給与や預貯金の債権等の差押えですけれども、まず直近3年間、平成25年から27年の状況の説明をいたしたいと思います。債権の差押えといたしまして、3年間で100件の差押えを行っております。100件で8,586,937円。不動産につきましては3年間で5,101,315円。全体で13,688,252円という状況でございます。また上益城郡と県と、あと美里町で併任徴収という形で捜索を行っております。同じく直近3年間で捜索件数が22件、動産の差押えが264点、現金差押えが80,324円。捜索関係の納付といたしまして、7,272,658円。動産差押えた分につきまして公

売会を実施しております。で、公売による収入といたしまして1,745,576円。合計の9,098,580円の実績となっております。直近3年間の差押え捜索による徴収といたしましては22,786,810円となっております。で、併任徴収によります捜索ですけれども、これは平成22年度から実施しております。過去6年間の実績で申しますと、捜査件数が65件、動産差押えが908点、現金差押え133,220円。捜索関係の納付といたしまして18,626,720円。公売代金といたしまして2,518,453円。捜索だけの6年間の実績といたしまして21,278,393円となっております。以上でございます。

- 〇6番(西坂和洋君) 議長。
- 〇議長(緒方哲哉君) 西坂議員。
- **〇6番(西坂和洋君)** 今、不納欠損について公売会とかいろいろ努力されているようですが、最近は甲佐町での公売会はなされていないのですか。
- **〇税務課長(北畑公孝君)** 議長。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 税務課長。
- ○税務課長(北畑公孝君) はい。今、甲佐町が公売会として携わっていますのが県南、熊本県南の合同公売と上・下益城合同公売会、この二つに参加しております。で、甲佐町につきましては震災の影響がありましたけれども、本来でしたらば再来年度が甲佐町の会場として上・下益城合同公売会実施予定でしたが、本年度益城町、来年度嘉島町がちょっと開催ができないということですのでスライドする予定となっております。ただ、熊本県南の合同公売会に関しましては来年、甲佐町が幹事市町村として主会場となって行う予定となっております。以上でございます。
- 〇6番(西坂和洋君) 議長。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 西坂議員。
- **〇6番(西坂和洋君)** はい。それからですね次に、中で、不納欠損処理されたことはありますか。
- **〇税務課長(北畑公孝君)** 議長。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 税務課長。
- ○税務課長(北畑公孝君) はい。不納欠損ですけれども、不納欠損につきましては法令または条例の定めによって地方公共団体の債権が消滅したもので、地方税法第15条の7第1項の規定に基づき滞納処分の執行停止の処理を行い、同法第4項による徴収権の消滅と、同法18条に基づく時効による徴収権の消滅の不納欠損に係る処理を行っております。で、先の議会でも御承認いただきました決算で、平成27年度も不納欠損処理をしております。平成27年度における不納欠損処分といたしましては、地方税法15条の7第4項によるもの。まず、処分の実益なし。町税で説明いたしますけれども、処分の実益なしとして13人の6,574,462円、生活困窮といたしまして7名の231,834円、行方不明者等で7名の87,700円。また、地方税法第18条による不納欠損といたしまして40名の4,859,575円。合計の67名、11,753,571円の不納欠損の処理をさせていただいております。以上でございます。
- 〇6番(西坂和洋君) 議長。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 西坂議員。
- **○6番(西坂和洋君)** ここで町長にお尋ねします。今、不納欠損とか税務課長の方から 説明がありましたが、そういったことを町長まで報告が上がっていると思いますが、どうで すか。
- 〇町長(奥名克美君) 議長。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 担当課の方から報告いただいております。以上です。
- 〇6番(西坂和洋君) 議長。
- 〇議長(緒方哲哉君) 西坂議員。
- ○6番(西坂和洋君) 時間の都合で、この問題については質問をやめときます。次に、 子育て、人口減少の対策についてお伺いします。具体的にどのような対策を実施されている かを、説明をお願いします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 企画課長。
- ○企画課長(西坂 直君) はい。これまで甲佐町では、若い世代が少なくて高齢者が多いというような人口ピラミッドになっておりました。で、このような不安定化した人口構造を改善する目的で、若い世代の方々の定住を図り、人口増につなげる施策ということで実施をしてきております。いくつか御紹介したいと思います。まず、定住につながる住宅団地への助成といたしまして、民間事業者が開発する住宅団地開発について町で定めております、甲佐町開発行為等指導要綱の設計基準に基づく開発をされますと、承認団地として認定をし、さらに開発行為等支援要綱によりまして助成金を交付することとしております。このことによりまして、開発事業者への支援を行っております。また、定住を促すための支援策として、若い世代の定住を目指しましたところの甲佐町定住促進要綱を定め、40歳未満の方で、同じく40歳未満の配偶者若しくは20歳未満の扶養親族がおられる方で、本町に新たに土地を購入し、住宅を建築された方に最高100万円の助成金を支給するということで行っております。
- 〇福祉課長(北野 太君) 議長。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 福祉課長。
- ○福祉課長(北野 太君) はい。それでは人口減少対策の一環として福祉課で所管している、子育て支援事業の主なものについてお答えいたします。まず、平成21年度から継続して保育料の軽減措置を実施しております。本町においては現在のところ、熊本市及び上益城郡内平坦の4町の中では、平均すると一番安い設定となっております。また、子ども医療助成事業につきましては、甲佐町に住所を有する0歳児から中学3年生までの子どもを養育している保護者に対して、その医療費の一部負担金の助成を行っております。また、出産後1年以上継続して本町に居住することが見込まれる者が出産した第3子以降の出産児を対象に、祝い金一人当たり10万円を支給しております。他にも、放課後児童健全育成、地域子育でセンター、ファミリーサポートセンター、子育でサロン、子育で支援短期利用事業など様々な子育で支援対策を進めております。以上でございます。
- 〇6番(西坂和洋君) 議長。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 西坂議員。
- ○6番(西坂和洋君) これはもう、町長のマニフェストにも載っとったと思いますが、子育て支援ということで中学生まで医療費が無料とか、そういった、これはもう住民にとって喜ばしいことと思います。それから私はこの人口減少問題。もう今どこも、どこの市町村もそうですが、甲佐町全体としても私の調べたところによりますと、これは教育委員会の方で発行されております甲佐の教育の資料の中で、昭和30年から平成27年までの人口の推移をずっとここに見ますと、もう約8,000人は超えております。人口減がですね。数字で言いますと、昭和30年19,039名だったのが現在は11,028名。計算しましたところ、8,011名になっております。また、逆に世帯数は反比例して、3,436世帯が4,299世帯になって、これはプラスの863世帯。結局この世帯数が多くなったということは、今、どこも各世帯、核家族になっており、しかし人口は、世帯が多なったっていうことは、結局昔は大家族がありましたが今はほとんど夫婦二人。それと別れて家を出て子どもが外に世帯を設けると、結局この反比例の意味がかすかに分かるような気もします。しかしやっぱり、人口が増えんことには地方交付税等の支給も大分、国からのが減ってくると思いますが、総務課長。そこの辺り、一人当たりだいたい幾らの交付税が支給されておるのですか。
- 〇総務課長(内山 洋君) 議長。
- 〇議長(緒方哲哉君) 総務課長。
- **○総務課長(内山 洋君)** 最近の一番新しいデータとしてはちょっと持ってはおりませんけれども、だいたい15~16万、一人当たり交付税措置をされているんじゃないかというふうに考えております。
- 〇6番(西坂和洋君) 議長。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 西坂議員。
- ○6番(西坂和洋君) 15万ということは結局、人口が減った分だけは減ってくるというんですね。そこでですね、私は今後どのような人口増につながるかと考えておられるかということで、今さっき福祉課長、企画課長から説明もありましたが、もっと他に考えておられることはありませんか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 企画課長。
- ○企画課長(西坂 直君) はい。今後の考えはということでございますが、先程御説明申し上げました、甲佐町定住促進要綱の見直しを行っております。これまでの定住施策と、昨年度策定いたしました「まち・ひと・しごと 総合戦略」の考え方を踏まえ、土地の取得要件を緩和しております。これまで土地購入についてのみ対象としていたものを、贈与による取得、それと以前から所有していた土地についても対象としております。また、親や祖父母世帯との同居世帯に対して助成金を優遇することにより、若い世代の方々が働きやすく、子育ての手助けとなるならというふうに考えております。核家族化が進行している部分についての若干の歯止めにもなるのかなというふうには考えております。これに係ります具体的な助成金の額については省略させていただきたいと思います。それと二つ目といたしまして、今回の震災対応として建設を予定しております災害公営住宅と併せまして、子育て世代の

方々を入居対象といたしまして子育て支援住宅の建設も計画をしております。これも「まち・ひと・しごと 総合戦略」に掲げております事業でございまして、例えば結婚後の夫婦世帯から、子どもさんが高校卒業までの世帯の方を入居対象として、その入居期間中に甲佐町の良いところを認識してもらいながら、その後は民間や町で開発します住宅団地、その他に個人からの土地取得をされて新居を構えてもらい、定住につなげられればというふうに考えております。以上でございます。

- 〇6番(西坂和洋君) 議長。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 西坂議員。
- ○6番(西坂和洋君) いえ、今、福祉課長の方から手が挙がりましたので。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 福祉課長。
- 〇福祉課長(北野 太君) 議長。
- 〇議長(緒方哲哉君) はい。
- ○福祉課長(北野 太君) すみません。引き続き、今後においての子育て支援の新しい取組について御紹介いたします。まず、放課後児童クラブの新設を竜野地区に予定しております。現在、甲佐小学校敷地の専用施設でのくるみクラブと、白旗福祉ふれあいセンターでのげんきクラブの2箇所において放課後児童クラブは委託事業で実施している状況です。会員制で小学生を対象に各保護者会が運営主体となって実施されております。で、現在竜野地区については、くるみクラブを利用しておられる状況ですけども、本年度に行ったニーズ調査を基に、来年度開設に向けて設立準備を現在進めているというような状況です。利用希望人数は今のところ18人というようなところで把握しております。また、子ども医療費助成事業につきましては、すべての助成対象者に対し県内医療機関において外来受診時及び調剤薬局での保険適用分の自己負担の現物給付化への完全移行を行っております。で、子育て世代の負担軽減と事務の効率化を図ることを目的に実施予定としておりますけれども、本事業については今年度当初、議会の方に予算の方も上程させていただきましたけども、本年度中に年度内実施を予定、目指してまいりましたが、町の基幹コンピューターシステムの更新及び震災の影響などにより、来年度からの実施を予定しているところでございます。以上でございます。
- 〇6番(西坂和洋君) 議長。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 西坂議員。
- ○6番(西坂和洋君) この人口問題増ということはなかなか簡単にはいかないことだろうと思います。例えば出産手当とかそういったものを支給して、おおいに子どもをつくってくださいと言ってもこれは男女間の問題であって、なかなか「子どもを増やせ、子どもを増やせ」と言っても、戦後我々の時代には一軒に子どもが5人兄弟とか、そういった家族でありましたが、今はもうほとんど家自体で一人か二人。多いところで五人おるところは何か珍しいような感じがします。この問題については甲佐町だけでなく、全自治体の方で検討されていると思いますが、刹那主義ではなくて将来を見据えて現在の人口11,000人。私が議員になってから確か11,500名ぐらいだったと思います。しかし6年もたちまして500名程度減っ

たということは、将来を見据えて、そして今後人口、少しでも増えるようにしてもらいたい と思いますが、町長の意見をお願いいたします。

- 〇議長(緒方哲哉君) 町長。
- **○町長(奥名克美君)** この人口減少に対応する策ということはこれはもう、甲佐町だけ じゃなくって、過疎地が抱えた本当に大きな問題だというふうに認識しております。で、先 程まで企画課長の方からと福祉課長の方から答弁申し上げました通りですね、やはり町とし てできることから始めようということなんですよね。ただ、これにはやっぱり財源も伴いま すし、そういう中で町独自の、町にとっての一番の有効策を見出していかなくちゃなりませ んので、まずは今考えているそういった政策をとにかく進めるということが大事なことだろ うというふうに思います。以上です。
- 〇6番(西坂和洋君) 議長。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 西坂議員。
- ○6番(西坂和洋君) この人口問題はなかなか難しいと思います。例えば今度の災害あたりはある程度の予算が立てばすぐ復旧できますが、人口増に対してはなかなか目に見えないやつですので。今後、現在の人口維持でもよろしいと思います。今後、執行部、また我々議員もそこの辺りを精一杯考えておかねばならないと思います。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** これで6番西坂議員の質問は終わりました。

しばらく休憩いたします。

休憩 午前12時07分 再開 午後1時10分

**〇議長(緒方哲哉君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

最後に9番、本郷昭宣議員の質問を許します。

- 〇9番(本郷昭宣君) 議長。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 9番、本郷議員。
- ○9番(本郷昭宣君) 9番、本郷でございます。ただいまより一般質問をさせていただきます。質問につきましては一般質問の通告書に従いまして質問いたしますので、よろしくお願いいたします。まず最初に、平成28年熊本地震及び6月豪雨による災害について御質問申し上げます。①の、11月末日現在における被害状況ということでございますが、熊本地震が発生から8か月になろうとしております。県下では地震及び豪雨により、関連死を含めますと今日現在で151名の方が亡くなられ、尊い命が失われております。また、この中には甲佐町の方も含まれておると思います。また、多くの方々が家屋を始めとする被害等を受けられまして、改めて亡くなられた方にお悔やみと、被災された皆さん方にお見舞いを申し上げたいと思っております。それでは第1番目のことにつきましては、この件につきましては、面倒な資料を提出していただきましてありがとうございました。本来ならば数値的なことも

お願いしたかったんですが、災害査定もまだ終わっていないという段階ということでございますので、概略的な数字を御示しいただきました。ありがとうございます。この資料を拝見いたしますと、住家に見ますと全壊、それから大規模半壊、半壊、一部損壊を含めますと1,899棟が被災されたというようなことでございます。その他、非住家、町道、河川、橋梁、農道、溜池その他、いろいろ大規模な被害があっております。この被害状況については私が被災用資料を求めました段階にとどめまして、②の、現在の復興状況についてお尋ねいたします。この件につきましては、いろいろ家屋を始めとする災害が起きておりますけれども、建設課、産業振興課においてですね、被害の状況、現在の状況等について御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

# **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。

**〇建設課長(志戸岡 弘君)** はい。それでは建設課の方から公共土木施設の災害復旧の現状について御説明を申し上げます。今回の災害で、被害合計が査定件数で申しますと245件ありました。その内、査定済みが199件、12月中に査定を受ける件数が46件となっております。で、これまで災害復旧の発注状況に申しますと245件の内、これまでに31本を発注しております、工事の。年内にあと20本程度を発注する見込みでございます。災害復旧については、3か年で完成することになっておりますので、査定を受けましたなら、地域での工事発注状況等を見ながら計画的な発注を考えております。以上でございます。

# **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。

**○産業振興課長(岡本幹春君)** それでは農林業関係の被害状況、復旧状況について御説明申し上げます。林道の災害につきましては、今週の査定で国の査定は終了する見込みとなっております。また、農業関係につきましては現在査定が終わっておりますのが76件、今後査定が年末まで、12月の28日まで査定がありますが、今後受ける件数が79件ということになっております。農業関係につきましては、まだ発注ができていないような状況でございます。年明けから本格的な発注になるというふうに考えております。以上です。

#### **〇議長(緒方哲哉君)** 本郷議員。

○9番(本郷昭宣君) はい。建設課、また産業振興課においては分かりました。その他のことについては④のところでぜひ質問をさせていただきたいと思いますので、②につきましてはこれで質問を終わりまして、③に移ります。今後の復旧・復興の取り組み方についてというようなことでお尋ねしたいんですが、このことについては災害復興計画書にのっとり、年次別に復旧・復興を図られていかれると思いますけれども、このことにつきましてはどうでしょうか。災害工事につきましては年度別の実施計画書的なものは御示しされますでしょうか。どうでしょう。

#### 〇議長(緒方哲哉君) 建設課長。

**〇建設課長(志戸岡 弘君)** はい。災害復旧の工事の年度別の実施計画はということですけれども、現在のところ災害査定を受けまして今後、現在150本程発注、年内にしますけれども、今後の発注計画につきましては国・県とか業界団体とですね、協議をしながら今後計画を策定していくつもりでおります。以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(岡本幹春君)** 産業振興課の答弁も建設課と同じということになるんですが、先日の全員協議会の中で復興計画を示してありますが、復興計画の指針の一つに、年度別の復旧計画等は数値目標として挙げたいというふうに考えております。以上です。
- 〇9番(本郷昭宣君) 議長。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 本郷議員。
- **〇9番(本郷昭宣君)** はい。分かりました。その他についてもいろいろ公共的なものもありますし、その他のこともございます。そういうことも含めまして実施計画書は策定されると思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。いずれにしましても3年から5年をかけて復興計画を、復興計画により復旧・復興をされると思いますが、大変な、予算的にも莫大なものでございます。いずれにしましても1日も早い復旧・復興を図るため、御苦労かけますけれどもよろしくお願いしたいと思っております。

それでは④の、箇所ごとについてということで質問をしております。このことについて質問をいたします。まず、田口橋の復旧の状況はどうなっているかというようなことで、県の方でいろいろ準備は進めておられますと思いますけれども、今の現状を分かっているだけでも結構ですのでお尋ねいたします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** はい。それでは田口橋の現状について御説明を申し上げます。田口橋の復旧につきましては県において災害査定を受けられ、復旧工法が検討されていきます。査定前の国との事前協議の中で、橋脚や下部工または下床地盤の変状等の再調査をされ、国と工法等の事前協議を重ねながら復旧工法の検討がなされてきました。で、災害査定の日程がですね、今月中、県の方におかれて田口橋の査定を受けるということで、今週査定が行われているように聞いております。また査定の結果については町の方に報告があるものと思います。以上でございます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 本郷議員。
- **〇9番(本郷昭宣君)** はい。県の方で一応、進められて正常な復旧をされるというようなことでございますが、これが長引けばですね、下は蓍町橋、上は乙女橋というようなことで、歩行者の方、バス通勤・通学される方につきましてはいろいろ不便をされていると思います。そういう中で、歩行者だけでも通行ができないかという意見でございます。これにつきましては災害を、被災をしている橋の中を歩行者だけでも通すというようなことはとても難しいこととは思いますが、できますならばということで御質問を申し上げます。
- 〇議長(緒方哲哉君) 建設課長。
- **○建設課長(志戸岡 弘君)** はい。被災した田口橋を歩行者だけでも通せないかということですけれども、県の方にも確認しましたところ橋げたがですね、実際にずれていることと、橋げた本体に損傷があるということで通行止めがなされております。そういうことから、歩行者自体も通行には安全を確認できないということから、歩行者も通れないということになります。以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 本郷議員。
- ○9番(本郷昭宣君) はい。難しい質問とは思いましたけれども、実際ちょっと困っている方もおられるというようなことでございますので、御質問を申し上げました。田口橋本体そのものも今から進められますけれども、どうしても開通につきましては長期にわたると思います。そういう中で1日も早いですね、県との協議をしながら乙女橋の通行ができるよう、お願いしたいと思っております。次にロの、乙女小学校の再開はいつ頃になるかというようなことでございます。先程、佐野議員からも御質問があってだいたい分かりますけれども、今、乙女小学校のですね、被災の状況等をまずちょっとお聞きしたいと思いますが。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 学校教育課長。
- ○学校教育課長(荒田慎一君) はい。では乙女小学校の被災状況ということで御答えをしたいと思います。乙女小学校につきましては、校舎につきましては壁等のですね、クラック等と、一番目立つところはですね、地盤沈下による駐車場の段差。また、地面のクラック等が見られるところでございます。あと教室棟の一部がですね、福祉のふれあいセンターを兼ねてた棟の所の地盤が一番弱かったのか、そこが沈下してますので、そこについては解体をしたいということで解体を計画をしております。それに併せまして渡り廊下も一部解体をするという形を計画をしているところでございます。あと体育館につきましては、体育館の屋根を支える部分のコンクリートが剥落しておりますのでその部分の修理。また、屋根も一部損傷しておりますので来年度、屋根の乗せ換えを計画していましたので、今年度それも併せて屋根の乗せ換えを行いたいというふうに考えております。あと床を支える束に一部損傷が見られましたので、そこの部分も補修をするということで計画をしているところでございます。以上になります。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 本郷議員。
- **〇9番(本郷昭宣君)** はい。校舎及び体育館が被災しているというようなことでございます。今度の、今定例会に工事契約の請負締結がなされておりますが、それを全部含めて一括発注ということになりますかね。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(荒田慎一君)** はい。議員おっしゃる通り、一括発注になります。以上です。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 本郷議員。
- **〇9番(本郷昭宣君)** はい。一括発注になるというようなことでございまして、先程の質問の、佐野議員の質問の中では一応、学校の再開は不透明というような回答をされておりますが、今度の工事請負契約につきましての工期につきましては、だいたい町側としてはどのくらい、工事契約の中でちょっと工期の、標準工期はあると思いますけれども、だいたいの希望は何月まで工期完了というようなことを思っておられますか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 学校教育課長。
- **〇学校教育課長(荒田慎一君)** はい。工期につきましては、うちの工期で今考えている分については、平成29年3月28日までという工期で考えてはおります。以上になります。

- 〇議長(緒方哲哉君) 本郷議員。
- **〇9番(本郷昭宣君)** はい。分かりました。ということは3月末というようなことでございます。実際はですね、乙女小学校の生徒さんにつきましては卒業式はちょっと学校では無理かということになりますかね。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 学校教育課長。
- **○学校教育課長(荒田慎一君)** はい。一応工期が3月28日までということにしておりますが、今、議員おっしゃる通り、子ども達の卒業式が3月の24日だったと思います。そこまでにはですね、体育館棟の修復をして乙女小学校で卒業式をさせて、させたいという思いで工期を今度、決まった業者と決定をしていきたいというふうに思っておりますし、学校側と事前にちょっとお話しをしたところですね、もし体育館が間に合わなくても校舎棟でできるスペースもあるので、そこでもさせていただければという話もあっております。ただ、うちとしましてはもう、体育館で卒業式ができるように業者と打合せをしていきたいと思っております。以上になります。

**〇議長(緒方哲哉君)** しばらく休憩します。

休憩 午後1時26分 再開 午後1時27分

**〇議長(緒方哲哉君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。 奥名町長。

**○町長(奥名克美君)** 今、学校教育課長の方から工期についての御答えを申し上げましたけれども、金額がですね、やっぱ相当な金額に上りますし、教育長部局の中ではできる限り一生懸命頑張るということでの御答えだったと思いますけれども、なんせいろいろ資材等も非常に入りにくくなっている状況もありますし、やむを得ず繰越しをせざるを得ない場合も想定されますんで、契約締結が御承認っていただいた後は工程表についても、ネットワーク工程表の中でですね、短縮できるところは短縮やって、早くに子ども達を元の小学校の中で授業ができるような配慮を取りたいとは思っております。しかしながら今申し上げたようないろんな状況も想定はできますので、その点については是非、御理解を頂きたいというふうに思います。以上です。

〇議長(緒方哲哉君) 本郷議員。

**〇9番(本郷昭宣君)** はい。分かりました。私の思いはですね、やはり6年生は、実際の授業は5年間でしたけどもね、一年間はちょっと被災でできなかった。やはり自分の思い出の学校で卒業できるかなという思いがありまして質問いたしました。できますなら乙女小学校でやっていただきたいという希望で質問しました。この学校については以上です。それにしましてもなるべく早く乙女小学校が平常なですね、授業ができますようになることをお願いしまして、この質問は終わります。

次にハの、解体業者不足による公費解体が遅れているというのは何かというようなことで

しております。これにつきましては新聞・資料で業者不足というようなことで報道されておりますので、甲佐町における進捗状況はどうでしょうかということをお尋ねいたします。

**〇議長(緒方哲哉君)** 環境衛生課長。

○環境衛生課長(橋本良一君) お答えいたします。公費解体及び自主解体の申込み総数は、11月末現在で889棟。内、解体済み件数は434棟で、申込み棟数ベースでの進捗率は48.8%となっております。公費解体につきましては熊本県解体工事業協会に一括発注し、実際の解体工事はそのほとんどを町内の協力業者5社が行っている状況です。現在の公費解体のペースですが、11月には20班体制で65棟の解体を行っております。解体班を増やせば解体ペースを上げることができるのですが、仮置き場や処分場の許容量にやや不安があったため、これ以上増やすことができませんでした。しかし、今月から県が開設しました二次仮置き場へ本格的にがれき等の搬出を行うことができるようになりますので、解体班をさらに投入し解体の進捗を加速させていきたいと考えておるところでございます。タイミング良く先日、新たに町内の2業者が解体工事業の許可を取得されましたので、今後公費解体チームに入っていただくことにしておるところでございます。ペースアップに併せまして、建替えなどで解体を急がれる方の御要望にはできる限りお応えするというふうなことを、回覧文書等でもお知らせしておるところでございます。以上です。

# **〇議長(緒方哲哉君)** 本郷議員。

**〇9番(本郷昭宣君)** はい。甲佐町におきましては解体済みの進捗が48.8%というようなことで、8か月になりますと約半数になるかと思われますが、これにつきましてもですね、やはり今、課長の答弁のように何か新築される方につきましては、今度の12月15日の部落配達の中にそういうことを急がれる方についてはというようなことは書いて回っておりました。そういうことで、被災をされた方につきましては一日も早い生活再建というようなことで、解体が終わり、そして家を建てるという希望者の方も大分おられますようですので、そういうことで今業者も増えたというようなことで解体が進むかと思いますが、なるだけ早い時期に解体が終わることを望んでおります。ということは、自分の生活を取り戻すことが一日でも早くなるというようなことになるかと思いますので、早期完了になるようお願いして、このことについては質問を終わります。

それから二の、今回の地震、豪雨によりまして甲佐町の防災計画書を見直すところがあるかどうかというような質問でございます。今回の地震につきまして、また大雨につきまして我が甲佐町にも大変な被害が出ております。こういう大災害が起きましたおかげと言うことはできませんが、災害が無いが一番良いんですが、この誰もが経験したことのない災害があったので多くの教訓もあったかと思います。その多くの教訓をいかすためにも今後の災害計画書につきまして、町ではどうでしょうか。見直す点もあるかと思いますが、どのような対応をされておられるでしょうか。

〇議長(緒方哲哉君) くらし安全推進室長。

**Oくらし安全推進室長(清水 明君)** はい。防災計画書の見直しについて御答えします。 甲佐町の地域防災計画書につきましては現在、防災計画書見直し委員会を立ち上げまして、 15人の委員で見直しを作業しているところでございます。これまで3回の委員会を開催し、 近々に第4回目を開催しまして今月中には計画書を策定したいというふうに考えております。 見直しの内容につきましては議員ご指摘の通り今回の震災、反省・教訓等を踏まえましてで すね、災害対応の基本となりますところの各災害対策班の文書事務の見直しが主な内容にな るかと思います。以上でございます。

# 〇議長(緒方哲哉君) 本郷議員。

**〇9番(本郷昭宣君)** はい。もう既に見直しの委員会も立ち上げられて、3回会議をされているというようなことでございます。災害はあってはなりませんけれども、やはりこの大災害の教訓をいかすためには、やはり見直す点があるかと思いまして質問したわけでございます。早速、見直し点をついて協議されていることにつきましてはありがとうございます。より良い計画書ができることを期待し、質問を終わります。

次に質問2のところの、道路問題についてちょっとお聞き、または提案をしたいと思います。県道宇土甲佐線が、これは地方主要道ですかね、今も。改良工事についてお願いしたいというようなことでございます。この点につきましては今、上田口の入り口から乙女橋に向けての道路が今ちょっと狭いということで大型車等が来ますと、どちらかが手前で待ち合わせをしながら離合をしているという状況でございます。もうこの路線につきましては、もう20年近く前に1回はございましたが、ちょうどその時、砕石の選別所がありまして、土地は賃貸借があってどうしてもできないというようなことでその時は流れておりましたが、その後その箇所につきましてはどういう今、話が出ておるのでしょうか。

#### **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。

**○建設課長(志戸岡 弘君)** はい。それでは県道宇土甲佐線の改良工事につきましてご説明を申し上げます。県道宇土甲佐線の田口地内の集落から乙女橋の区間については、離合にも支障をきたす区間でございます。町でもこれまでに、宇土甲佐線の改良工事の要望を行ってきております。そのようなことで今年度からですね、県の方におかれましても津志田地内の工場から乙女橋までの区間の拡幅工事が行われるようになりました。で、一部用地が難しいという話があったところはですね、その用地の解決はできてないところでございます。田の部分についてですね、用地交渉ができてる部分について今年度買収が行われることとなっております。で、工事の着手につきましては来年度から着手される予定となっております。以上でございます。

#### **〇議長(緒方哲哉君)** 本郷議員。

○9番(本郷昭宣君) はい。要望しました区間全部がまだ、なら用地交渉には入れないという状況ですかね。そういうことですが、少しでもですね、あの区間が改良に向かっていればそういう離合についての解消もできるかと思います。そういうことでその区間が、全区間がですね、その区間の全区間が改良されることを望みます。それとこれは提案ですけれども、今現在宇土甲佐線が上田口・下田口の部落集落内を今、通っているわけでございますが、とても集落内の改良は無理のような状況です。水路があるし、ちょうど家があるしというようなことで。で、私ができる・でけんは別として質問したいのは、田原から下田口まで四差

路まで改良がされて、それから集落内というようなことでできておりませんので、四差路から御船甲佐線を田口橋の方に共用をして、そして町道田口杉上線と交差しますが、その田口橋、田口杉上線を利用して今現在改良されてる方に宇土甲佐線のバイパス的なものに変更はできないだろうかと。今、田口杉上線はちょっと改良されて今、大型車はそちらの方に大分回っているようでございますけれども、そういうことはできないかという提案ですので、思いを聞かせていただければ結構と思います。

**〇議長(緒方哲哉君)** しばらく休憩します。

休憩 午後1時39分 再開 午後1時40分

○議長(緒方哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 奥名町長。

○町長(奥名克美君) やっぱり県道の付け替えと言いますか、見直し。それについては やっぱり県の方も定期的な時期の中でしか、なかなか判断をされないのじゃないかなという 思いがあります。で、現在まで田口杉上線については町道として堤防嵩下げするような形で なるべく民地の方に入らないようなことで改良を進めてまいりました。現在、議員おっしゃ る通り大型車の通行についてはそちらの方を迂回路として利用されているようでありますけ れども、そのルートが県としても当然これは県道に付け替えた方が良いというような、バイパス的なものもありますし、そういう御考えがあるかどうかについてはまだ、そのこと自体 についてはお話ししたことがありませんので、今後機会をとらえてですね、県の考え方等に ついても尋ねてみたいというふうに思います。以上です。

- 〇議長(緒方哲哉君) 本郷議員。
- **〇9番(本郷昭宣君)** はい。今後の問題として胸の中に収め置いといて、何かの機会に そういうことを声を出していただきたいと思います。

次に、国道443号線改良工事につきまして御質問申し上げます。今、国道443につきましては期成会を設立されましてずっと今、期成会が活動が続いておりますけれども、今現在甲佐町で国道443の施工箇所の要望または決定されたなら決定されたところの箇所の説明をお願いしたいと思います。

- 〇建設課長(志戸岡 弘君) 議長。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** はい。それでは国道443号線での期成会、または町での要望 箇所について御説明申し上げます。国道443号線では豊内の四差路の角からずっと甲佐高校 前までをですね、歩道整備と一部曲線改良ということで整備計画がなされております。その 中で豊内の四つ角から役場前までが現在、一部用地交渉を継続中でございます。その用地交 渉が終わりましたならば工事に着手されると思います。それともう一つが、役場前から甲佐 高校までの歩道の整備でございます。これは歩道の整備と併せまして町の方では内水対策の

一環でもございます、湯田川のボックス橋の拡幅。それとまた湯田川の拡幅も併せて県の方 に詳細設計の中で取り組んでいただけるように要望をしていただいております。以上でござ います。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 本郷議員。
- **〇9番(本郷昭宣君)** はい。一応、今の箇所につきましては要望というようなことですが、何年度までということは県は明示しておりませんでしょうか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** はい。県も方もですね、今年度詳細設計が終了されて、用地交渉とか地元説明に入られる予定でございましたけれども、この震災の影響で計画も延びていることと思います。で、いつまで終わるということはまだ聞いてはおりません。以上でございます。
- 〇議長(緒方哲哉君) 本郷議員。

〇9番(本郷昭宣君) はい。年度は明示されていないというようなことでございます。 皆さんも御存知のように熊バスの車庫前とか何かにつきましてはですね、やはり高校生・中 学生が大分通学、朝・夕はやっております。そういうことで歩道の整備につきましては大変 重要な箇所じゃないかと思っております。で、そういうことでございますので、早急にです ね、町も用買等に協力しながらその工事が早期に完了することをお願いしておきます。それ からまた、これは話は聞いたか聞かんかというようなことで聞いていただきたいと思います のは、今現在国道443、445が御船地内の方でちょっと整備が進みましたおかげで、大型施設 とかちょっと御船地内にはどんどん進出してきている状況です。それから御船署の横からう ちらは隧道を通って甲佐町に入るわけでございますが、何か向こうから来ますとですね、何 か寂しいような感じを受けます。で、特に夜はですね、御船署のところまで来てからこのト ンネル通ってちょっと寂しい思いをするようなことが特に多いわけですが、今隧道につきま しては何回か漏水、雨水の防止がされておりますが、このごろはまた特にひどくなったよう な気がいたします。そういう意味も含めまして、もう少しあのトンネルを拡幅するか、もう 1本とこう、掘っていただきたというのはとても無理な話であると思いますけれども、そう いうことはできないだろうかという提案でございます。無理な話ということは分かります。 やはり道路改良につきましては交通量が1万台とか1万2千台とか1万3千台とかなければ 片側2車線とか、整備ができないということの条件は私もよく分かっての質問でございます。 しかしそういうことをして、言葉は悪いんですが卵が先か鶏が先かというようなことになり ますと、なら道路ができて発展はしますし、交通量が少ないからいつまでもそのところは改 良ができないとか言うやったらもう、いつまでもできないわけです。しかし道路ができれば 自然とその地域につきましては活力が出るような現象が起こってまいります。そういうわけ で、無理な話かもしれませんが道路を整備をして活力ができるような状態と思いますので、 今後の期成会の中にですね、その箇所を一つでも盛り込んでいただきたいと思います。急に はできませんので、声を発し、挙げておかなければいつまでもできないと思いますので、特 に隧道につきましては今後の甲佐町の取組をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

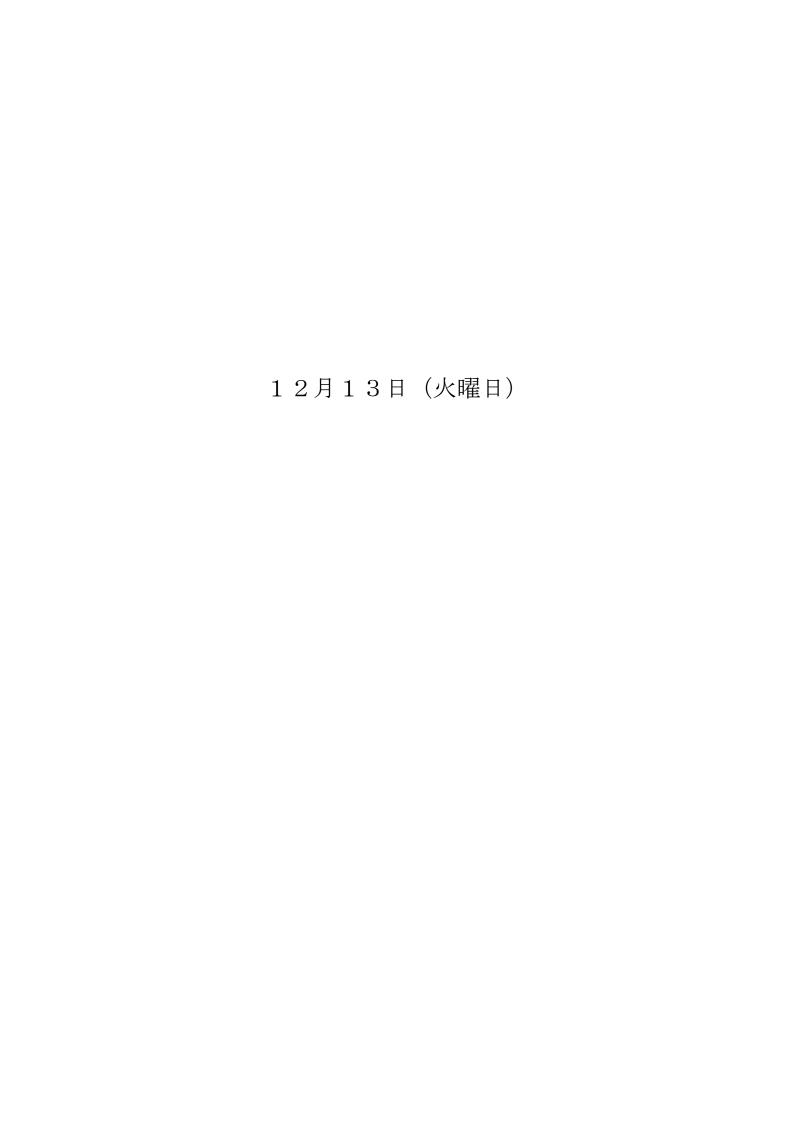
- 〇町長(奥名克美君) 議長。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 奥名町長。
- ○町長(奥名克美君) 妙見谷の隧道の件については以前、御船町との合併協議を進められていた中で、建設計画の中に盛り込むとかそういうような話も若干ありましてですね、当時機運が盛り上がりつつあるような雰囲気はあったことは記憶にあります。ただその後、最終的に合併もできませんでしたし、もうその話は頓挫したような状況でありますけれども、今回の地震を経験して、トンネル以外でありますと松ヶ崎妙見谷線の上の道路、山岳地帯をずっと通って御船町に行く方法しか、手前の方からはですね、ありませんし、トンネルが使えなくなったようなことを考えた時に非常に心配もあります。漏水も若干あるというようなお話も、ただいま議員の方から御指摘もあっております。ただ、やる場合には当然、期成会の中での話を取りまとめなくちゃなりませんし、実際やるとなればまたそれぞれの関係町村の負担金の問題も発生してまいりますので、その辺はやはり御船町側とのですね、話合いも必要なのかなと思っておりますんで、機会をとらえてまずは当事者間、2町の考え方を整理したいというふうに思います。以上です。
- 〇9番(本郷昭宣君) 議長。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 本郷議員。
- ○9番(本郷昭宣君) はい。特に県ではですね、県の均衡ある発展をというようなことも何遍も発しられております。そういうわけで、交通量の問題とか何とかして道路整備ではなくて、やはり県。熊本県の均衡ある発展の中の一環として道路整備をしていただくなら、美里町辺もますます、ちょっと良くなるんじゃないかと思います。難しい問題でございますけれども、どこかで声を発しながら運動を続けていただきたいということをお願いしまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
- ○議長(緒方哲哉君) これで9番、本郷議員の質問は終わりました。

以上をもって一般質問の通告書すべての質問は終わりました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。明日13日は午前10時から本会議場において 会議を開きます。

本日はこれをもって散会いたします。お疲れ様でございました。

散会 午後1時50分



# 平成28年第4回甲佐町議会(定例会)議事日程

(第3号)

1. 招集年月日 平成28年12月9日

1. 招集の場所 甲佐町議会議場

1. 開会
 12月13日
 午前10時00分
 議長宣告
 1. 閉会
 12月13日
 午後3時2分
 議長宣告

# 1. 応招議員

野 1番 山 内 亮 一 2番 佐 安春 3番 荒 田 博 4番 洋 宮 本 修治 5番 福 田 謙 6番 西 坂 和 7番 宮 川 安 明 8番 緒 方 哲 哉 本 郷 宣 9番 昭 10番 渡邊 俊 11番 本 新 12番 中村 幸 男 田

#### 1. 不応招議員

なし

# 1. 出席議員

博 1番 山 内 亮 一 2番 佐 野 安春 3番 荒 田 本 修 治 西 洋 4番 宮 5番 福 謙 6番 坂 和 田 7番 宮 川安 明 8番 緒 方 哲 哉 9番 本 郷 昭 宣 10番 渡 邊 俊 本 新 村 幸 男 11番 田 12番 中

#### 1. 欠席議員

なし

#### 1. 本会議に職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 福島明広 議会事務局事務長 山本洋子

#### 1. 地方自治法第 121 条の規定により説明のために出席した者の職氏名

 $\equiv$ 町 奥 名 克 美 副 町 長 長 師 富 省 会計管理者 本 田 克 典 務 課 長 内 山 洋 総 くらし安全推進室長 明 企 画 課 長 西 坂 直 水 北 畑 公 孝 住民生活課長 敦 税 務 課 長 古関 総合保健福祉センター所長 井 上 美 穂 福 祉 課 長 北野 太 産業振興課長 設 弘 尚 本 幹 春 建 課 長 志戸岡 環境衛生課長 本 良 会 計 課 長 典 橋 本 田 克

町民センター所長中林健次教育長蔵田勇治学校教育課長荒田慎一社会教育課長 吉岡英二農業委員会事務局長岡本幹春選挙管理委員会書記長 内山洋

進

1. 開会 12月13日 午前10時00分

代表監查委員

#### 1. 議事日程

議長は本日の議事日程を別紙のとおり報告した。

本 田

#### 1. 会議に付した事件

日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第2 同意第5号 甲佐町教育委員会の任命につき同意を求めることについて

日程第3 承認第14号 専決処分の報告及び承認について

日程第4 議案第51号 工事請負契約の締結について

日程第5 議案第52号 甲佐町税条例の一部改正について

日程第6 議案第53号 甲佐町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第7 議案第54号 甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第55号 指定管理者の指定について

日程第9 議案第56号 平成28年度甲佐町一般会計補正予算(第7号)

日程第10 議案第57号 平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)

日程第11 議案第58号 平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第12 議案第59号 平成28年度甲佐町水道事業会計補正予算(第1号)

日程第13 要望第5号 「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」に ついて

追加日程第1 発議第2号 「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見 書」について

日程第14 議会運営委員会行政視察研修の報告について

日程第15 議員行政視察研修の報告について

日程第16 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第17 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

日程第18 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

#### 1. 議事の経過

#### 開議 午前10時00分

**○議長(緒方哲哉君)** おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程を報告します。本日の議事日程は議席に配付のとおりです。朗読を省略いたします。

# 日程第1 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について

**〇議長(緒方哲哉君)** 日程第1、諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」 を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

**○住民生活課長(古閑 敦君)** 諮問第1号について御説明申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求めるものでございます。

提案理由は省略させていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 〇議長(緒方哲哉君)町長の推薦理由を求めます。奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 人権擁護委員の推薦の理由について申し上げます。候補者は平成26年4月1日より人権擁護委員として1期3年間職責を全うされておられます。

また、平成15年の7月から平成19年11月まで民生委員、現在は、産業後継者育成対策協議会で結婚支援事業の相談員や甲佐町社会福祉協議会の福祉サービス苦情解決事業、事業第三者委員、甲佐ブランドの商品開発など多方面に積極的に活躍をされておられます。

このように幅広い知識と豊富な経験をお持ちであり、人権意識も高い上、人格・識見と もに高く、人権擁護委員として求められます活発な活動が期待できる適任者として推薦を した次第でございます。どうぞよろしくお願いします。

**○議長(緒方哲哉君)** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**○議長(緒方哲哉君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。 これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

1番、山内議員。

- **〇1番(山内克一君)** 諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。沼田氏は町長が推薦理由を述べられたとおりでございますが、食を通じていろんな方と交流がありまして、人権感覚の高い方と思っております。また、再任であり、人権擁護委員の経験もありますので、異議なく賛成いたします。
- ○議長(緒方哲哉君) これで討論を終結します。

これから諮問第1号「人権擁護委員候補者の推薦について」を採決いたします。 本諮問について適任と決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 異議なしと認めます。よって本諮問については適任とすること に決定いたしました。

# 日程第2 同意第5号 甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて

**〇議長(緒方哲哉君)** 日程第2、同意第5号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**〇総務課長(内山 洋君)** それでは、同意第5号について御説明申し上げます。

同意第5号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて。下記の者を甲佐町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

記、住所、甲佐町大字■■■■■■。氏名、福田欣一、■■■■■■■■日生まれ。平成28年12月9日提出。町長名でございます。

提案理由といたしましては、現委員西坂登氏が平成28年11月30日付で辞職をされたため でございます。よろしくお願いいたします。

- ○議長(緒方哲哉君) 町長の任命理由を求めます。 奥名町長。
- **〇町長(奥名克美君)** 教育委員会委員の任命について御説明を申し上げます。

また、平成10年度に乙女小学校のPTA広報委員、平成25年11月から28年11月30日まで 民生委員、児童委員を歴任され、本町の教育や福祉に御貢献をいただいてまいりました。

このように氏は豊富な経験と識見の持ち主であり、誠実温厚な人柄で、地域の人望も高く、教育委員会委員として適任と判断をし、教育委員会委員に任命をしたいので、議会の同意を求めるものであります。どうぞよろしくお願いいたします。

**〇議長(緒方哲哉君)** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- **○議長(緒方哲哉君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 1番、山内議員。
- **〇1番(山内亮一君)** 同意第5号、甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて。福田氏は、今町長がおっしゃられたように、いろんな経験をされております。PTA活動の経験だったり、いろんな町の事業にも参加されたりしております。まして、民生委員の経験等もありまして、地域においても信頼の厚い方でありますので、異議なく賛成いたします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** これで討論を終結します。

これから同意第5号「甲佐町教育委員会委員の任命に付き同意を求めることについて」を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり同意すること に決定いたしました。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時09分 再開 午前10時10分

**〇議長(緒方哲哉君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3 承認第14号 専決処分の報告及び承認について

**○議長(緒方哲哉君)** 続きまして、日程第3、承認第14号「専決処分の報告及び承認 について」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(内山 洋君) 承認第14号について御説明申し上げます。

承認第14号、専決処分の報告及び承認について。地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。平成28年12月9日提出。町長名でございます。次のページをお願いいたします。

専第13号、専決処分書、地方自治法第179条第1項の規定により下記事項を専決処分す

る。平成28年10月24日。町長名です。

記、1、平成28年度甲佐町一般会計補正予算(第6号)。次の次のページをお願いいたします。

平成28年度甲佐町の一般会計補正予算(第6号)は次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億300万円 を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ135億6,129万6,000円としておりま す。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

地方債の補正、第2条、地方債の変更は、第2表、地方債補正によります。平成28年10 月24日。町長名でございます。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。款15、県支出金に1,550万円を追加し、39億9,250万5,000円としております。2の県補助金です。款18、繰入金に5,160万円を追加し、10億6,816万7,000円としております。1の基金繰入金です。款21、町債に3,590万円を追加し、20億3,579万5,000円としております。1の町債です。歳入合計、補正前の額、134億5,829万6,000円に1億300万円を追加し、135億6,129万6,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款10、災害復旧費に1億300万円を追加し、12億7,753万4,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費です。

歳出合計、補正前の額、134億5,829万6,000円に1億300万円を追加し、135億6,129万6,000円としております。次のページをお願いいたします。

第2表、地方債補正。1、変更です。起債の目的が災害復旧事業、補正前の限度額2億2,550万円に3,590万円を追加し、補正後の限度額を2億6,140万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更ありません。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

**〇議長(緒方哲哉君)** これより質疑を行います。質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。何か質疑ありませんか。本予算全部についての質疑をお願いいたします。

11番、本田議員。

- **〇11番(本田 新君)** この1億300万の補正を組まれておりますけれども、測量設計で やっておられますけれども、どういったものをしようとされておられるのか、まずそれを お聞かせください。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(岡本幹春君)** お答えいたします。今回お願いしております補正につきましては、地震災害の直後、専決処分等で、調査、また国の査定を受けるための査定設計書等の予算措置をお願いしたところですが、その後の豪雨災害、豪雨災害につきましてが、予想しておりました以上に被害が大きかったということで、農地、農業用施設、林道

の国の査定を受けるための査定設計書作成のための委託料でございます。以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 本田議員。
- **〇11番(本田 新君)** 災害復旧ということでありますけども、ちょっとこれを見ると、5,100万、いわゆるほぼ事業費の半分を一般財源のほうから充当されておりますけども、 災害復旧の時、これだけ高いんでしょうかね。財源ではまずはこの半分負担しなくてはな らないんでしょうか、どうなんでしょうか。その点を教えてください。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(岡本幹春君)** 通常の災害でありますと、査定設計書の作成委託料については、全額町費負担ということでございます。ただ、今回の場合、激甚災害指定を受けておりますので、2分の1相当額はここに記載してありますとおり、すみません、この時点ではまだ、その財源充当についてははっきり分かっておりませんでしたが、最近来ました情報で、査定設計書の2分の1相当額については国のほうで助成をすると。この時点ではまだその情報がありませんでしたので、全額、国庫も見てありますが、ほぼ一般財源で負担するということになります。
- **〇議長(緒方哲哉君)** しばらく休憩します。

休憩 午前10時19分 再開 午前10時19分

○議長(緒方哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。 奥名町長。

**〇町長(奥名克美君)** 基本的なことについては、今、岡本課長のほうから説明したとおりであります。ただ、半額相当、50%相当にしても、残りの負担を考えますと、非常に町の財政にも影響がありますので、先般、豪雨災害の激甚指定を受けたところの首長で農林大臣のほうにも出向きまして、その辺のお願いをしてまいりました。そういうことで、さらなる上積みについても期待ができるものというふうに考えているところです。以上です。

○議長(緒方哲哉君) 他に質疑ありませんか。

本予算全部についての質疑を行っております。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(緒方哲哉君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

**〇11番(本田 新君)** 承認第14号、専決処分の報告及び承認についてでございますけれども、今回の予算は、集中豪雨、豪雨災害によるその復旧を目指す測量設計費に充てら

れていると思い、本案に賛成をいたします。承認します。

**〇議長(緒方哲哉君)** これで討論を終結します。

これから承認第14号「専決処分の報告及び承認について」を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり承認すること に決定いたしました。

# 日程第4 議案第51号 工事請負契約の締結について

**〇議長(緒方哲哉君)** 日程第4、議案第51号「工事請負契約の締結について」を議題 とします。

提出者の説明を求めます。

学校教育課長。

**〇学校教育課長(荒田慎一君)** 議案第51号について御説明申し上げます。

議案第51号、工事請負契約の締結について。熊本地震による乙女小学校復旧工事について、下記のとおり工事請負契約を締結するものでございます。平成28年12月9日提出。町長名でございます。

記、1、契約の目的は、熊本地震による乙女小学校復旧工事。2、場所、熊本県上益城郡甲佐町大字津志田地内。3、契約金額が1億4,310万円となっております。4、契約の相手方、熊本県八代市宮地町2088番地、株式会社松島建設、代表取締役松嶋進治。5、契約の方式は指名競争入札となっております。

提案の理由につきましては省略をさせていただきます。

工事の概要を別添の図面にて御説明をさせていただきます。今回の工事は熊本地震で被災しました乙女小学校の校舎、体育館及び外構の補修工事と、一部教室等及び渡り廊下の解体工事等となっております。この図面につきましては、全体の復旧概要としております。まず右側中央部に青く色づけしておりますが、その部分が便所と教室と旧配膳棟、渡り廊下につきましては、建物全体が傾いているために解体を行い、また、渡り廊下につきましては、体育館への通路として新設を行います。

また、解体する教室等の屋上に太陽光発電施設が設置してありますので、管理棟の屋上 に移設を行うことにしております。

続きまして、赤の斜線で示しています部分は、補修をする箇所を示しております。右下、管理棟及び校舎となりますけども、校舎につきましては、内外壁のひび割れやタイルの破損、地盤沈下による外部床のひび割れが主な被害状況となっており、その補修を行うものであります。中央部のプールにつきましても、外壁や床のひび割れが主な被害であり、その補修を行うものとしております。中央、プールの横の屋内運動場、体育館ですけども、体育館の被害が最も大きく、柱の接合部分のコンクリートの剥落、屋根のスレート瓦のずれ、アリーナの床を支える束の破損が主な被害となっております。

体育館の復旧につきましては、柱の接合部分はコンクリートで補修し、剥落しないように鉄板で覆うことで補強することにしております。屋根は、現状のスレート瓦葺きをガルバリウム葺きに取り換えを行います。屋根の材質を変える理由といたしましては、スレート瓦葺きよりも軽いため屋根全体の軽量化が図られ、耐震性も向上することから変更ということでしております。床の束が破損していますので、アリーナの床の部分をすべて張り替えることとしております。

外構につきましては、全体的に地盤が沈下していますので、破損している排水管や側溝 の敷設及び舗装のやり替えを行うこととしております。

以上が主な被害状況及び補修内容となっております。詳細な補修内容につきましては図面に記載しておりますので、後で御覧いただければと思います。よろしくお願いいたします。

また、別途資料といたしまして、図面の次にありますけれども、甲佐町公共工事請負仮契約書の写し及び、次に契約書別紙の建設リサイクル法第13条関係様式を配付をしております。この契約書につきましては、議会の議決が得られたときに本契約となるものでございます。

なお、工事の施工の段階で変更を必要とすることが生じました場合には、軽微な変更に つきましては、最終的な変更が固まった時点で、変更契約の締結につきまして議会に御提 出させていただくということで御了承をいただくようよろしくお願い申し上げます。

以上、熊本地震による乙女小学校復旧工事の概要の説明とさせていただきます。議案第 51号、工事請負契約の締結につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。
  - 工事請負契約の締結についての質疑があっております。

7番、宮川議員。

- **〇7番(宮川安明君)** 昨日もちょっと問題になっておりましたが、この期間ですよね、期間。確認はされとると思うんだけど、1億数千万の工事を3月までできるんだろうかという単純な疑問が生じているんですけど、その辺についてどういうふうに解釈したらいいのかなと思いますので質問いたします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 学校教育課長。
- **○学校教育課長(荒田慎一君)** 宮川議員の質問にお答えさせていただきたいと思います。一応、工期が3月の28日までとしております。金額的に1億4,300万ということで、金額的にはだいぶ高くなっておりますけれども。校舎等の補修につきましては、全体的に壁のひび割れだったり、タイルの破損だったりしていますので、校舎等の工事につきましては何ら問題なく3月28日まではできるということで自分は思っております。

あと、体育館につきましては、屋根の張り替え、床の張り替え等もありますので、あと は昨日ちょっと町長からもお話があったように、材料の調達がうまくいけば、工期的な部 分については問題ないと。問題はそこの材料等が、今日、もし審議いただきましたら業者 と早急に打ち合わせをしまして、その材料等の発注等を急いでいただいて工事に入りたい というふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(緒方哲哉君) 他に。

5番、福田議員。

- **○5番(福田謙二君)** 今回この入札に参加されました仮契約書の松島建設さんですね。 この入札に参加されたら、毎回私、聞くんですけども、会社数と入札率、それを教えてい ただくならばと思いますけども、よろしくお願いいたします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 総務課長。
- **○総務課長(内山 洋君)** お答えいたします。今回の入札につきましては、5 社を指名をしております。そして、入札率につきましては、98.92%で株式会社松島建設さんが落札をされたということでございます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 5番。
- **○5番(福田謙二君)** その5社のちょっと、松島建設さん以外の会社名をよろしいでしょうか。
- 〇議長(緒方哲哉君) 総務課長。
- 〇総務課長(内山 洋君) 残り4社の名前ですけども、光進建設株式会社、和久田建設株式会社、味岡建設株式会社熊本支店、丸昭建設株式会社、合わせて5社ということでございます。
- ○議長(緒方哲哉君) 他に質疑ありませんか。 1番、山内議員。
- **○1番(山内亮一君)** 工期が3月末までとなっておりますけれども、その間、児童生徒あたりは教室で勉強するとか、卒業式あたりを学校の体育館若しくは校舎あたりでできるのかどうかがちょっと心配なんですけども、そのあたりを説明願いたいと思いますが。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 学校教育課長。
- ○学校教育課長(荒田慎一君) 山内議員のお答えをしたいと思います。校舎等につきましては、先ほど説明させていただきましたとおり、補修については大掛かりな補修にはなりませんので、業者と打ち合わせしまして、校舎のほうから、解体のほうから工事に入っていただき、合わせて校舎の補修をしていきたいということで、早期的に校舎のほうから復旧をさせていただきたいということで考えております。校舎の完成をしまして、体育館は、乙女小学校につきましては段下になりますので、校舎の工事が終わって、児童の安全の確保ができれば戻すことができるのかなということで考えております。ただ、学校の再開につきましては、学校の先生方、また保護者の皆さんと協議をしながら、いつ戻したが一番子供たちにとっていいのかという部分と、学校側もいろんな事業を再開するに当たって準備等も必要ということで、校舎が直ったからすぐというのはなかなか厳しいという話も聞いていますので、そこについては、今後協議をしながら早めに学校再開ができるような形で自分たちも努力していきたいというふうに思っております。以上です。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 1番。
- **〇1番(山内亮一君)** ありがとうございます。学校、また入られる業者さんと打ち合

わせて、安全を確保しながら、子供達が一日でもあそこで勉強し、卒業が迎えられれば非 常に喜ぶんじゃないかなと思いますので、是非よろしくお願いいたしたいと思います。

**〇議長(緒方哲哉君)** ほかに他に質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**○議長(緒方哲哉君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

7番、宮川議員。

- **〇7番(宮川安明君)** 議案第51号、工事請負契約の締結についてでございますが、いろいろ質疑してまいりましたように、乙女小学校の復旧工事についてでございます。現在、非常に小学生が不便な思いをしているわけでございます。保護者、また住民の方々、非常に一日も早い乙女小学校の復旧をと願っているところでございます。私も乙女の住民の一人として、この契約が計画どおりに実現し、一日も早い復旧を願いまして、本案件に賛成をいたします。以上です。
- **〇議長(緒方哲哉君)** これで討論を終結します。

これから議案第51号「工事請負契約の締結について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定し、執行部から提案のあった、軽微な変更が生じた場合は、最終的な変更契約を議案として提出することにも御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

#### 日程第5 議案第52号 甲佐町税条例の一部改正について

○議長(緒方哲哉君) 日程第5、議案第52号「甲佐町税条例等の一部改正について」 を議題とします。提出者の説明を求めます。

税務課長。

**〇税務課長(北畑公孝君)** それでは、議案第52号について御説明申し上げます。

議案第52号、甲佐町税条例の一部改正について。甲佐町税条例の一部を次のように改正するものでございます。平成28年12月9日提出。町長名でございます。

提案理由については省略させていただきます。次のページをお願いいたします。

甲佐町税条例の一部を改正する条例。甲佐町税条例(昭和30年甲佐町条例第49号)の一部を次のように改正する。以下、5ページまで改正条例になりますが、内容につきましては、お配りしております資料1で説明してよろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは資料1のほうをよろしくお願いします。

甲佐町税条例の一部改正要旨。1、附則第20条の2、外国居住者等の特例適用利子等及び特例適用配当等の額に係る所得について、税率を3%、分離課税とし、町民税の所得割

とする改正でございます。 2、附則第20条の3、附則20条の2の新設に伴い、附則第20条の2を附則第20条の3に改め、引用条項等を改める改正でございます。 3、施行期日及び適用区分でございますけれども、平成29年1月1日施行並びに平成29年1月1日以降適用としております。

今回の改正につきましては、外国との二重課税回避等を目的に、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律を改正されまして、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律、外国居住者等所得相互免除法といいますけれども、に改められまして、租税条約締結国以外の国の国内源泉所得の課税非課税等について規定されたことによります改正となっております。ここで外国居住者等所得免除法における外国とは、租税条約の相手国以外の外国で、同法施行令第2条で指定された外国となっております。

現在、同条施行令第2条で指定されている国につきましては、台湾となっております。また、外国居住者等とは、日本国内での非居住者、又は外国法人で外国の法令において当該外国に住所もしくは居所を有し、又は本店、もしくは主たる事務所、若しくはその事業が管理される場所を有するものとされております。日本国内におきまして、非居住者、外国法人につきましては、給与所得、利子配当所得、事業所得、譲渡所得等の国内源泉所得について原則課税とされておりますが、今回の法改正で、施行令第2条で指定されております外国、台湾ですけれども、台湾につきましては特例適用利子配当のみ課税し、その他は非課税という扱いになっております。ただし、給与所得については、滞在期間が183日を超えた場合は日本国内でも課税されるということになっております。

以上、説明を終わらせていただきます。一部改正の条例につきまして御審議のほどよろしくお願いいたします。

- ○議長(緒方哲哉君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。 5番、福田議員。
- **〇5番(福田謙二君)** これに該当される方って甲佐町にいらっしゃるんですか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 税務課長。
- **〇税務課長(北畑公孝君)** 法の施行が来年となりますけれども、非居住者で、甲佐町で住民税がかかるということは、1月1日現在で、住所、住んでおられる方に対して、前年度所得に対しまして住民税がかかるということになります。27年度、28年度につきましては、該当者はおられません。29年度につきましては、今後、人の動きで変わってくるかと思いますけれども、現在のところはおられません。以上です。
- ○議長(緒方哲哉君) 他に質疑ありませんか。 3番、荒田議員。
- **○3番(荒田 博君)** 直接関係はないんですけれども、本町において、外国人という 方の登録といいますかね、大体何人ぐらいかって分かりますでしょうか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 住民生活課長。
- **〇住民生活課長(古閑 敦君)** 外国人の住民の方ですけれども、11月末現在で、44名

の方がおられます。以上です。

**○議長(緒方哲哉君)** 他にありませんか。質疑ありませんね。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

**○議長(緒方哲哉君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- ○議長(緒方哲哉君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。
  - 3番、荒田議員。
- **○3番(荒田 博君)** 議案第52号、甲佐町税条例の一部改正についてでございますけれども、所得税法等の一部を改正する法律によりまして本条例を改正するということでございますので、何ら異議なく賛成いたします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** これで討論を終結します。

これから、議案第52号「甲佐町税条例の一部改正について」を採決いたします。 本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

# 日程第6 議案第53号 甲佐町国民健康保険税条例の一部改正について

**〇議長(緒方哲哉君)** 日程第6、議案第53号「甲佐町国民健康保険税条例の一部改正 について」を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

税務課長。

**〇税務課長(北畑公孝君)** それでは、議案第53号について御説明を申し上げます。

議案第53号、甲佐町国民健康保険税条例の一部改正について。甲佐町国民健康保険税条例の一部を次のように改正するものでございます。平成28年12月9日提出。町長名でございます。

提案理由につきましては省略させていただきます。次のページをよろしくお願いします。 甲佐町国民健康保険税条例の一部を改正する条例。甲佐町国民健康保険税条例(昭和30年甲佐町条例第50号)の一部を次のように改正する。2ページまでが改正条例になりますが、内容につきましては、お配りしております資料1で説明させていただきますがよろしいでしょうか。

それでは資料1をお願いいたします。甲佐町国民健康保険税条例の一部改正要旨。1、 附則第10項、町民税で分離課税される外国居住者等の特例適用利子等の額を、国民健康保 険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額とする改正です。2、附則第11項、 町民税で分離課税される外国居住者等の特例適用配当の額を、国民健康保険税の所得割の 算定及び軽減判定に用いる総所得金額とする改正でございます。3、附則第12項、第13項、 附則第10項、附則第11項の新設に伴いまして、附則第10項を附則第12項に、附則第11項を 附則第13項に改める改正でございます。

施行期日及び適用区分につきましては、平成29年1月1日施行並びに平成29年1月1日 以降適用としております。以上でございます。御審議のほどよろしくお願いします。

**○議長(緒方哲哉君)** これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

国民健康保険税条例の改正について質疑ありませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 7番、宮川議員。

- **〇7番(宮川安明君)** 議案第53号、甲佐町国民健康保険税条例の一部改正についてで ございますが、ただ今課長の説明にございましたように、法律の一部改正による政令の公 布に伴う変更でございますので、本案件に何ら異議なく賛成をいたします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** これで討論を終結します。

これから議案第53号「甲佐町国民健康保険税条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

# 日程第7 議案第54号 甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関 する条例の一部改正について

**〇議長(緒方哲哉君)** 日程第7、議案第54号「甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を議題とします。

宮川議員。

しばらく休憩します。

休憩 午前10時48分 再開 午前10時49分

**〇議長(緒方哲哉君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただ今の条例の一部改正についてを議題といたしておりますが、提出者の説明を求めます。

産業振興課長。

# **○産業振興課長(岡本幹春君)** それでは議案第54号について御説明申し上げます。

議案第54号、甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について。甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。平成28年12月9日提出。甲佐町長名でございます。

提案理由については省略させていただきます。次のページをお願いいたします。

甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する 条例。甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次の ように改正する。

別表第1中、農業委員会会長、年額25万2,000円。委員、年額22万6,800円。農地利用最適化推進委員、年額22万6,800円を、農業委員会会長、基本給、年額25万2,000円。能率給、予算の範囲内で町長が定める額。委員、基本給、年額22万6,800円。能率給、予算の範囲内で町長が定める額。農地利用最適化推進委員、基本給、年額22万6,800円。能率給、予算の範囲内で町長が定める額に改める。

附則、この条例は公布の日から施行し、平成28年4月1日から適用するというものでございます。この改正条例を見ていただきますと分かりますとおり、今回の改正につきましては、これまで年額報酬ということで規定していた部分については、基本給と。また、その基本給以外に、能率給として予算の範囲内で町長が定める額を支給することができるという改正でございます。この能率給の考え方について、参考資料として、説明資料として付けておりますもので説明をさせていただきます。農業委員会につきましては本年4月の農業委員会に関する法律の改正に伴いまして、これまでの農地法に基づく許認可だけではなく、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進に積極的に取り組んでいくということが制度的に位置づけられたものでございます。その制度的に位置づけられました農地集積や遊休農地解消の活動・成果に応じて、手当を能率給という形で支払うための条例改正でございます。

なお、農地集積につきましては、国の目標としましては、日本全国としますと、現状の5割から8割まで上げたいと、遊休農地については1%未満にしたいということで、この能率給につきましての考え方で、農地集積につきましては、最終的な目標を本町の場合は90%に設定をしなければならないと。それと、遊休農地については、国の方針と同じく1%未満を目標とするということで、農地集積については、10年間で90%が目標数値、遊休農地の1%未満は5年間で1%未満にするということで、それを10分の1、5分の1で割った数字が単年ごとの目標数値となります。その目標数値に対してどれだけ達成ができたかということでポイントを付けて、それを計算式にあてはめて国のほうの交付金の対象になるかならないか、当然、実績がゼロということであれば、能率給に該当する部分の交付金は出ないということになります。

ただし、この28年度の右下、本町の場合、新制度に移行した委員会ということで、成果 に応じた報酬が成果実績払い、活動実績払いということで、7対3の割合で分かれており ます。この活動実績払いにつきましては、農業委員さん、推進委員さんがそれぞれ活動されたものに対して来ますので、この分については、農業委員会としても活動を活発に行っていただくようお願いをしておりますし、そういう活動をされておりますので、その分についてはもらうことができるだろうと。

ただ、この分につきましては、本町の場合、今年の3月に、会長で8万600円、委員さんで7万700円という、今回の改正でいう基本給の部分の増額をしておりますので、その差額の分に充当をするというような形で、活動実績に応じた交付金は来る予定としておりますが、それについては、これまで一般財源で充当、一般財源で対応する予定としていたものを、交付金が来たものを充当するということで、実際に能率給として支払いますのは、先ほど御説明申し上げました農地の集積、また遊休農地の解消で成果が出たときに交付金の対象になると。その交付金が来た時には報酬でないと支払いができないという国の縛りがありますので、今回の条例改正をお願いし、受け入れ、またそういう報酬が支払われるような条例改正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

- ○議長(緒方哲哉君) これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。 6番、西坂議員。
- **○6番(西坂和洋君)** 金額的ではありませんが、会長、委員、それから推進委員とありますが、その会長さんは一人であると思います。下の委員さんは、推進委員と合わせて何名ぐらいおられますか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(岡本幹春君)** 農業委員会の委員は、会長を含めて14名、最適化推進 委員さんは11名、合計の25名でございます。以上です。
- ○議長(緒方哲哉君) 他に質疑ありませんか。 3番、荒田議員。
- **○3番(荒田 博君)** この条例に関しての説明は分かりましたけれども、では、本町 の農地集積の状況、あと、遊休農地が今どのぐらいの状況であるのかをお尋ねいたします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(岡本幹春君)** 今回の能率給の対象となります、計算の基礎となります基準日がございます。農地集積については26年3月末現在の集積面積が計算の基礎となります。その26年3月末現在で535へクタール、集積率としまして43%でございます。

それと、遊休農地につきましては、平成27年の遊休農地面積ということで、本町の場合は、13へクタールということになっております。率としましては、すみません、ちょっと計算しておりませんが、1.数パーセントの遊休率ということになっております。以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 3番、荒田議員。
- **○3番(荒田 博君)** 遊休農地については、1. 何パーセントということで、5年間 の目標に対しては達成できるのではないかなとは思うんですが、そういった、大いに能力

支給で今後農業委員さんが活発にされるということはいいことではないかと私は思うんですが、先ほど説明の中にもあったように、新規参入の部分で、以前からお願いしておりますように、いろいろと農業に関しては、新規になるためには、農地の面積要件とかいろいろありますので、そのあたりの改正というか、そのあたりもまたしっかり考えていただきたいと思います。その点はどうでしょうか。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(岡本幹春君)** たしかに、荒田議員からありましたとおり、農地、新規に始めるときに5反以上農地がないと取得等ができないというのは、一つのネックになっているものだと思います。ただ、これにつきましては、国の法律で規定してあるものでございますので、それを町単独で5反を3反にというような変更ができないという部分で、担当課としてもその点は苦慮しているところですが、5反をクリアするような助言等もしながら、新規参入ができるような方策を進めていきたいというふうに考えております。以上です。
- **○議長(緒方哲哉君)** 他に質疑ありませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(緒方哲哉君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 3番、荒田議員。
- **○3番(荒田 博君)** 議案第54号、甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてでございますが、ただ今担当課長より説明がありましたとおり、この改正が行われて、農地の集積、また遊休農地の減少ということに大いに活用していただければと思い、何ら異議なく賛成いたします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** これで討論を終結します。これから議案第54号「甲佐町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午前11時01分 再開 午前11時10分

**〇議長(緒方哲哉君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

# 日程第8 議案第55号 指定管理者の指定について

**〇議長(緒方哲哉君)** 日程第8、議案第55号「指定管理者の指定について」を議題と します。

提出者の説明を求めます。

総合保健福祉センター所長。

**〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** それでは、議案第55号について御説明を 申し上げます。

議案第55号、指定管理者の指定について。次のように指定管理者の指定をすることとする。平成28年12月9日提出。町長名でございます。

1、公の施設の名称。甲佐町総合保健福祉センター施設の一部、休憩室、多目的ホール、フィットネスセンター。2、指定管理候補者。熊本市東区神園2丁目1番1号、株式会社くまもと健康支援研究所、代表取締役、松尾洋。3、指定期間、平成29年4月1日から平成32年3月31日。

提案理由につきましては、地方公共団体が指定管理者の指定をしようとするときは、予 め議会の議決を経なければならないとありますので、今回お願いをするものでございます。

議会上程の経過について御説明申し上げます。10月5日、指定管理者選定委員会を開催し、申請の方法、選定基準について検討を行い、同月18日に町ホームページ上での募集要項の公表を行いました。その後、同月26日の視察及び説明会には6社の参加があり、指定申請受付期日の11月11日までにこのうちの2社で結成されました共同企業体1社と単独での1社が申請をされ、第一次審査の書類審査を終了いたしました。

ところが、同月16日、協業企業体のほうから協力体制が整わないとのことで辞退届が提出されましたので、同月18日に1社、今回お願いをしております株式会社くまもと健康支援研究所の提案内容について、総合保健福祉センター指定管理選定委員会委員7名で審査を行いました。その結果、今回の指定管理者として妥当であると判断し、御提案申し上げるものでございます。

最後に、今後のスケジュールといたしましては、この議案を御議決いただきましたならば、指定管理期間の3年分の協定書を締結することになります。この締結を本年度末までに行いまして、来年度の4月1日から管理運営をお願いすることになります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

- ○議長(緒方哲哉君) 説明終わりました。ただ今から、これによる質疑を行います。 指定管理者の指定についてを議題としておりますが、これより質疑を行います。 5番、福田議員。
- **○5番(福田謙二君)** これは、今現在トレーニングとかなんかを指導されてる方々がおられると思いますけども、そういう人たちはここの人たちですかね、それともどこの人たちですか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合福祉センター所長。

- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** 今年度、多世代・多機能型の委託をして おりますここの会社、株式会社くまもと健康支援研究所でございます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 5番。
- **○5番(福田謙二君)** ということは、今されておられるということは、3月まではどういう条件でされとるとですかね。3月までは、その人たちが準備期間って言ったら変ですけども、そうやってされとるけども、それまではどういう条件で今されとるとですかね。条件って言いますか、わかるですかね、なんか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。
- ○総合保健福祉センター所長(井上美穂君) お答えいたします。昨年度、モデル事業を実施しておりまして、町民の健康寿命延伸を目的とした総合保健福祉センターの強化機能に資するサービスの設計を行い、その設計に当たっては、健康増進機能、健康マイレージ機能、子育て支援機能、高齢者健康づくり介護予防機能、多世代交流機能、五つの機能を取り組みまして行っておりますけれども、その五つの機能を入れたところで、また今年度の事業をしているところでございます。委託をしているところでございます。以上でございます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 5番。
- **○5番(福田謙二君)** すみません、何回も。ってことは、そのときにはこれに参加された会社はその1社だけだったんですかね。今されとっとに。そうですか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** 今年度、この委託事業につきましてはプロポーザルで行っております。今年の業者には、ここのくまもと健康支援研究所1社が手を挙げられたところでございます。そのほかはありませんでした。
- ○議長(緒方哲哉君) 他に質疑ありませんか。 11番、本田議員。
- **O11番(本田 新君)** 指定管理になされると、非常にこう、保健福祉センターがですね、健康づくりや、その他いろんな高齢者の生きがいづくりなどを含めて、いろんな活動をされることは大いに結構なことだと思います。そこで、この今委託される場合、この費用、財源は大体もう決まってるんですか。予算はどのように考えておられるのか、3年間なのか。これをちょっと。もう説明されとるならあれですけど、されとるなら確認の意味でもう一度この場で教えてください。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** お答えいたします。9月の議会で、3年間分の債務負担行為900万をお願いしているところでございます。今回提案されて示されました金額が、29年度が899万円、平成30年度、898万円、平成31年度、897万円となっております。以上でございます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** ほかに質疑ありませんか。

指定管理者の指定についてを議題としております。ほかに質疑ありませんか。ありませ

んね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(緒方哲哉君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 11番、本田議員。
- **〇11番(本田 新君)** 議案第55号、指定管理者の指定につきましては、今、課長のほうから説明がありましたとおり、大いに結構なことだと思い、本案に賛成をいたします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** これで討論を終結します。

これから議案第55号「指定管理者の指定について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

# 日程第9 議案第56号 平成28年度甲佐町一般会計補正予算(第7号)

**○議長(緒方哲哉君)** 次に日程第9、議案第56号「平成28年度甲佐町一般会計補正予算(第7号)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

総務課長。

**〇総務課長(内山 洋君)** 議案第56号、平成28年度甲佐町一般会計補正予算(第7号)について御説明いたします。次のページをお願いいたします。

平成28年度甲佐町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ42億807万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ177億6,936万9,000円といたしております。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

繰越明許費、第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度へ繰り越して使用することができる経費は、第2表、繰越明許費によります。

債務負担行為の補正、第3条、債務負担行為の追加は、第3表、債務負担行為補正によります。

地方債の補正、第4条、地方債の追加及び変更は、第4表、地方債補正によります。 平成28年12月9日提出。町長名でございます。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。款1、町税から5,120万円を減額し、7億9,956万9,000円としております。1の町民税から3の軽自動車税までです。款10、地方交付税に2億5,980万円を追加し、26億2,293万5,000円としております。1の地方交付税です。

款12、分担金及び負担金から23万1,000円を減額し、1億438万8,000円としております。 1の負担金です。款13、使用料及び手数料から20万円を減額し、3,740万円としております。1の使用料です。款14、国庫支出金に18億2,838万9,000円を追加し、43億8,566万3,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。款15、県支出金に11億2,076万1,000円を追加し、51億1,326万6,000円としております。1の県負担金から3の委託金までです。款17、寄付金に1,351万2,000円を追加し、1,351万4,000円としております。1の寄付金です。款18、繰入金から3億4,171万7,000円を減額し、7億2,645万円としております。1の基金繰入金です。款20、諸収入に1,335万9,000円を追加し、5,917万円としております。5の雑入です。款21、町債に13億6,560万円を追加し、34億139万5,000円としております。1の町債です。

歳入合計、補正前の額、135億6,129万6,000円に42億807万3,000円を追加し、177億6,936万9,000円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款 2、総務費に11億6,122万2,000円を追加し、20億6,162万1,000円としております。1の総務管理費、2の徴税費、5の統計調査費です。款 3、民生費から7,366万1,000円を減額し、23億4,165万5,000円としております。1の社会福祉費から3の災害救助費までです。款 4、衛生費に18億1,968万6,000円を追加し、43億7,126万1,000円としております。1の保健衛生費、2の清掃費です。款 5、農林水産業費に8億816万8,000円を追加し、42億9,108万5,000円としております。1の農業費、2の林業費です。款 6、商工費から1,310万8,000円を減額し、3,185万5,000円としております。1の商工費です。款 7、土木費から2億2,393万1,000円を減額し、7億7,899万9,000円としております。1の土木管理費、2の道路橋梁費、4の住宅費です。款 8、消防費から691万2,000円を減額し、2億4,295万6,000円としております。1の消防費です。款 9、教育費から740万8,000円を減額し、6億7,112万3,000円としております。1の教育総務費、2の小学校費、4の社会教育費、次のページをお願いいたします。5の保健体育費です。款10、災害復旧費に7億4,758万5,000円を追加し、20億2,511万9,000円としております。1の農林水産施設災害復旧費から5のその他公共施設、公用施設災害復旧費までです。款11、公債費から356万8,000円を減額し、8億4,324万1,000円としております。1の公債費です。

歳出合計、補正前の額、135億6,129万6,000円に42億807万3,000円を追加し、177億6,936万9,000円としております。次のページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費です。款2、総務費、項1、総務管理費、事業名が災害公営住宅建設事業、金額が11億3,268万円です。次に、同じく事業名が個人情報保護等安全管理体制整備委託、金額が1,155万6,000円です。次のページをお願いいたします。

第3表、債務負担行為補正、1、追加です。事項が議会会議録筆耕翻訳料、期間が平成29年度、限度額が71万3,000円です。次に、庁舎等の日常清掃業務委託、期間が平成29年度から平成31年度まで、限度額が1,030万8,000円です。次に、庁舎等の定期特別清掃及び環境衛生管理業務委託、期間が平成29年度、限度額が349万6,000円です。次に、庁舎等の設備補修業務委託、期間が平成29年度、限度額が785万8,000円です。次に、情報セキュリ

ティクラウド負担金、期間が平成29年度から平成33年度まで、限度額が192万円です。次に、シンクライアントシステム利用料、期間が平成29年度から平成32年度までです。限度額が8,200万円です。次のページをお願いいたします。

次に、龍野地区放課後児童健全育成事業委託、期間が平成29年度から平成33年度までです。限度額が1,700万円です。次に、甲佐町放課後児童健全育成クラブ機械警備業務委託、期間が平成29年度から平成31年度までです。限度額が75万円です。次に、学校給食共同調理場業務等委託、期間が平成29年度から平成33年度までです。限度額が1億4,904万円です。次のページをお願いいたします。

第4表、地方債補正。1、追加です。起債の目的が公営住宅建設事業、限度額が3億8,980万円としております。起債の方法が、証書借入又は証券発行、利率が年5.0%以内、ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法が、政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰り上げ償還若しくは低利率、低利債に借り換えすることができる。

次に、起債の目的が歳入欠かん債、限度額が5,600万円としております。起債の方法、利率、償還の方法は、上記事業と同じでございます。2、変更です。起債の目的が過疎対策事業、補正前の限度額6億830万円から1億2,520万円を減額し、4億8,310万円としております。次に、公共事業等債、1,880万円に4,830万円を追加し、補正後の限度額を6,710万円としております。次に、災害援護資金貸付金、補正前の限度額が3,500万円から3,200万円を減額し、補正後の限度額を300万円としております。次に、災害対策債、補正前の限度額9億5,980万円に9億1,020万円を追加し、補正後の限度額を18億7,000万円としております。次に、災害復旧事業、補正前の限度額2億6,140万円に1億1,850万円を追加し、補正後の限度額を3億7,990万円としております。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、いずれも変更ございません。

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

**○議長(緒方哲哉君)** 説明が終わりました。これより質疑を行います。

最初に、歳出について質疑をお願いいたします。18ページの款 2、総務費から24ページ款 6、商工費までです。歳出について、18ページから24ページの商工費までです。

2番、佐野議員。

- **○2番(佐野安春君)** 18ページの財産管理費の、ふるさと甲佐応援基金積立金というのが501万8,000円とありますが、これはふるさと納税ということで理解していいかと思うんですが、前年度と比べたらかなり増えている面がありますが、町としてどのように評価されているというか、お考えなのかお聞かせください。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 総務課長。
- ○総務課長(内山 洋君) 平成28年度、これは11月8日現在までの金額ということで、 48名の方、寄付をいただいておるところでございます。前年度に比べますと、かなり増え

てはおりますが、これは地震災害、大災害による皆さん方の好意ということで頂いておる ところでございます。

ただ、他町から比べますと、金額的には多いほうではないというふうには認識をしておるところでございまして、災害前からこのふるさと応援寄付につきましては、ポータルサイト等、それとクレジット決済、それと返礼品の数を増やすということで、より多くの方に寄付をいただくように取り組みを行ってきたところでございまして、来年度、平成29年度からその取り組みをスタートさせていただくというふうで、今、予定をしておるところでございまして、そういう取り組みが始まりましたら、更に多くの方に御寄附をいただきたいというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

# **〇議長(緒方哲哉君)** 2番、佐野議員。

**○2番(佐野安春君)** 今回、前年度よりも増加したというのは、このような地震があったということで、全国から善意の納税があったかというふうな御判断だと思うんですが、今おっしゃいましたふるさと納税の町としての対応というか改善ということで、次年度からということですよね。そういう点でやはり、この面では、例えば郡内の他町に比べたら、甲佐町が一番遅れているというところがあると思うんですよ。ふるさと納税サイトのふるさとチョイスを見ますと、郡内の他町は全ていろんな面でそろえていると。例えば山都町なんかは、去年、2015年と2014年を比べますと、納税額は100倍以上違うんですね。1億円を超えている。そういった点では、町が早めの努力をされてると。

こういったことも、タイミング的なものもあると思うんですよ。やっぱり同じような内容になればそこまでないですけど、他町と比べて目につくと言いますか、そういったところを全国からそういうことに関心を持つ方は見られていると思いますので、次年度からというお話もありますが、次年度の内容も、遅れている面からすると、他町よりも内容的に素晴らしいものを作って、皆さんに比べてみてもらって、甲佐町を選択してもらって納税をいただくと。それがまた、町、また町民のためになると思いますので、そういった点でどういうふうにお考えでしょうか。

# 〇議長(緒方哲哉君) 総務課長。

○総務課長(内山 洋君) 議員、おっしゃいますとおり、他の自治体の中から比べますと多少遅れをとっておるというような状況ではございますけども、先月、町内の各業者の皆さん方に説明会を行いまして、より良い返礼品を集めて、より多くの寄付をしていただくように取り組んでおるところでございまして、多くの方、業者の方にも御参加いただいて、更に年々、より充実した返礼品をそろえて、寄付額も増やしていけるならというふうに考えておるところでございます。以上でございます。

**〇議長(緒方哲哉君)** ほかに質疑ありませんか。

6番、西坂議員。

**○6番(西坂和洋君)** 同じ18ページの一番下の欄ですけど、金額が結構大きいと思いますが、これは仮設住宅関連のだろうと思います。宅地造成とか。それから、一つは9億9,000万は超えていますが、これはもう災害関係で仕方ないと思います。

ところで、率直に尋ねますが、県外から応援に来られた人たちが結構ありましたが、そういった人の給料というか、そういった報酬はやっぱり予算の中に入っているのですか。 それだけでよろしいです。

**〇議長(緒方哲哉君)** しばらく休憩します。

休憩 午前11時41分 再開 午前11時42分

**〇議長(緒方哲哉君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

○総務課長(内山 洋君) 災害派遣、各自治体、他の自治体から、県外から派遣で応援をしていただいておる方の人件費ということでございますけれども、こちらは発生当初の短期の支援と、それと、その後の中長期の支援というふうに分かれておりまして、短期のほうは各自治体のほうで負担していただいて、また、それについては交付税措置があるということでございますけれども、中長期の方については、甲佐町がその人件費のほうは負担するということになっております。

この中の、先ほどおっしゃいましたこの予算の中には入っておりませんで、別に予算を 組んでおるところでございます。

- **○議長(緒方哲哉君)** よろしいですか。はい。ほかにありませんか。 12番、中村議員。
- **〇12番(中村幸男君)** 18ページの7の諸費について、ちょっと中身のことでお尋ねしようと思うんですけど、国・県あたりが減額されて、町の持ち出しが増えるような状況で、この工事費、防犯灯設置工事費あたりが減額というようなその内容を、ちょっと詳しく。
- 〇議長(緒方哲哉君) くらし安全推進室長。
- **〇くらし安全推進室長(清水 明君)** 防犯灯設置についてお答えします。

当初、防犯灯設置につきましては、本年度は87基設置予定しておりました。ただ、震災を考慮しまして、これをちょっと減額しまして、本年度は56基を設置する予定しております。その関係で498万円の減額ということになっております。以上です。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 中村議員。
- **〇12番(中村幸男君)** いや、その震災で87基が56基まで減ったと、それは理解しますけど、この国・県あたりの金は、繰越とか、そういうことはでけんだったですかね、次に。やはり、昨日の一般質問でも、甲佐町に入れば暗いとかいろいろ意見が出とった中で、予算というのはやはり有効に使っていかんと。
- **〇議長(緒方哲哉君)** しばらく休憩します。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時44分

**〇議長(緒方哲哉君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。 奥名町長。

**〇町長(奥名克美君)** 防犯灯の工事についても、社会資本整備交付金を充当しながら進めている事業でございます。予算要求、町からの要望は要望額として上げて、それが予算に反映されているわけですけれども、最終的に、これは土木の工事費でも一緒ですけれども、非常に近年配分率が減ってきてまいっております。その関係もあって今回の減額の補正になったということでございますので、多少、室長が申し上げたように地震の関係もあるかもしれませんけれども、基本的には配分率の低下ということが原因で今回の補正ということでございますので、御理解のほどよろしくお願いします。

**〇議長(緒方哲哉君)** 12番。

**〇12番(中村幸男君)** そういうことで理解します。ただ、当初87基設置したいという思いが、やはり国・県あたりの社会資本整備あたりが減ってきてできなかったという捉え方もしていいわけですね。はい。

○議長(緒方哲哉君) いいですね。はい。ほかに質疑。 11番、本田議員。

**Q11番(本田 新君)** よかですか、すみません。次のページの一番上に、復興住宅のことについてありました。この間、全員協議会のあった次の日に、熊日のトップ、次の日の熊日のトップにこのことが載っておりました。甲佐町が県下に先駆けてここに取り組んだということ、大いに高く私は期待をしておるし、高く評価させていただきたいと思っております。それでまた、公園も、長らく公園を造ってくれって言うてたけど、そっけない答弁をたいがいいただいておりましたけれども、今回、ぽくと公園を造るとなって、大変また嬉しく思っております。これからの福祉は、高齢者福祉も大事だろうけども、子育て支援はもっと大事だと私は思っておりますので、今回このような予算を計上されており大変嬉しく思っております。

そこで、子育て支援住宅、このことについて、もうちょっと詳しく聞かせていただきたいと思うのは、これは、住宅を造って貸すということで考えておられるのか、それとも分譲で、住宅を造られる方に、いわゆる民間がやっているような、ああいった形のを考えておられるのか、どちらを考えておられるのか、その点について、まずお聞かせ願いたいと思います。

〇議長(緒方哲哉君) 企画課長。

**○企画課長(西坂 直君)** 子育て支援住宅についてのお尋ねです。お答えいたします。 現在、子育て支援住宅につきましては、コンサルのほうに委託をいたしまして、その設 置方法でありますとか、運営方法等については検討しているところでございますが、基本 的には賃貸借の建物を建設したところで皆さんに借りてもらうと。で、子育て中の期間に 甲佐町に住居を構えていただいて、その後、甲佐町を理解していただいた上で、甲佐町の ほうに、その後、住宅を自ら建てていただくならというようなことで考えているところで ございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 11番。
- **O11番(本田 新君)** 復興住宅は、建物は4分の3の補助があるというようなことで売っておりますけれけども、この場合、子育て支援住宅っていうのは、建設賃貸の建設費っていうのは、その財源はどういったふうになるのか、それをお聞かせ願いたいと思います。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 企画課長。
- **○企画課長(西坂 直君)** 今の子育て支援住宅についての建設に係る財源でございますが、一応、社会資本整備交付金を活用したところで建設をしようかというふうに考えております。補助率につきましては、45%から50%の間が考えられます。それと、補助残につきましては、一応、起債を起こしたところで建設をするならというふうに考えておるところでございます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 本田議員。
- **O11番(本田 新君)** 子育て住宅については、おいおいまた予算が計上されると思いますので、その時またちょっと詳しく聞かせてもらいたいと思うんですが、その前に一つ、私として、この予算のされるところで、一つ注文というか、ちょっと危惧をさせていただきたいのは、今回ここに復旧住宅を30戸造られる。その後にまた3、40から50戸の子育て支援住宅を作られる。その前面には役場がある。役場の職員は100人以上おられる。そういった人が出入り、車がどんどん入ってくるときに、今のこの道路で大丈夫なのか、十分なのかどうなのか。向こうのほうはちょっと広いけど、こちらの、こっちといっても向こうかな、川でいったら上流側、町営住宅のあそこも狭いですよね、道。こっちは広いけど、それで本当にスムーズに朝夕、車が出入るだけの道路として十分なのかどうなのか、その点についてはどう考えられておられるのかを、私はもう少し道路改良も考えられたほうがいいんじゃないかなと思うんですけれども、どうなんでしょうか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** しばらく休憩します。

休憩 午前11時50分 再開 午前11時52分

**〇議長(緒方哲哉君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。 奥名町長。

**〇町長(奥名克美君)** 道路のことについての御質問でございますけど、役場の南側ですかね、砥用方面に向かっていく役場の駐車場の隣の道路の件だろうと思いますけども、一応、443の改修も計画に上がっておりますので、それと併せたところでの交差点改良が必要かというふうには考えております。その際に、町道部分については改修が必要だというような認識は持っているところであります。

それから、逃げ道の道路のことについても言及されましたけれども、町の道路整備計画

の中で、順次整備を進めているところであります。その中にも、おっしゃるようなそういう必要な道路というのは掲げさせていただいているつもりでありますけれども、今回の震災等を経験いたしまして、やはり迂回のできるそういう道路についても、幹線の道路については、特にそういうふうな考えも必要だなということを改めて実感もしております。詳細にわたったところについては、今後、道路整備計画については見直しもずっとやっておりますので、その推移を見守りいただきたいというふうに思います。以上です。

**〇議長(緒方哲哉君)** 次に、他に質問ありませんか。

ありませんか。ありませんね。

1番、山内議員。

○1番(山内亮一君) 24ページ、一番上になりますが、農林水産業費の、地震関連で負担金補助金というところがありますけれども、それに関連して、9月に産業振興課長のほうから答弁がありました、本田議員の質問に答弁がありました災害復旧の補助金の補助率のことに関して、議会だより清流にも載せましたけれども、あれでみんなその、ここがでくっというふうに、農地に関してもそういうふうな誤解があるので、水田とか畑地についての補助の例あたりをちょっと挙げてもろて、水田と畑地の補助も違うんですよと。畑地については、限度額がありますよというようなことも聞いておりますので、そのあたりを町民の方に分かりやすいような御説明をしていただくとありがたいなと思っているんですけども。

## **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。

**○産業振興課長(岡本幹春君)** それではお答えいたします。たしかに9月の本田議員さんからの御質問に対しまして、国の補助率95%だったらという前提で御説明をしたところですが、ただ今山内議員さんのほうからもありましたとおり、農地の復旧については、工事をする場合の限度額というものがございます。水田の場合ですと、一部被害を受けますと、水田のもともとの機能であります水稲作付に影響が出るということで、全面積が被災面積というような形でカウントをします。1アール当たりの基準単価がありますので、面積×基準単価を越えた分については受益者の方の負担と。その限度額以内であれば、補助率で計算した受益者負担分が各個人さんから負担していただくということになります。

ただ、問題となりますのが畑の場合でして、畑の場合、被災を受けた面積というものの考え方が、その畑が仮に1反の畑であっても、被災面積は3畝しか面積としてカウントできないというようなこと。また、3畝取れればいいんですけども、極端な話、1畝しか取れないと。基準単価が大体平米当たり20万円台から40万円台までということで、仮に1アールであれば工事費40万円、高く見積もって40万円を超える。工事費が100万かかるということであれば、60万円はもうもともと受益者の方が負担していただく。40万円については国の補助事業、災害復旧の補助費、それと、町の補助費を引いた部分の残額ということになりますので、畑地帯については、非常に限度額を超える工事というものがあり得るということで、負担については多くなるということでございます。

それと、前回9月、95%を例に御説明をしたところですが、若干、その95%についても

補足をさせていただきたいと思います。

まず、農地と農業用施設。田畑と、農道ですとか水路、これについては補助率が基本的に違います。通常の災害の場合ですと、農地については基本は50%です。それと、農道ですとか、水路ですとか農業用施設に関しては、基本的な補助率は65%。この基本の補助率は、災害復旧に関する暫定法というのがございますが、その暫定法の中で規定してあり、最終的に、説明がちょっと難しいのですが、総事業費で受益される方が何人おられるか。つまり個人負担がいくらかかるかということで、補助率が少しずつ上がっていくという仕組みになっております。

この補助率が上がったところで、最終的な町と各受益者の方の負担する金額というのが決まりますが、今回は激甚災害を、激甚の指定を受けておりますので、災害復旧に関する激甚法に関する国庫補助のかさ上げをする法律がございます。先ほど申しました暫定法で負担しなければならない町と各農家の皆様の負担金を、更にまた1軒当たりいくらになるかというので計算をして、1万円から2万円、1万円未満についてはもうそのままですが、1万円から2万円、2万円から6万円、6万円以上ということで補助率が変わってきます。最終的な今回の災害復旧に係る補助率につきましては、すべての災害査定が終わり、その関係者、関係総事業費、また、耕作者総数が出ないと補助率については確定をしないということで、なかなかこれまで地元説明会、この前議会のときには95ということで、前提でお話をしましたが、地元説明会につきましては、2%、3%、3から4ぐらいは、工事費の3%から4%ぐらいは、各農家さんが負担していただくことになるんじゃないでしょうかということで、何分にも数値が未確定の時点で説明をしなければなりませんので、若干多めに説明をしたところで各農家の方の同意を頂いているというようなところでございます。以上です。

**〇議長(緒方哲哉君)** 山内議員、どうぞ。

**〇1番(山内売一君)** 説明が非常に、難しい問題ですけれども、畑の場合、工事費が300万かかった場合とした場合に、その中に面積において限度額が100万だったとした場合は、200万は個人の負担になってくるわけですよ。その負担と合わせてその補助率の残を、個人負担になってきますので、200万以上になってくるということで、なかなか今度は、災害を受けられた方は、復旧を断念される方が多いんじゃないかなというふうに考えたところで質問したわけですけども、概ねそういうことだろうと思ってます。

**〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。

**○産業振興課長(岡本幹春君)** もともと査定設計書を作る時点で、できるだけ限度額に収まる、災害復旧について収まるような設計をするというのは、また反対に査定のときに問題になることでありますが、最適な工法、最善の工法を使って、ただ、比較して安価な工法がとれるのであれば安価な工法で設計をしていただくというようなことで設計会社のほうには依頼をしているところでございます。以上です。

○議長(緒方哲哉君) いいですか。

しばらく休憩をいたします。

休憩 午後12時02分 再開 午後13時00分

**〇議長(緒方哲哉君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般会計の補正予算の議題といたしておりますけれども、最初に歳出の質疑を受けております。18 ページから、款 2、総務費から、24 ページの款 6、商工観光費までです。18 ページから 24 ページの商工費までです。

3番、荒田議員。

○3番(荒田 博君) 18 ページの熊本地震関連の公営住宅に関連してお尋ねいたしますが、今、本庁の正面玄関と裏にあります駐車場がどのぐらいの台数駐車スペースがあるのか。まずそれを1点目に聞きたいんですけれども、なぜそれを聞くのかといいますと、公営住宅、公営住宅というか復興住宅が30軒、将来的に子育て世帯が30から50の予定をされておりますけれども、そうなると、駐車を、役場に停められる方がもしかしたらいるのではないかと。そうなったときに、役場に来て駐車場がないと、今でも区長会とかの会議がありますと停めるスペースがないような状況でありますので、そのあたりをどう考えられてるのかを併せてお尋ねいたします。

**〇議長(緒方哲哉君)** しばらく休憩します。

休憩 午後1時01分 再開 午後1時01分

○議長(緒方哲哉君) 休憩前に引き続き会議を開きます。
企画課長。

**○企画課長(西坂 直君)** 役場の駐車場の台数については、ちょっと手持ちがございませんので後で報告したいと思いますが、災害公営住宅、それと子育て支援住宅の駐車スペースについてのお尋ねでございますが、災害公営住宅については、一応、基本方針のもとに、駐車台数については1戸当たり2台分を確保するようにというふうなことで今計画をしているところでございます。

あと、子育て支援住宅については、台数については、まだこれからレイアウトとか建て 方とか、それについては決定するようになりますが、基本的に町営住宅が今までが 1.5 台 ぐらいの確保ということでしておりますので、最低 1.5 台から 2 台のあたりは確保するよ うに計画をしたいというふうに考えております。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 荒田議員。
- **○3番(荒田 博君)** そういうことで、平均して 1.5 から2台ということでございますけれども、大体2台を考えていただければいいかとは思うんですが、中には復興住宅の場合ですと、2台では足りないとかいう世帯ももしかしたらあるのではないかなというの

がありますので、そのあたりを考えてみると、近くに本町の役場がありますので、そこに 停めるとよかろうというような考えを持たれる方が多いのではないかなと思ったので、そ のあたりも十分考えて今後検討していただければと思います。以上です。

○議長(緒方哲哉君) ほかにありませんか。

11番、本田議員。

**O11 番(本田 新君)** 24 ページの一番上の熊本地震における農地の復旧のことで、先ほど1番議員のほうからいろいろ質問があっております。農家あたりの自主的な復旧も大変重要かと思います。

そこで、私は甲佐町の農地を眺めてみますと、ちょっと思っているのは、どうも最近、湿田化しているんじゃないかと。この地震のおかげで湿田化が目立っているんじゃないかというのがちょっと気がかりになっております。農家の方々とお話をすると、鋤繰り返すというんですかね、熊本弁で申し訳ないんだけど、鍬みたいなので田んぼを深耕させる、深く耕すという意味で、深耕させるという、そういった機械なんかも必要なんじゃないかとかいう、そういう湿田化対策としてですね。

思うときに、町単の農機具等補助事業があっておりますが、ちょっと関連で申し訳ありませんが質問させてもらっておりますが、それが今 700 万ぐらい、1,000 万かな、予算化してあるかと思いますが、この間、11 月だったですかね、そういった来年度について要望が取りまとめを担当課のほうでされてあると思いますけども、それについて、その要望は今どのくらいあっているのか。まずお聞かせ願いたいと思います。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(岡本幹春君)** 来年度の町単での農機具導入事業の要望額がどれだけ上がっているかというお尋ねでございますが、組織数としまして 17 組織、機械の数にしますと 18 台ということですが、かなり高額のものがありますので、事業費ベースで7,400 万、町の補助額、これが全部予算化するとすると、今の4割補助で考えますと、1,900万の事業費ベースということになります。以上です。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 11 番。
- **O11 番(本田 新君)** そこで、法人とか担い手と言われる認定農家あたりが中心になって要望しておるのだと思いますけども、鍬というかな、掘りくり返すというような機械、そういったのがまだその中に入っとるとか入っとらんか、すぐ分かりますかね。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(岡本幹春君)** ただ今お答えしました事業費の中には、本田議員さん お尋ねの機械については入っておりません。以上です。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 本田議員。
- **O11 番(本田 新君)** すみません、質問が長くなって申し訳ない。あれですけども、 やっぱりそういったのもまた今から要望として、いわゆる法人あたりからされるんじゃな いかなという気持ちも私は持っているんですけども、来年度の予算、今、あれですけども、 1,900 万だともうオーバーしてますよね。それはどう対処されようとしておられるのか、

お聞かせ願いたいと思います。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(岡本幹春君)** 産業振興課としましては、農業振興のために資する機械の導入ということで、予算要求については行いたいと。ただ、予算も潤沢にあるわけではありませんので、どうしても優先順位をつけるというような結果にはなるのではないかというふうには思っております。以上です。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 本田議員。
- **O11 番(本田 新君)** すみません。じゃあその、どういった基準でされようとしてるのか。そこまで突っ込んで質問して大丈夫ですかね。例えば、前年やってる人のはちょっとお待ちくださいよと言われるとか、高額にあっとる場合はするとか、例えば、同じような機械関係が多ければされるとか、そういった、どういった基準で忖度をされようとしてるのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(岡本幹春君)** 現在、取りまとめが終わったばかりで、この金額ということで、具体的にどういう基準をというのは作っておりませんが、ただ今本田議員さんから御指摘がありましたとおり、例年、町の事業を使って導入をされている。また、同じような機械を重複してあっちもこっちもとか。それと、共同利用組合と法人では、やっぱりそこは差を付けんといかんかなというようなことで、総体的に見た上で、予算要求としては、産業振興課としてはしようというふうに考えておりますが、どうしても予算の調整が必要になった場合は、それらを総合的に勘案したうえで優先順位を付けざるを得ないというふうに考えております。
- **〇11番(本田 新君)** 応援しときます。以上です。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 12 番、中村議員。
- **〇12 番(中村幸男君)** 款 6 の目 2 の観光費、この観光案内看板設置工事、これが 1,000 万減額、今年はできないというようなことで減額されたと思うけど、29 年度は設置 はできるわけですかね。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(岡本幹春君)** 今回 1,000 万円減額をいたしておりますが、この観光 案内看板の設置につきましては、本年度、27 年度からの繰越事業で、サイン計画という のを、町全体、統一した観光ルートであるとか、看板を設置する適所等について、また、 看板のデザイン等について計画を作り、本年度の予算で看板まで作るという当初の予定で ございました。

これも、地震の影響ではございますが、昨年度の繰越のサイン計画が現在まだやっているということで、年度内に、繰越事業ですので、サイン計画のほうを完全に作り上げた上で、この 1,000 万については、来年度また予算要求をした上で、来年度事業を実施したいというふうに担当課としては考えているところです。以上です。

**〇議長(緒方哲哉君)** 12 番。

**O12 番(中村幸男君)** 震災の影響で、やな場あたりもかなりお客さんが減ったような感じを受けております。そういうことで、是非 29 年度はこれを設置していただくようお願いしておきます。

**〇議長(緒方哲哉君)** ほかに。

7番、宮川議員。

○7番(宮川安明君) はい。11 番議員の、本田議員の関連で質問いたしますが、その農地の復旧の問題ですよね、私がお聞きしたいのは、農地復旧について、結局、最終的には自力復旧をやらなくちゃいけないんじゃないかと思うんですよね。そうした場合、まず、どういう方法でやるのかということになると思います。先ほど本田議員がおっしゃった鍬で云々というのは、カルチというんですよね、機械が。カルチというい、こういうパンフレットを先ほど見せましたけど、結局鍬ですよね。その前にやることが、通称弾丸というやつですね。そういうので、下に盤を切り開いて、その後、このカルチで鍬をかけて、そして、もう一つ言えば、セリオロールというのが大きな機械がございます。それでもうー回耕すというやり方しかないんじゃないかという考えを持っております。

そうした場合、やっぱりそういう考えでやらなくてはいけない、だから、そういう機械が必要じゃないかというような趣旨の質問じゃなかったかと、私も全く同意見でございます。何と言いましても、農地というのは、やっぱりこう、基幹産業である農業、その中でいかに農地から収益を上げるかというようなことを考えるべきだと思うんですよね。本町、法人等もたくさんできております。法人にしてもすべてが経営ですので、農地からいかに収益を上げるかということに尽きると思うんですよね。

そうした場合、今の現状ですと、農地が農地じゃないんですよね。ほとんどのところがそうだと思うんですけども、結局、湿田化しておるということで、一番いい例が、植え付けはできるけど収穫はできないという状況ですね。まさしく今年のWCS、植え付けをしてあります。私も関係してますから把握しておりますが、本町でおそらく 70 町ぐらいだと思うんですよね。そこにWCSが植え付けてありますけど、お聞きしますけど、そのWCS、収穫、ロールまで、70 町のうちどれくらいが今現在できておりますか、お聞きします。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(岡本幹春君)** WCSの作付につきましては、議員、今おっしゃられましたとおり、大体本町で70~クタールほどの作付があっております。本来、11月末までに収穫が終わりましたという報告を出していただくことになっておりますが、昨日まででまだ約20町、20~クタールほど、報告は出てないということで、同程度、圃場にまだ残っているのではないかというふうに考えております。以上です。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 7番。
- **〇7番(宮川安明君)** 課長の、把握しておられるということです、結局その、機械が 入らないんですよね。機械を入れても機械が沈んじゃうという状況。ですから収穫ができ ないという状況。これはやはり、根本的に農地を開墾といいますかね、改良しなくては解

決しない問題だと思うんですよ。

この後どうなるかというと、WCSの後、今年、今度麦とか植えられるのに、それが今度遅れるということですよね。そのまま仮に植えても、じゃあ、麦がコンバインでまた埋まるんじゃないかと。大豆にしても然りですね。そういうことで、ここはやっぱり、そういう自力復旧に当たられる方の利便性を少し考えんといかんのじゃないかというふうに思いますし、また、農地っていいますのは、やはり私は、今申しましたように、生産を生む場でありますし、農家の方にとってはですよ、まあ、勤められてる方は定年を迎えられると退職金というような形でお金を受け取って、それで老後をという考えでしょうけど、農業者の方々にはなかなか、年金もありますけど、そういうものはないと。最悪、農地を売って老後の生活に充てるというようなことで考えられてる方もいらっしゃると思うけども、農地が農地でないというような今の状態では、やはり価値が本当になくなってしまっていると。そういう状況に陥る可能性があるんじゃないかということも危惧するわけですよね。ですからそのへん、まあ、災害特例じゃないですけども、先ほど本田議員がおっしゃったように、農機具導入等については、やっぱり少し柔軟な考え方をもって、これは駄目ですよ、これは駄目ですよということではなくて、やはりそういうことまで考えてやっていただきたいというふうに思うわけです。

それが一つと、なぜその町単にこだわってこういうことを言うかというと、それじゃ、町単以外の事業、経営体育成事業といいますか、なんか正式には分かりません、県が行っている事業について、昨年も法人がですよ、甲佐町の法人が手を挙げて採択を受けられてないんですよね。そういうことがあるもんだから、町として考えられることは、できることはするべきじゃないかというふうに思うんですよ。

で、聞きますけど、昨年のその県の事業で採択を、昨年でもない、前の年でもいいけど、 どれくらい採択を受けてるんですか。

#### **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。

**○産業振興課長(岡本幹春君)** 今年の県の事業はもう終わっておりますので、今年の例で御説明をさせていただきます。本年につきましては、コンバインを二つの法人から1台ずつ、それと、ラジコン式の動力噴霧器を一つの法人から。それと、コンバインを要望されておられました法人から、畔塗り機も合わせてということで、三つの法人の要望を県のほうに出しているところです。

1次審査におきましては、甲佐町については採択はあっておりません。採択の決定があったところから順次事業をされて、県のほうも予算の残が出て、甲佐町の畔塗り機については対応ができますよというようなことでしたので、畔塗り機については単県事業でということで、四つの機械を希望、要望をして、最終的には1台ですが、当初においては採択はゼロだったというような状況でございます。

## **〇議長(緒方哲哉君)** 宮川議員。

**〇7番(宮川安明君)** 今、課長説明のように、なかなか採択されないわけですよね。 採択されない。やっぱり何かポイントがあって、本当は、上益城なら上益城、公平にとい うような考え方でやっておられるんだろうけども、法人が取れないんですよね。そこが問題だと思います。法人を立ち上げて、法人ならばいろんな手当てをしますよという県の要綱に乗っていっても取れない。だから、この町の事業に頼らざるを得ないんじゃないかということを町長に申し上げたいと。そういうのが現実なんですよ。この畔塗り機だって、1次査定で取れなくて、補助残か何かでしょう。どうですか。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 産業振興課長。
- **○産業振興課長(岡本幹春君)** 1次の審査で採択されました各団体が事業を実施されますと、当初1,000万で要望をされてても、実際に入札等されると900万とかになるということで、予算の残が出たので、その残については、またほかに1次で落ちたところに、希望されるところがあれば配分しますという形での配分が甲佐のほうに回ってきたということでございます。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 宮川議員。
- **○7番(宮川安明君)** そうでしょうけど、結局ですよ、1,000 万ぐらいするコンバインを申し込んでも取れんだったと。ほんで、50 万ぐらいの、50 万以下でしょ、畔塗り機っていうのは。それくらい、60 万か。5、60 万のは、まあ、言っちゃ悪いけど補助残でやられておると。まあ、甲佐町にも一つ補助はしましたよというような考え方なんですよ、私から言わせれば。

だから、そういう現状があるから、町長ね、やっぱり先ほど言いましたように、災害、 農地を、基盤産業が農業であるという、その農地を何とかしなくちゃいかんという気持ち で申し上げてますが、そのへんについて町長のお考えをお聞きしたいと思います。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 奥名町長。
- **○町長(奥名克美君)** 先ほどから湿田化した田んぼの復旧について、災害復旧工事としての対応が難しいということで、自立復旧ですか、自力復旧を探らなくちゃならないという話でのやり取りを聞かせていただきました。なかなか難しい問題ではありますけれども、そういった対象となる田んぼの数がどれだけあるのか、面積はどれぐらいなのか。それと、その必要とされる機械についても、どういう機械が必要なのか、ちょっと持ち帰って検討させていただきたいというふうに思います。ちょっとこの場でどうこうというのはなかなか申し上げにくいというふうに思いますので。
- **〇議長(緒方哲哉君)** ほかに質疑ありませんか。18 ページから 24 ページです。18 ペ ージから、ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- ○議長(緒方哲哉君) 次に、25ページ、款7、土木費から、32ページ、款11、公債費までです。25ページから32ページ、公債費までです。何か質疑ありませんか。 2番、佐野議員。
- **〇2番(佐野安春君)** 26 ページの熊本地震関連費、住宅費の熊本地震関連費の 15 の工事請負費のことについてお尋ねしたいと思います。

災害関連地域防災がけ崩れ対策工事がどこなのかということと、その下の仮設住宅の街

灯設置工事が、どこで何カ所なのかを教えていただきたいと思います。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** それではお答えいたします。災害関連地域防災がけ崩れ対策事業の工事箇所ということで、まず3カ所ございます。1カ所目が津志田地区、2カ所目が府領地区、それと3カ所目が上豊内地区でございます。それと、仮設住宅の街灯設置工事ということですけれども、これは乙女の宇城鉄筋団地と、同じく乙女のグリーンセンターの仮設住宅に、それぞれ1基と3基を付けます。以上でございます。
- **〇2番(佐野安春君)** 分かりました。
- **〇議長(緒方哲哉君)** ほかにありませんか。 11 番、本田議員。
- **O11 番 (本田 新君)** すみません。25 ページの2に、新設改良費の中で、ほぼ2分の1、もうほぼ半分減額補正がなされております。当初、すると言ってたけど、どこを取りやめて、どこを執行されたのか。それについて、こう言い方はあれかもしれませんけど、どこを残してどこを送ったのか。その、どういった考えでやっておられたのか。その二つをお教え願えませんでしょうか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** 道路の新設改良費の減額について、全般的にお話をしたいと思います。各路線で確定した部分についての精算もありますが、大部分は社会資本整備総合交付金事業の決定額が低かったための減額補正となります。一般的に道路整備に使える一般交付金が、町の要望額に対しまして 32.5%の配分。それと、通学路対策や防災減災に使えます防災安全交付金が、60%の配分となっております。町全体につきましても、50%を切るという低い交付決定額の中で、各路線間での事業費の融通をいたしました。どこをどう融通したかというのは、路線の延長をカットしたり、今年度、用地買収まで行う予定のやつを、今年度測量設計だけにとどめ、来年度以降に用地買収を回したり、そういった全体的な計画変更を行いまして、この 50%を切る交付決定額に対応した計画を立て直したところでございます。

だから、どこを削ったということではなく、全体的にすべてを見直して計画の練り直しをしたということになります。以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 本田議員。
- **O11 番(本田 新君)** ならば、当初計画されたことを次年度以降に少しずつ送るということで、しないという選択はあるんですかね、ないんですかね、どうでしょうかね。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 建設課長。
- **〇建設課長(志戸岡 弘君)** この計画に挙げていて、まだしないという選択はないというふうに考えております。以上でございます。
- **○議長(緒方哲哉君)** ほかに質疑ありませんか。 2番、佐野議員。
- **〇2番(佐野安春君)** 31 ページの4項の文教施設災害復旧費の社会教育施設災害復旧

費の15、工事請負費、中早川集会所災害復旧工事、400万とありますが、私が一般質問で 資料要求した中に、自治公民館の被害状況というようなことで資料を出していただきまし たが、この中にも中早川集会所というのが被害の自治公民館等ということで載っておりま すが、この中早川集会所以外の自治公民館の復旧の見通しといいますか、そういった点は どうなっておるのかお尋ねをいたします。

## **〇議長(緒方哲哉君)** 社会教育課長。

**○社会教育課長(吉岡英二君)** まず、中早川集会所と自治公民館の位置づけの違いについて若干御説明したいと思いますけども、中早川集会所につきましては、町が所有する公立の社会教育施設という位置づけでございまして、地域改善対策の集会所としての取り扱いでございます。ここにつきましては、外壁や基礎、又は軒の部分に多数のひび割れがあって危険であるということで、今のところ、文科省の補助金の交付ということで、そういう事業の取り扱いとして素案が提出されておりますけども、これにつきましては、予算を計上していなければ受け皿に載らないということで、最終的には来年の2月末か3月末頃に決定がされると思いますけども、そういう形で挙げております。

それと、自治公民館についてですけども、資料については、自治公民館等ということで中早川の集会所についても挙げておりますけれども、この自治公民館につきましては、被害状況といいますのが、現在、甲佐町内に自治公民館という取り扱いをされるのが 55 カ所、それと、地域改善対策の集会所が 2 カ所ということでございますが、この公民館につきましては、無被害から建て替えを要するようなものについて、程度はそれぞれございますけれども、この金額の多少にかかわらず建築業者などに依頼しまして、改修が要するであろうと思われるのを 19 カ所、そこの資料として提出するところでございます。

それと、助成、補助についてですけども、現行の町の公民館の改修の補助というのは、3割以内というふうになっております。そうなると地区では7割の負担が必要という形になりますけれども、この自治公民館は、公民館等は地区のコミュニティ、集いの場として大切な機能を有する拠点となっておりますので、今言いました国の補助であるとか、県の復興基金など、そういった助成制度を活用いたしまして、なるべく地域の住民の負担を軽減できるよう、今、検討しているところでございます。

また、改修等を実施されるに当たっては、地区の総会等で承認を得て申請される必要がございますので、これにつきましても、今、県議会が開催中でございますけども、12月の補正ということで、2.7億円の自治公民館再建支援事業ということで提出されております。議会の承認が得られれば、町も速やかな対応ができるように、現在、その準備を進めているところでございます。以上です。

### **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。

**〇2番(佐野安春君)** 今、お話のあった助成のあり方といいますか、県のほうはそういった援助をするというのがありますが、やはり今、当初お話された 70%がそこの地元で持つというのはなかなか厳しいものがあると思いますので、やはり県の援助があれば、そういったところで、是非、最大限の援助を求めてもらうということと、やはり、介護保

険の拠点事業ですかね、あの中からもこの自治公民館等が介護保険の介護サービスですかね、そういったものを利用する施設として利用する場合には、そういった面からの援助というか支援があるというふうにも聞いてますが、その点はいかがですか。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 社会教育課長。
- **○社会教育課長(吉岡英二君)** 補助の割合についてでございますけれども、現在、復興基金の素案がございますけれども、それは、それぞれの公民館の設置や運営体系などによりまして、その率が異なる部分がございます。

国又は県の制度と照らし合わせまして、今のところは有利とされるだろうと思われる各地区を、認可地縁団体としての所有体系の整備をすれば、若干有利になるんじゃないかという案がございます。そういった形で、先ほど申しましたとおり、地域住民の方々がなるべく自己負担が少なくなるよう、そのような形で遂行していきたいと思います。近いうちにきちんとした補助基準等の詳細等が定められた要綱等が提示されると思いますので、現在はその準備を進めているところでございます。

それと、介護保険については。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** 介護保険のほうからの立場から回答いたします。まず、県の補助金を活用した事業として、介護基盤緊急整備特別対策事業があります。部落公民館等を利用して介護予防教室等を定期的に開催する場合、炊事場、トイレの様式や床材の変更、手すりの取り付け等が必要な場合には、この改修工事費が対象となり、1施設 750 万円の補助が受けられるという事業でございます。以上でございます。
- **〇2番(佐野安春君)** 最後に一つだけ。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 佐野議員。
- **〇2番(佐野安春君)** 今の介護保険からの支援の問題で、今回の地震で被害があった 施設等にそういったものが利用できる可能性があるのか、どうでしょうか、
- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** 補修に関しては、この事業の対象にはなりませんので、よろしくお願いいたします。
- **〇2番(佐野安春君)** 分かりました。
- **〇議長(緒方哲哉君)** ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** ないということでございますので、次に、歳入は全部について質疑をお願いします。歳入全部についての質疑をお願いいたします。11 ページから 17 ページです。歳入については全部の質疑をお願いします。11 ページから 17 ページです。

何か質疑ありませんか。11ページから17ページです。歳入全部についての質疑。

9番、本郷議員。

**〇9番(本郷昭宣君)** 11 ページの町民税がだいぶ減額されておりますが、今度の震災による減免関係の減額でしょうか。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 税務課長。
- **〇税務課長(北畑公孝君)** 町民税の減額補正ですけれども、これにつきましては、震 災による減免を行っておりますので、それに伴います減額となります。以上でございます。
- **○議長(緒方哲哉君)** ほかにありませんか。

   2番、佐野議員。
- **〇2番(佐野安春君)** 15 ページの寄付金の中で、指定寄付金というのが設けられておりますが、ちょっとどういったものか御説明をお願いしたいと思いますが。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 総務課長。
- **〇総務課長(内山 洋君)** 指定寄付の補正で、1,351 万 2,000 円ということになっております。これ、内訳といたしましては、ふるさと応援寄付金が 501 万 8,000 円。それと指定寄付が 849 万 4,000 円ということで、トータルで 1,351 万 2,000 円ということになっております。

指定寄付の内訳につきまして、いろいろ各種団体のほうから寄付を頂いております。団体または個人から、義援金としてではなく、町への指定寄付ということで、使ってくださいということで寄付をいただいたところでございまして、24 個人・団体のほうから 849万5,383円、これ、11月の7日現在で寄付をいただいておるという内容でございます。

- **〇2番(佐野安春君)** 分かりました。
- **〇議長(緒方哲哉君)** ほかにありませんか、質疑。11 ページから 17 ページです。歳入 の 11 ページから 17 ページまでです。

3番、荒田議員。

- **○3番(荒田 博君)** 17 ページの町債についてお尋ねいたしますけども、34 億という数字になっております。今回の熊本地震の影響でこのような金額になったかと思いますけれども、来年度3月でどのぐらいの、本年度だけで町債がどのぐらい予想されてるのか。また、当然、今は復旧に向けて動かないといけないという思いが当然でございますけれども、5年後、10 年後と先のことを見据えることは難しいですけども、町政運営が非常に厳しい時代が来るのではないかというのをやはり懸念するところでもございます。そのあたりをどう考えられてるのかお尋ねいたします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 総務課長。
- **〇総務課長(内山 洋君)** たしかに今回の地震、豪雨災害で、起債の額がかなり増えてきております。これにつきましては、できるだけ国のほうにおかれましては、交付税措置をしていただいて、普通交付税等で見返りをいただくというような形でお願いをしたいところでございます。

今後、復旧・復興事業が進むにつれまして、この起債額も当然増えてくるかと思いますけれども、今のところ、どのくらい交付税で見返りがあるかというところまでは、ちょっと今のところ、今年度末、また、新年度当初予算、組んでみないと、1、2年、見てみないと、最終的にはどのくらいの交付税措置があるのか。そして、基金として積み立てられる額がどのくらいあるのかというのが、ちょっと今のところ見通せないというような状況

でございまして、当初予算、これから組む予定になっておりますけれども、それに当たりましては、大体 7 億程度の基金はどうにか確保をして、当初予算を組めるようには考えておりますけれども、今申し上げましたとおり、国・県の補助、それと交付税の措置というところを、できるだけ少しでも多く頂けるようにというふうには思っておるところでございます。

**〇議長(緒方哲哉君)** ほかに質問、質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 次に、最後になりますが、本予算全部についての質疑をお願い します。本予算全部についての質疑をお願いします。

ありませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**○議長(緒方哲哉君)** 質疑なしということでございます。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

11番、本田議員。

**〇11 番(本田 新君)** 平成 28 年度甲佐町一般会計補正予算(第7号)でございます。

今回 42 億円の追加されて、トータル本年度 177 億円を超えました。大変な数字になっていることも、今回のは見てとれます。また今、財政状況についても心配される質問がありましたけれども、それらも心配はされますけれども、ただ、今回の予算を見てみますと、復興住宅、子育て支援住宅など、熊日のトップを飾るような、そういった予算も含まれております。ある意味ではしっかりとした復興が進められているということも感じられる補正予算ではないかなという思いもあります。大変なことではありますけども、しかし、一歩一歩、我が町の復旧・復興が進んでいることを心から祈念いたしまして、本案に賛成をいたします。

**〇議長(緒方哲哉君)** これで討論を終結します。

これから議案第 56 号「平成 28 年度甲佐町一般会計補正予算(第7号)」について採 決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

**〇議長(緒方哲哉君)** 執行部から午前中の質問に対する訂正の申し出があっております。これを許します。

産業振興課長。

**○産業振興課長(岡本幹春君)** ありがとうございます。午前中の議案第 54 号の条例の一部改正の審議の中で、荒田議員のほうから、新規就農者等の5反というのはちょっとハードルが高いので、それは町のほうでどうにかできないのかというような御質問がありました。私、答弁で、農地法上、都道府県については5反という規制があるので、町のほうでそこはちょっといかんともしがたいというような答弁をさせていただいたんですが、大変申し訳ありません、農地法上、都道府県については5反以上というのは大前提ではございますが、各市町村の農業委員会が、いろいろな個別の条件はあるんですが、その条件を満たせば、5反以下、10 アール以上5反未満の面積要件を緩和するというのは可能ということでございます。

本町におきましても、荒田議員からもありましたとおり、新規就農者を迎えるためには、 やはりハードルは少しでも下げる必要はあるのではないかというようなことで、今後、農 業委員会としましても、条件等がありますので、本町において、その面積が一番最適なの かというようなことについては検討をさせていただきたいというような形に訂正をお願い したいと思います。申し訳ありませんでした。

〇議長(緒方哲哉君) はい。

## 日程 10 議案 57 号 平成 28 年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)

〇議長(緒方哲哉君) それでは続きまして、日程第 10、議案第 57 号「平成 28 年度甲 佐町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

住民生活課長。

**○住民生活課長(古閑 敦君)** 議案第 57 号、平成 28 年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について御説明申し上げます。1ページ目をお願いいたします。

平成 28 年度甲佐町の国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 341 万7,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 20 億 5,949 万円とするものです。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入 歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

平成28年12月9日提出。町長名でございます。次のページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正。歳入です。款4、県支出金に39万2,000円を追加し、9,286万4,000円としております。2の県補助金です。款7、前期高齢者交付金に45万6,000円を追加し、3億3,999万2,000円としております。1の前期高齢者交付金です。款10、繰入金から426万5,000円を減額し、1億6,909万6,000円としております。1の一般会計繰入金です。歳入合計、補正前の額、20億6,290万7,000円から341万7,000円を減額し、20億5,949万円としております。次のページをお願いいたします。

歳出です。款 1、総務費に 39 万円を追加し、3,940 万 8,000 円としております。 1 の 徴税費です。款 2、保険給付費に 400 万円を追加し、11 億 5,241 万 9,000 円としております。 1 の療養諸費と 2 の高額療養費です。款 3、後期高齢者支援費等から 53 万 7,000 円を減額し、1億 7,016 万 6,000 円としております。 1 の後期高齢者支援費等です。款 4、前期高齢者納付金等に 1,000 円を追加いたしまして、12 万円としております。 1 の前期高齢者納付金等でございます。款 6、介護納付金から 36 万円を減額し、6,911 万 7,000円としております。 1 の介護納付金です。款 8、保健事業費から 9 万 7,000 円を減額し、1,502 万 2,000 円としております。 1 の保健事業費、 2 の特定健康診査等事業費です。款 12、予備費から 681 万 4,000 円を減額し、1 億 4,093 万 3,000 円としております。 1 の予備費です。

歳出合計、補正前の額、20 億 6,290 万 7,000 円から 341 万 7,000 円を減額し、20 億 5,949 万円としております。

今回の補正の主なものは、歳入では保険基盤安定繰入金の減額、また、歳出では退職被保険者等の高額療養費等の増額によるものです。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長(緒方哲哉君) これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてお願いいたします。質疑については、本予 算全部についてお願いいたします。何か質疑ありませんか。本予算全部についての質疑を お願いします。本予算全部についての質疑を伺っております。

6番、西坂議員。

- ○6番(西坂和洋君) 歳出のところで、ページ数で7ページですが、一番下の保険給付金の中でも高額医療費のことで質問といいますか、私の経験上でありますが、昨年の12月、今ぐらいから3回ほど入院しまして、この前、住民課のほうから来ておりましたハガキを見ましたところ、「わー、こぎゃんかかっとだろうか」というようなことで、これは私も自己診断をいたしまして、また、特定健診等を受けて大体のところが分かりましたので、すぐ病院に入院しましたが、特定健診の普及があってこそ、私も命が助かったかなという思いがします。そこで、今後、特定健診は、負担金というのは1万円もかかりません。ですので、今後とも特定健診は大いに活用というか、各国保の関係者、住民は必ず受けるようにもっとPRをしていただきたいと思います。質問といいますか、今も精一杯鮎緑で努力されていますが、今後とも、もっともっと国保の負担を減らすために、そういった努力をしていただきたいと思いますが、井上課長あたり、まだ検討の余地があると思いますので、そこあたりは検討されていますか。
- **〇議長(緒方哲哉君)** いいですか。総合保健福祉センター所長。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** ただ今、医療と保険の連携を図っているところでございます。病院のお医者さん方にもいろいろ会う機会がございますので、病院のほうからも、特定健診のほうのおすすめをしていただきたいと思っております。以上でございます。

- **○議長(緒方哲哉君)** ほかに。本予算全部についての質疑ありませんか。 [「ありません」と呼ぶ者あり]
- **○議長(緒方哲哉君)** ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- ○議長(緒方哲哉君) 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 9番、本郷議員。
- ○9番(本郷昭宣君) 議案第 57 号、平成 28 年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)でございますが、歳入のほうで繰入金の減額、それから歳出で、給付のほうでは 400 万増額で、あとは調整の増減があっております。その財源不足につきましては、予備費で調整されているというようなことでございますので、何ら異議なく賛成いたします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** これで討論を終結します。

これから議案第57号「平成28年度甲佐町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」 について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

休憩 午後 1 時58分 再開 午後 2 時10分

**〇議長(緒方哲哉君)** 休憩前に引き続き会議を開きます。

執行部から、先ほど質問の中で答弁の申し出があっておりますので、これを許します。 総務課長。

**〇総務課長(内山 洋君)** 先ほど、一般会計の中で、荒田議員のほうから役場の駐車スペースはどのくらいあるかという御質問がございました。役場の北側南側両方合わせまして 150 台のスペースがございます。これはろくじ館側の前の国道側は含めずにということでございます。以上でございます。

日程第11 議案第58号 平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算 (第2号)

**○議長(緒方哲哉君)** それでは、日程第 11、議案第 58 号「平成 28 年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第 2 号)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

福祉課長。

**○福祉課長(北野 太君)** 議案第 58 号、平成 28 年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。1ページをお願いいたします。

平成 28 年度甲佐町の介護保険特別会計補正予算 (第2号) は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,052 万4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 15 億 1,965 万円とするものでございます。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出 予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によります。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる 事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為によります。

平成28年12月9日提出。町長名でございます。2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正、歳入です。款2、分担金及び負担金の補正額は、0円でございますけども、これは財源内訳の変更によるものです。1の負担金です。款4、支払基金交付金に1,394万9,000円を追加して、3億9,550万円としております。1の支払基金交付金です。款5、国庫支出金に1,410万1,000円を追加して、3億9,345万2,000円としております。1の国庫負担金、2の国庫補助金です。款6、県支出金に651万円を追加して、2億1,203万6,000円としております。1の県負担金、3の県補助金です。款8、繰入金に625万9,000円を追加して、2億4,179万2,000円としております。1の一般会計繰入金です。款10、諸収入から29万5,000円を減額して、644万4,000円としております。1の予防給付費収入です。

歳入合計、補正前の額 14 億 7,912 万 6,000 円に 4,052 万 4,000 円を追加して、15 億 1,965 万円としております。 3ページをお願いいたします。

歳出です。款 1、総務費から 19 万円を減額して、4,463 万 2,000 円としております。 2 の徴収費、3の運営協議会費です。款 2、保険給付費に 4,840 万 7,000 円を追加して、 13 億 9,782 万 8,000 円としております。1 の介護サービス等諸費です。款 4、地域支援事業費に 141 万 9,000 円を追加して、4,147 万 5,000 円としております。1 の介護予防事業費から5のその他諸費までです。款 8、予備費から 911 万 2,000 円を減額して、1,393 万 4,000 円としております。1 の予備費です。

歳出合計、補正前の額 14 億 7,912 万 6,000 円に 4,052 万 4,000 円を追加して、15 億 1,965 万円としております。 4ページをお願いいたします。

第2表、債務負担行為です。事項が通所型サービスC事業、期間が平成 29 年度、限度 額が 400 万 1,000 円です。

今回の補正の主なものにつきましては、保険給付について、法改正に伴いまして、本年度から居宅介護サービス施設が地域密着型通所介護サービス施設に移行したこと、また、地域支援事業費については、総合事業を開始することなどによるものでございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

**〇議長(緒方哲哉君)** これより質疑を行います。

質疑については本予算全部についてをお願いいたします。質疑については本予算全部 についてをお願いいたします。

何か質疑ありませんか。

2番、佐野議員。

- **〇2番(佐野安春君)** 歳出の中で、介護予防事業費がマイナス 336 万 9,000 円という うふうになってますが、今年度、年度初めに熊本地震が発生しまして、介護保険事業、また、介護予防事業、といった面で、進展状況どうなのかということですよね。来年から総合事業が始まるんですかね。そういった点でちょっと御説明をお願いします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。
- ○総合保健福祉センター所長(井上美穂君) 総合事業とは、平成 27 年 4 月に介護保険 法が改正され、介護予防事業から介護予防日常生活支援総合事業への事業移行が義務付けられました。この総合事業では、ホームヘルプサービスとデイサービスを市町村が取り組む地域支援事業に移行し、細やかで多様なサービスの提供が可能となり、高齢者が地域で自立した生活ができるように、また、介護給付費の適正化に寄与するシステムづくりを目指すことになります。

ということで、総合事業は当初4月からの予定でございましたが、来年2月から総合事業を実施したいと思います。と申しますのが、鮎緑を介護予防、生活支援サービスの拠点として整備しているため、国の補助金である地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金を活用し、今年度、総合事業を始めることで申請していること。更に、震災後に介護保険サービスを必要とする人がたくさんおられ、介護保険の認定・申請をせずとも、基本チェックリストで下肢筋力低下等が認められれば事業対象者となることから、来年2月から総合事業の実施を予定しているところでございます。以上でございます。

- **〇議長(緒方哲哉君)** 2番、佐野議員。
- **〇2番(佐野安春君)** 地震の影響はなかったんですかね。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 総合保健福祉センター所長。
- ○総合保健福祉センター所長(井上美穂君) 仮設等に高齢者の方がたくさんいらっしゃいますけれども、その中にもやはり介護保険を必要とされる方がたくさんおられます。 介護保険に、総合事業に移ることによって、介護認定申請を受けずに、チェックリストで認められれば、すぐ介護保険のサービス、総合事業のサービスを使えるということで、2月から始めたところではあります。以上でございます。
- 〇議長(緒方哲哉君) どうぞ。
- **〇総合保健福祉センター所長(井上美穂君)** すみません。地震の影響は事業にはございません。以上です。
- **〇議長(緒方哲哉君)** ほかに質疑ありませんか。 ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 質疑なしと認めます。

これより質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

- **〇議長(緒方哲哉君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。 3番、荒田議員。
- **○3番(荒田 博君)** 議案第 58 号、平成 28 年度甲佐町介護保険特別会計補正予算 (第2号) でございますけれども、課長の説明にございましたけれども、保険給付の増額 等、制度移行による増額となっております。その点に関しては、何ら異議なく賛成いたします。
- **〇議長(緒方哲哉君)** これで討論を終結します。

これから議案第58号「平成28年度甲佐町介護保険特別会計補正予算(第2号)」について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第12 議案第59号 平成28年度甲佐町水道事業会計補正予算(第1号)

**○議長(緒方哲哉君)** 日程第 12、議案第 59 号「平成 28 年度甲佐町水道事業会計補正 予算(第 1 号)」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

環境衛生課長。

**○環境衛生課長(橋本良一君)** まず、当初配付いたしました予算書を差し替えさせていただいたことに対しましてお詫び申し上げます。すみませんでした。

それでは説明させていただきます。

議案第59号、平成28年度甲佐町水道事業会計補正予算(第1号)について説明申し上げます。1ページをお願いします。

平成 28 年度甲佐町水道事業会計補正予算(第1号)。総則、第1条、平成 28 年度甲佐町水道事業会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによります。

収益的収入及び支出の補正、第2条、平成28年度甲佐町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。なお、営業費用中、災害復日費2,188万6,000円の財源に充てるため、企業債910万円を借り入れるものとします。

科目、既決予定額、補正予定額の順で説明させていただきます。

収入です。第1款、第1項、営業収益、既決予定額1億3,660万5,000円から320万円 を減額し、1億3,340万5,000円としております。第2項、営業外収益、既決予定額 1,339万8,000円から962万円を増額し、2,301万8,000円としております。

支出です。第1款、第1項、営業費用、既決予定額1億2,341万1,000円から1,643万8,000円を増額し、1億3,984万9,000円としております。第2項、営業外費用、既決予定額1,696万2,000円から282万1,000円を減額し、1,414万1,000円としております。

企業債の補正、第3条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次 のとおりと定めます。

起債の目的が災害復旧事業債、限度額は910万円、起債の方法は証書借入又は証券発行、利率は5%以内、償還の方法は借入先の融資条件による。ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができるものとします。次のページをお願いします。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正、第4条、予算第7条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正いたします。 1、職員給与費、既決予定額 2,540 万9,000 円から 170 万8,000 円を増額し、2,711 万7,000 円としております。第5条、予算第8条の次に次の1条を加えます。債務負担行為、第9条、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は次のとおりと定めます。事項は水道料金会計システム賃借料、期間は平成29年度から平成33年度まで。限度額は984 万6,000 円としております。平成28年12月9日提出。町長名でございます。

以上で説明を終わります。どうぞよろしくお願いします。

**〇議長(緒方哲哉君)** これより質疑を行います。

質疑につきましては、本予算全部についてをお願いいたします。質疑については本予 算全部についてをお願いいたします。何か質疑ありませんか。水道事業会計全部について の質疑を伺っております。何か質疑ありませんか。

7番、宮川議員。

- **〇7番(宮川安明君)** すいません、一番最後の説明書のとこから聞きます。この給水 使用料の減額 320 万になっておるのは、これは災害の関係の分ですかね、ちょっとそのへ んを説明してください。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(橋本良一君) お答えします。 4月 10 日から 5月 10 日までの料金収入、 5月分と申しておりますが、当初 1,100 万円見込んでおりましたが、震災に伴い減免措置を行いましたため、同月の料金の調定が 780 万円と、見込みを 320 万円下回りました。この額を補正予算に計上させていただいております。以上です。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 7番。
- **〇7番(宮川安明君)** すみません、参考までに。給水減免された件数、何件ぐらいあったのかと。大体その、あれはよかけども、多いところでいくらあったのか。多いところよ。
- **〇議長(緒方哲哉君)** 環境衛生課長。
- ○環境衛生課長(橋本良一君) 震災によります減免措置ですけれども、断水期間の長

かった乙女校区を中心に2段階に分けまして、特に長かった田原、府領、北原地区は5月分の基本料金を全額免除させていただきました。基本料金です、あくまで。船津を除く、船津と田原、府領、北原を除く乙女地区につきましては、基本料金を半額減免させていただきました。この数が約2,000件に上っております。そのほかに、罹災証明で半壊以上の判定を受けられたお宅につきましては、申請により5月分の料金を全額免除させていただいております。その件数が580件余りとなっております。以上でございます。

○議長(緒方哲哉君) ほかに質疑ありませんか。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

本案に対する賛成者の発言を許します。

7番、宮川議員。

- **〇7番(宮川安明君)** 議案第 59 号、平成 28 年度甲佐町水道事業会計補正予算(第1号)でございます。まだまだ、今、質疑の中にもありましたように、災害の復旧工事等が済んでない状況でございますけども、町民の皆さんが安心して飲める水道水供給のために頑張っていただきたいということを付け加えまして、本案件に対しましては賛成をいたします。
- ○議長(緒方哲哉君) これで討論を終結します。

これから議案第59号「平成28年度甲佐町水道事業会計補正予算(第1号)」について 採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**〇議長(緒方哲哉君)** 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第13 要望第5号 「地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書」に ついて

**〇議長(緒方哲哉君)** 日程第 13、要望第 5 号「『地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書』について」を議題とします。

お諮りします。要望第5号については、会議規則第 90 条第2項及び 93 条の規定により、委員会の付託を省略したいと思いますが、いかがでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 異議なしと認めます。したがって、要望第5号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

事務局長をして朗読させます。

事務局長。

**○議会事務局長(福島明広君)** それでは朗読します。発熊議第 134 号、平成 28 年 10 月 31 日、各町村議会議長様。熊本県町村議会議長会会長、松尾純久。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書について、御依頼。平素は本会の 会務運営等につきまして格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、全国町村議会 議長会及び本会では、地方議会議員の年金制度廃止以降、国民の幅広い政治参加や、議員 を志す新たな人材確保のため、地方議会議員の被用者年金制度への加入に関する要望につ いて、町村議会議長、全国大会など、あらゆる機会を捉え、政府、国会に対して要請活動 を展開してまいりました。

なお、被用者年金制度については、平成27年10月をもって共済年金と厚生年金が厚生年金制度に一元化したことに伴い、全国町村議会議長会及び本会としては、今後、地方議会議員の厚生年金制度への加入として引き続き政府、国会に対して適時適切に要望してまいる所存であります。

更に、地方議会議員の厚生年金制度への加入を早急に実現するためには、各町村からの声を一斉に上げていただくことが必要であります。つきましては、貴職におかれましても御多忙の折、大変お手数をおかけしますが、地方議会議員の厚生年金制度への加入の実現に向け、別紙1の意見書例の内容により、12月議会において意見書を可決し、地方自治法第99条に基づき提出していただくよう、特段の御配意と御協力をよろしくお願い申し上げます。

以下につきまして、また、及び次のページからは、意見書例などの参考資料になります ので省略をさせていただきます。以上でございます。

**〇議長(緒方哲哉君)** それでは、これから討論を行います。

本要望に対する反対者の発言を許します。本要望に対する反対者の発言を許します。ありませんね。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長(緒方哲哉君) 次に、本要望に対する賛成者の発言を許します。

賛成者の発言を許します。

9番、本郷議員。

- ○9番(本郷昭宣君) この地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書につきましては、この中に述べられておりますように、やはり地方議会の議員になり手が、若手があんまりおらない、そういうような中で、だんだん立候補者数も少なくなるというようなことも全国で起きております。地方の活性化に向けて、より良い議員の確保のためには、やはり、身分保障というようなことも考えられますので、長期・短期につきましては、この意見書のとおり提出を求めることに対しまして賛成いたします。
- ○議長(緒方哲哉君) これで討論を終結します。

これから要望第5号、「『地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書』について」を採決いたします。

本要望は、原案のとおり採択することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 異議なしと認めます。よって本要望は採択することに決定いた しました。

お諮りします。ただ今、本田議員並びに中村議員から、発議第2号、地方議会議員の 厚生年金制度への加入を求める意見書についてが提出されました。これを日程に追加し、 追加日程第1として直ちに議題としたいと思います。これに御異議ありませんか。

「「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって発議第2号「地方議会議員の厚生 〇議長(緒方哲哉君) 年金制度への加入を求める意見書」について、日程に追加し、追加日程第1として議題に することに決定いたしました。

資料配付のため、しばらく休憩いたします。

休憩 午後2時39分 再開 午後2時45分

**〇議長(緒方哲哉君)** 休憩前に引き続き会議を開きます

追加日程第1 発議第2号 地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書に ついて

**〇議長(緒方哲哉君)** 追加日程第1、発議第2号「地方議会議員の厚生年金制度への 加入を求める意見書について」を議題とします。

事務局長をして朗読させます。

事務局長。

○議会事務局長(福島明広君) 発議第2号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を 求める意見書について。

地方自治法第 99 条及び第 112 条の規定により、意見書を別紙のとおり提出する。平成 28年12月13日提出。提出者、甲佐町議会議員本田新。 賛成者、甲佐町議会議員中村幸 男。甲佐町議会議長緒方哲哉様。次のページです。

地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書。地方分権時代を迎えた今日、地 方公共団体の自由度が拡大し、自主性及び自立性の高まりが求められる中、住民の代表機 関である地方議会の果たすべき役割と責任が格段に重くなっている。

また、地方議会議員の活動も、幅広い分野に及ぶとともに、より積極的な活動が求めら れている。しかしながら、昨年実施された統一地方選挙において、町村では議員への立候 補者が減少し、無投票当選が増加するなど、住民の関心の低下や地方議会議員のなり手不 足が大きな問題となっている。

こうした中、地方議会議員の年金制度を時代に相応しいものにすることが、議員を志す

新たな人材確保につながっていくと考える。よって、国民の幅広い政治参加や地方議会に おける人材確保の観点から、地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実 現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成28年12月13日、熊本県甲佐町議会。衆議院議長大島理森殿。参議院議長伊達忠一殿。内閣総理大臣安倍晋三殿。内閣官房長官菅義偉殿。財務大臣麻生太郎殿。総務大臣高市早苗殿。厚生労働大臣塩崎恭久殿。以上です。

○議長(緒方哲哉君) それでは、提出者の説明を求めます。

11番、本田新議員。

**O11 番(本田 新君)** それでは、提出者として御説明をさせていただきます。

ただ今、先ほど事務局長が朗読したとおりでありますけども、全国の町村議会では、議員の成り手不足が深刻化しております。ちなみにでありますが、昨年 373 の町村で議会議員の選挙が行われましたうち、2割以上にある自治体において無投票当選ということになり、また、4町村の中では定員不足というようなこともあっております。これは一重に、住民の代表として議会議員になろうというようなことが思えない時代になっております。いわゆる、なり手不足ということが本当に深刻化になっております。そのためにも、全国、また、県の議長会のほうでは、身分の保障、経済的な保障などにより、議員の立候補への環境を整備をし、また、議員の質と量など、人材をしっかりと確保し、そして、各町村の発展への真に寄与するそういった議会、また、議員を目指すということが、全国、また、県の議長会での考えであります。

どうか各議員におかれましては、そういった判断をしっかりとした上で、この案について御判断を願いたいと思います。以上です。

**〇議長(緒方哲哉君)** それでは、提出者の説明が終わりました。

これより質疑を行います。何か質疑ありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**○議長(緒方哲哉君)** ありませんね。質疑なしと認めます。

これで質疑を終結します。

これから討論を行います。本案に対する反対者の発言を許します。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 次に、本案に対する賛成者の発言を許します。

9番、本郷議員。

**〇9番(本郷昭宣君)** 発議第2号、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書につきましては、提出者の本田議員がただ今説明されたとおりでございます。私も先ほど賛成意見を述べましたが、そのとおりと思いますので、この地方議会議員の厚生年金制度加入のための法整備を早急に実現するよう強く要望するということで、この意見書の提出には賛成いたします。

○議長(緒方哲哉君) これから発議第2号「地方議会議員の厚生年金制度への加入を

求める意見書について」を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決されました。

## 日程第14 議会運営委員会行政視察研修の報告について

**○議長(緒方哲哉君)** 日程第14、議会運営委員会の行政視察研修報告を行います。

議会運営委員会では、去る9月28日に福岡県大木町議会において研修を行っております。

委員長の報告を求めます。

宮川委員長。

**〇7番(宮川安明君)** それでは、議会運営委員会より行政視察研修の報告をさせていただきます。議会運営委員会では、去る9月 28 日に福岡県大木町の議会の議会運営等について視察研修を行いました。

大木町は筑後平野のほぼ中央に位置し、久留米市、筑後市、柳川市などに挟まれた平坦で理想的な田園地帯でございました。大木町では、開かれた議会の取り組みとして、全町民を対象に議会報告会や意見交換会など議会活動を実施されています。町の直面する課題に対し、議会としても積極的に取り組まれ、各常任委員会においては、各種団体との懇談会の開催、視察研修の実施など、今後の政策づくりに役立てたいと積極的に活動をしておられました。

また、議会に対して、町民に分かりやすい、町民が議会へ参加しやすいことが重要であるということから、その実現に向けて、公開性・透明性を高めるために、議会録画のネット配信の取り組みを検討中とのことでございました。

今回の研修を活かして、本町議会においてもインターネット配信やホームページの改善などの工夫を図り、町民の方に関心を持っていただき、開かれた議会を推進し、今後とも議会の活性化に向けて努力したいと考えております。

以上、議会運営委員会の研修報告ということにさせていただきます。

○議長(緒方哲哉君) 以上で、議会運営委員会の研修報告を終わります。

## 日程第15 議員行政視察研修の報告について

○議長(緒方哲哉君) 日程第15、議員行政視察研修の報告についてを議題とします。 この報告については議席に配付のとおりですので、朗読を省略いたします。 以上で、議員行政視察研修の報告を終わります。

**〇議長(緒方哲哉君)** 執行部からの質問に対する訂正の申し出があっておりますので、 これを許します。 環境衛生課長。

- ○環境衛生課長(橋本良一君) 先ほど、水道事業会計補正予算の中で、宮川議員の御質問に対し、乙女地区の約 2,000 戸を減免したと答弁いたしましたが、約 700 戸の誤りでございました。地区を対象とした減免のほか、震災により通常より高い料金を示した世帯が町内に多数ございましたので、3月から5月分の料金の中で一番安い料金に変更させていただくということをさせていただきました。その数を含めた町内全体の減免数が約 2,000 件でございます。お詫びして訂正させていただきます。すみませんでした。
- 〇議長(緒方哲哉君) はい。

## 日程第 16 総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について 日程第 17 産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

**〇議長(緒方哲哉君)** 引き続き、日程第 16、総務文教常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について、日程第 17、産業厚生常任委員会からの閉会中の継続審査の申し出について、以上 2 件については一括議題といたします。

お手元に配布のとおり、総務文教、産業厚生の二つの常任委員会から閉会中の継続審 査の申し出があっております。

お諮りします。ただ今、二つの常任委員会からの申し出については、申出書のとおり決 定することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 異議なしと認めます。よって、総務文教常任委員会、産業厚生常任委員会からの申し出については、申出書のとおり閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

### 日程第 18 議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出について

○議長(緒方哲哉君) 日程第 18、議会運営委員会からの閉会中の継続審査の申し出についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、議会運営委員会から閉会中の継続審査の申し出があっております。

お諮りします。申出書のとおり閉会中の継続審査をしたいと思います。これに御異議ご ざいませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇議長(緒方哲哉君)** 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会からの申出書について、申出書のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました事件はすべて議了いたしました。 これで会議を閉じます。

閉会前にあたり、町長より御挨拶をお願いいたします。 奥名町長。 **〇町長(奥名克美君)** それでは、12 月定例会の閉会にあたり一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は 12 月9日から本日までの5日間にわたり、御提案をいたしました案件につきまして精力的に御審議をいただき、いずれも原案どおり御議決をいただき、本日ここに閉会の運びとなりましたことは、町政の執行にあたり御同慶に存ずるものであります。

ここに御議決をいただきました平成 28 年度一般会計補正予算を始め、各議案の成立によりまして、早期の災害復旧に努めるとともに、甲佐町震災復興計画により、総力を挙げて本町の復興と町民の皆様の生活再建に取り組んでまいります。

また、今議会で御指摘・御提案をいただきました事項につきましては、今後、町政運営に十分反映をさせ、住民サービスの向上に資する所存でございます。

いよいよ今年も残すところ少なくなりましたが、これから寒さも一段と厳しくなってまいります。議員各位におかれましては、健康に十分御留意をいただき、新たな年をお迎えいただきますよう御祈念を申し上げますとともに、今後とも町政発展のため特段の御協力と御指導をいただきますようお願い申し上げ、閉会の御挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

**〇議長(緒方哲哉君)** 本定例会の閉会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、9日に開会、本日 13 日までの5日間にわたり、多数の重要案件を終始熱心に審議され、本日ここにすべて議了し、無事に閉会の運びとなりましたことを、議員各位とともに誠に御同慶に堪えません。

ここに、本会期中における議員並びに執行部各位の御協力に対し、深く感謝を申し上げる次第でもございます。

なお、町執行部におかれましては、審議の過程において表明された議員各位の意見並び に要望等を十分に尊重していただき、切にお願いを希望するものでもあります。

最後に、皆様方にはくれぐれも健康に御留意をいただき、輝かしい新年をお迎えいただきますようお祈り申し上げ、平成 28 年第4回甲佐町議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でございました。お疲れでございました。

閉会 午後3時02分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

甲佐町議会議長

甲佐町議会議員

甲佐町議会議員

# 甲佐町議会会議録平成28年第4回定例会

平成28年12月発行

発行人甲佐町議会議長緒方哲哉編集人甲佐町議会事務局福島明弘作成 オフィス エムワン面(096) 234-2208

## 甲佐町議会事務局

〒861-4696 上益城郡甲佐町大字豊内 719-4 電話 (096) 234-1198